

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する
法律案新旧対照表

目次

本則

一	金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第一百一号）	1
二	農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）	148
三	金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）	152
四	水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）	191
五	協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）	195
六	信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）	201
七	長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）	212
八	労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）	219
九	銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）	229
十	貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）	235
十一	保険業法（平成七年法律第五号）	239
十二	農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）	253
十三	株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）	258
十四	資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）	262

附則

○ 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）	（附則第十七条関係）	．．．．．	289
○ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）	（附則第十八条関係）	．．．．．	291
○ 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）	（附則第十九条関係）	．．．．．	294
○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）	（附則第二十条関係）	．．．．．	296
○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）	（附則第二十一条関係）	．．．．．	298
○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）	（附則第二十二条関係）	．．．．．	300
○ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）	（附則第二十三条関係）	．．．．．	301
○ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）	（附則第二十四条関係）	．．．．．	303
○ 金融庁設置法（平成十年法律第三百十号）	（附則第二十五条関係）	．．．．．	304

改正案

現行

金融サービスの提供に関する法律

金融商品の販売等に関する法律

目次

（新設）

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 金融商品の販売等（第三条―第十条）

第三章 金融サービス仲介業

第一節 総則（第十一条―第二十三条）

第二節 業務（第二十四条―第三十二条）

第三節 経理（第三十三条・第三十四条）

第四節 監督（第三十五条―第三十九条）

第五節 認定金融サービス仲介業協会（第四十条―第五十条）

第六節 指定紛争解決機関（第五十一条―第七十三条）

第七節 雑則（第七十四条―第八十四条）

第四章 罰則（第八十五条―第百二条）

第五章 没収に関する手続等の特例（第百三条―第百五条）

附則

第一章 総則

（新設）

(目的)

第一条 この法律は、金融商品販売業者等が金融商品の販売等に際し顧客に対して説明をすべき事項、金融商品販売業者等が顧客に対して当該事項について説明をしなかったこと等により当該顧客に損害が生じた場合における金融商品販売業者等の損害賠償の責任その他の金融商品の販売等に関する事項を定めるとともに、金融サービス仲介業を行う者について登録制度を実施し、その業務の健全かつ適切な運営を確保することにより、金融サービスの提供を受ける顧客の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「預金等」とは、預金、貯金、定期積金又は銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第四項に規定する掛金をいう。

2 この法律において「保険契約」とは、保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約をいう。

3 この法律において「有価証券」とは、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項に規定する有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。

4 この法律において「市場デリバティブ取引」とは、金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引をいう。

(目的)

第一条 この法律は、金融商品販売業者等が金融商品の販売等に際し顧客に対して説明をすべき事項及び金融商品販売業者等が顧客に対して当該事項について説明をしなかったこと等により当該顧客に損害が生じた場合における金融商品販売業者等の損害賠償の責任並びに金融商品販売業者等が行う金融商品の販売等に係る勧誘の適正の確保のための措置について定めることにより、顧客の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(新設)

5 | この法律において「外国市場デリバティブ取引」とは、金融商品取引法第二条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引をいう。

第二章 金融商品の販売等

(定義)

第三条 この章において「金融商品の販売」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 預金等の受入れを内容とする契約の預金者、貯金者、定期積金の積金者又は銀行法第二条第四項に規定する掛金の掛金者との締結

二 (略)

- 三 信託財産の運用方法が特定されていないことその他の政令で定める要件に該当する金銭の信託に係る信託契約(当該信託契約に係る受益権が金融商品取引法第二条第二項第一号又は第二号に掲げる権利であるものに限る。)の委託者との締結

- 四 保険契約又は保険若しくは共済に係る契約で保険契約に類するものとして政令で定めるものの保険契約者又はこれに類する者との締結

(新設)

(定義)

第二条 この法律において「金融商品の販売」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 預金、貯金、定期積金又は銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第四項に規定する掛金の受入れを内容とする契約の預金者、貯金者、定期積金の積金者又は同項に規定する掛金の掛金者との締結

二 (略)

- 三 信託財産の運用方法が特定されていないことその他の政令で定める要件に該当する金銭の信託に係る信託契約(当該信託契約に係る受益権が金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第二項第一号又は第二号に掲げる権利であるものに限る。)の委託者との締結

- 四 保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約(以下この号において「保険契約」という。)又は保険若しくは共済に係る契約で保険契約に類するものとして政令で定めるものの保険契約者又はこれに類

五 有価証券（金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号及び第二号に掲げる権利を除く。）を取得させる行為（代理又は媒介に該当するもの並びに第八号及び第九号に掲げるものに該当するものを除く。）

六 次に掲げるものを取得させる行為（代理又は媒介に該当するもの並びに第八号及び第九号に掲げるものに該当するものを除く。）

イ（略）

ロ 譲渡性預金証書をもって表示される金銭債権（有価証券（金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券にあつては、当該有価証券に表示される権利をいう。）であるものを除く。）

ハ（略）

七（略）

八 市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引又はこれらの取引の取次ぎ

九 十一（略）

2 この章において「金融商品の販売等」とは、金融商品の販売又はその代理若しくは媒介（顧客のために行われるものを含む。）をいう。

する者との締結

五 有価証券（金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいい、同項第一号及び第二号に掲げる権利を除く。）を取得させる行為（代理又は媒介に該当するもの並びに第八号及び第九号に掲げるものに該当するものを除く。）

六 次に掲げるものを取得させる行為（代理又は媒介に該当するもの並びに第八号及び第九号に掲げるものに該当するものを除く。）

イ（略）

ロ 譲渡性預金証書をもって表示される金銭債権（金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券に表示される権利又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利であるものを除く。）

ハ（略）

七（略）

八 金融商品取引法第二十一条に規定する市場デリバティブ取引若しくは同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引又はこれらの取引の取次ぎ

九 十一（略）

2 この法律において「金融商品の販売等」とは、金融商品の販売又はその代理若しくは媒介（顧客のために行われるものを含む。）をいう。

3 この章及び第四章において「金融商品販売業者等」とは、金融商品の販売等を業として行う者をいう。

(金融商品販売業者等の説明義務)

第四条 金融商品販売業者等は、金融商品の販売等を業として行うときは、当該金融商品の販売等に係る金融商品の販売が行われるまでの間に、顧客に対し、次に掲げる事項（以下この章において「重要事項」という。）について説明をしなければならない。

一～七 (略)

2 (略)

3 第一項第一号、第三号及び第五号の「元本欠損が生ずるおそれ」とは、当該金融商品の販売が行われることにより顧客の支払うこととなる金銭の合計額（当該金融商品の販売が行われることにより当該顧客の譲渡することとなる金銭以外の財産であつて政令で定めるもの（以下この項及び第七条第二項において「金銭相当物」という。）がある場合にあつては、当該合計額に当該金銭相当物の市場価値（市場価値がないときは、処分推定価値）の合計額を加えた額）が、当該金融商品の販売により当該顧客（当該金融商品の販売により当該顧客の定めるところにより金銭又は金銭以外の財産を取得することとなる者がある場合にあつては、当該者を含む。以下この項において「顧客等」という。）の取得することとなる金銭の合計額

3 この法律において「金融商品販売業者等」とは、金融商品の販売等を業として行う者をいう。

4 この法律において「顧客」とは、金融商品の販売の相手方をいう。

(金融商品販売業者等の説明義務)

第三条 金融商品販売業者等は、金融商品の販売等を業として行うときは、当該金融商品の販売等に係る金融商品の販売が行われるまでの間に、顧客に対し、次に掲げる事項（以下「重要事項」という。）について説明をしなければならない。

一～七 (略)

2 (略)

3 第一項第一号、第三号及び第五号の「元本欠損が生ずるおそれ」とは、当該金融商品の販売が行われることにより顧客の支払うこととなる金銭の合計額（当該金融商品の販売が行われることにより当該顧客の譲渡することとなる金銭以外の財産であつて政令で定めるもの（以下この項及び第六条第二項において「金銭相当物」という。）がある場合にあつては、当該合計額に当該金銭相当物の市場価値（市場価値がないときは、処分推定価値）の合計額を加えた額）が、当該金融商品の販売により当該顧客（当該金融商品の販売により当該顧客の定めるところにより金銭又は金銭以外の財産を取得することとなる者がある場合にあつては、当該者を含む。以下この項において「顧客等」という。）の取得することとなる金銭の合計額

(当該金融商品の販売により当該顧客等の取得することとなる金銭以外の財産がある場合にあっては、当該合計額に当該金銭以外の財産の市場価値(市場価値がないときは、処分推定価値)の合計額を加えた額)を上回ることとなるおそれをいう。

4 (略)

5 第一項第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ、第四号ハ、第五号ハ及び第六号ハに規定する「金融商品の販売に係る取引の仕組み」とは、次に掲げるものをいう。

一 (略)

二 前条第一項第五号に掲げる行為にあっては、当該規定に規定する有価証券(金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券にあっては、当該有価証券に表示される権利をいい、同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号及び第二号に掲げる権利を除く。)の内容及び当該行為が行われることにより顧客が負うこととなる義務の内容

三〇七 (略)

6 (略)

7 第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 顧客が、金融商品の販売等に関する専門的知識及び経験を有する者として政令で定める者(第十条第一項において「特定顧客」という。)である場合

二 (略)

(当該金融商品の販売により当該顧客等の取得することとなる金銭以外の財産がある場合にあっては、当該合計額に当該金銭以外の財産の市場価値(市場価値がないときは、処分推定価値)の合計額を加えた額)を上回ることとなるおそれをいう。

4 (略)

5 第一項第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ、第四号ハ、第五号ハ及び第六号ハに規定する「金融商品の販売に係る取引の仕組み」とは、次に掲げるものをいう。

一 (略)

二 前条第一項第五号に掲げる行為にあっては、当該規定に規定する金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券に表示される権利又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利(同項第一号及び第二号に掲げる権利を除く。)の内容及び当該行為が行われることにより顧客が負うこととなる義務の内容

三〇七 (略)

6 (略)

7 第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 顧客が、金融商品の販売等に関する専門的知識及び経験を有する者として政令で定める者(第九条第一項において「特定顧客」という。)である場合

二 (略)

(金融商品販売業者等の断定的判断の提供等の禁止)

第五条 金融商品販売業者等は、金融商品の販売等を業として行うときは、当該金融商品の販売等に係る金融商品の販売が行われるまでの間に、顧客に対し、当該金融商品の販売に係る事項について、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為(以下この章において「断定的判断の提供等」という。)を行ってはならない。

(金融商品販売業者等の損害賠償責任)

第六条 金融商品販売業者等は、顧客に対し第四条の規定により重要事項について説明をしなければならぬ場合において当該重要事項について説明をしなかったとき、又は前条の規定に違反して断定的判断の提供等を行ったときは、これによって生じた当該顧客の損害を賠償する責めに任ずる。

第七条(第九条) (略)

(勧誘方針の策定等)

第十条 金融商品販売業者等は、業として行う金融商品の販売等に係る勧誘をしようとするときは、あらかじめ、当該勧誘に関する方針(以下この条及び第九十七条において「勧誘方針」という。)を定めなければならない。ただし、当該金融商品販売業者等が、国、地方公共団体その他勧誘の適正を欠くおそれがないと認められる者と

(金融商品販売業者等の断定的判断の提供等の禁止)

第四条 金融商品販売業者等は、金融商品の販売等を業として行おうとするときは、当該金融商品の販売等に係る金融商品の販売が行われるまでの間に、顧客に対し、当該金融商品の販売に係る事項について、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為(以下「断定的判断の提供等」という。)を行ってはならない。

(金融商品販売業者等の損害賠償責任)

第五条 金融商品販売業者等は、顧客に対し第三条の規定により重要事項について説明をしなければならぬ場合において当該重要事項について説明をしなかったとき、又は前条の規定に違反して断定的判断の提供等を行ったときは、これによって生じた当該顧客の損害を賠償する責めに任ずる。

第六条(第八条) (略)

(勧誘方針の策定等)

第九条 金融商品販売業者等は、業として行う金融商品の販売等に係る勧誘をしようとするときは、あらかじめ、当該勧誘に関する方針(以下「勧誘方針」という。)を定めなければならない。ただし、当該金融商品販売業者等が、国、地方公共団体その他勧誘の適正を欠くおそれがないと認められる者として政令で定める者である場合

して政令で定める者である場合又は特定顧客のみを顧客とする金融商品販売業者等である場合は、この限りでない。

2・3 (略)

(削る)

第三章 金融サービス仲介業

第一節 総則

(定義)

第十一条 この章及び次章において「金融サービス仲介業」とは、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務又は貸金業貸付媒介業務のいずれかを業として行うことをいう。

2 この章において「預金等媒介業務」とは、銀行代理業者（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。第十五条第一号ロ及び第二号ニ(2)並びに第十六条第三項第八号イにおいて同じ。）その他政令で定める者以外の者が次に掲げる行為のいずれかを行う業務をいう。

一 次に掲げる者のために行う預金等の受入れを内容とする契約（

又は特定顧客のみを顧客とする金融商品販売業者等である場合は、この限りでない。

2・3 (略)

(過料)

第十条 前条第一項の規定に違反して勧誘方針を定めず、又は同条第三項の規定に違反してこれを公表しなかつた金融商品販売業者等は、五十万円以下の過料に処する。

(新設)

(新設)

(新設)

当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。)の締結の媒介

イ 銀行(銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。第十五条第二号ニ(2)及び第六号並びに第十七条第一項において同じ。)

ロ 長期信用銀行(長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第二条に規定する長期信用銀行をいう。第十五条第二号ニ(7)において同じ。)

ハ 信用金庫

ニ 信用金庫連合会

ホ 労働金庫

ヘ 労働金庫連合会

ト 信用協同組合

チ 協同組合連合会(中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第九条の九第一項第一号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ(5)において同じ。)

リ 農業協同組合(農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ(3)において同じ。)

ヌ 農業協同組合連合会(農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ(3)において同じ。)

ル 漁業協同組合(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ(4)において同じ。)

ヲ 漁業協同組合連合会（水産業協同組合法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ(4)において同じ。）

ワ 水産加工業協同組合（水産業協同組合法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ(4)において同じ。）

カ 水産加工業協同組合連合会（水産業協同組合法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ(4)において同じ。）

ヨ 農林中央金庫

二 前号イからヨまでに掲げる者と顧客との間において行う資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約（当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の締結の媒介（貸金業者（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者をいう。以下同じ。）が顧客のために行うものを除く。）

三 第一号イからヨまでに掲げる者のために行う為替取引を内容とする契約（当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の締結の媒介

3 | この章において「保険媒介業務」とは、保険業法第二百七十六条の登録を受けている特定保険募集人（同条に規定する特定保険募集人をいう。第十五条第一号又及び第二号ニ(10)において同じ。）及び同法第二百八十六条の登録を受けている保険仲立人（同法第二条第

二十五項に規定する保険仲立人をいう。以下この節において同じ。

（並びに損害保険会社（同法第二条第四項に規定する損害保険会社をいう。））、同法第二百七十六条の登録を受けている損害保険代理店（同法第二条第二十一項に規定する損害保険代理店をいう。）及び同法第二百八十六条の登録を受けている保険仲立人の役員（代表権を有する役員並びに監査役、監査等委員会の委員及び監査委員会の委員を除く。）及び使用人並びに特定少額短期保険募集人（同法第二百七十五条第一項第三号に規定する特定少額短期保険募集人をいう。）以外の者が次に掲げる者と顧客との間における保険契約（当該保険契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の締結の媒介を行う業務をいう。）

一 保険会社（保険業法第二条第二項に規定する保険会社をいう。第十五条第五号において同じ。）

二 外国保険会社等（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。第十五条第五号において同じ。）

三 少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。第十五条第五号において同じ。）

4

この章において「有価証券等仲介業務」とは、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下この節において同じ。）であつて第一種金融商品取引業（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。第一号イ及び第十六条第三項第八号ハにおいて同じ。）を行うもの及び

金融商品仲介業者（同法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。第十五条第一号ル及び第二号二(1)並びに第十六条第三項第八号ハにおいて同じ。）以外の者が次に掲げる行為（他の法律の規定に基づき業として行うもの及び投資運用業（同法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。第一号イにおいて同じ。）を行う者が行う第四号に掲げる行為を除く。）のいずれかを行う業務をいう。

一 次に掲げる者と顧客との間において行う有価証券の売買（当該売買について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の媒介（金融商品取引法第二条第八項第十号に該当するものを除く。）

イ 第一種金融商品取引業（金融商品取引法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務を除く。）又は投資運用業（同法第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業を除く。）を行う金融商品取引業者

ロ 金融商品取引法第十一条に規定する登録金融機関

二 前号イ又はロに掲げる者と顧客との間において行う金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引（これらの取引について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の委託の媒介

三 第一号イ又はロに掲げる者のために行う有価証券の募集（金融

商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。)若しくは有価証券の売出し(同条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。)の取扱い又は有価証券の私募(同条第三項に規定する有価証券の私募をいう。)若しくは特定投資家向け売付け勧誘等(同条第六項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等をいう。)の取扱い(これらの取扱いについて顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。)

四 第一号イ又はロに掲げる者と顧客との間において行う投資顧問契約(金融商品取引法第二条第八項第十一号に規定する投資顧問契約をいう。第二十二条第六項第八号及び第三十一条第二項において同じ。)(当該投資顧問契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。)又は投資一任契約(同法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。第二十二条第六項第八号及び第三十一条第二項において同じ。)(当該投資一任契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。)の締結の媒介

5 | この章において「貸金業貸付媒介業務」とは、貸金業者以外の者が貸金業者と顧客との間における資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約(当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。)(の締結の媒介(他の法律の規定に基づき業として行うもの及び貸金業法第二条第一項各号(第二号を除く。))に掲げるものを除く。))を行う業務をい

- う。
- 6| この章及び次章において「金融サービス仲介業者」とは、次条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。
- 7| この章及び次章において「認定金融サービス仲介業協会」とは、第四十条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。
- 8| この章において「金融サービス仲介業務」とは、金融サービス仲介業者が行う預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務又は貸金業貸付媒介業務をいう。
- 9| この章及び次章において「指定紛争解決機関」とは、第五十一条第一項の規定による指定を受けた者をいう。
- 10| この章において「苦情処理手続」とは、金融サービス仲介業務関連苦情（金融サービス仲介業務に関する苦情をいう。第六節において同じ。）を処理する手続をいう。
- 11| この章において「紛争解決手続」とは、金融サービス仲介業務関連紛争（金融サービス仲介業務に関する紛争で当事者が和解をすることができないものをいう。第六節において同じ。）について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。
- 12| この章及び次章において「紛争解決等業務」とは、苦情処理手続及び紛争解決手続に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。
- 13| この章において「紛争解決等業務の種別」とは、紛争解決等業務の対象とする預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務及び貸金業貸付媒介業務の種別をいう。
- 14| この章において「手続実施基本契約」とは、紛争解決等業務の実

施に関し指定紛争解決機関と金融サービス仲介業者との間で締結される契約をいう。

(登録)

第十二条 金融サービス仲介業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができない。

(新設)

(登録の申請)

第十三条 前条の登録を受けようとする者(以下第十五条までにおいて「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(新設)

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 法人であるときは、その役員(外国法人にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。以下同じ。)の氏名又は名称

三 金融サービス仲介業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

四 業務の種類(預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務及び貸金業貸付媒介業務の種類をいう。以下同じ。)

五 貸金業貸付媒介業務を行う場合にあつては、貸金業貸付媒介業務に関して広告又は勧誘をする際に表示又は説明をする営業所又は事務所の電話番号その他の連絡先等であつて内閣府令で定めるもの

六 電子金融サービス仲介業務(電子情報処理組織を使用する方法

- その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより行う金融サービス仲介業務をいう。第十五条第一号レ及び第十八条第一項において同じ。）を行う場合にあつては、その旨
- 七 他に事業を行うときは、その事業の種類
- 八 その他内閣府令で定める事項
- 2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 第十五条第一号イからカまで、第二号イからヘまで又は第三号イ若しくはロのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 二 登録申請者が法人であるときは、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）
- 三 金融サービス仲介業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類
- 四 登録申請者が預金等媒介業務を行う場合にあつては、第十五条第四号に該当しないことを誓約する書面
- 五 登録申請者が保険媒介業務を行う場合にあつては、第十五条第五号イ、ロ、ハ（2）を除く。）、ニ（同号ハ（2）に係る部分を除く。）又はホ（同号ハ（2）に係る部分を除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 六 登録申請者が有価証券等仲介業務を行う場合にあつては、第十五条第六号に該当しないことを誓約する書面
- 七 登録申請者が貸金業貸付媒介業務を行う場合にあつては、第十

五条第七号に該当しないことを誓約する書面

八 その他内閣府令で定める書類

(登録の実施)

第十四条 内閣総理大臣は、第十二条の登録の申請があつた場合において、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を金融サービス仲介業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

3 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第十五条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 次のいずれかに該当する者

イ 金融サービス仲介業者であつた者が第三十八条第一項の規定により第十二条の登録を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録(

(新設)

(新設)

当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。次号二(1)において同じ。)を受けていた者が当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

ロ 銀行主要株主(銀行法第二条第十項に規定する銀行主要株主をいう。次号二(2)において同じ。)であった者が同法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、銀行持株会社(同法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。同号二(2)において同じ。)であった者が同法第五十二条の三十四第一項の規定により同法第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消された場合若しくは銀行代理業者であった者が同法第五十二条の五十六第一項の規定により同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の認可若しくは許可(当該認可又は許可に類する登録その他の行政処分を含む。)を受けていた者が当該同種類の認可若しくは許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

ハ 特定信用事業代理業者(農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。次号二(3)において同じ。)であった者が同法第九十二条の四第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可を取り消された場

合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。同号二(3)において同じ。）を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

二 特定信用事業代理業者（水産業協同組合法第百六条第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。次号二(4)において同じ。）であつた者が同法第百八条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により水産業協同組合法第百六条第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。同号二(4)において同じ。）を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。同号二(5)において同じ。）を受けていた者が当該同種

ホ

信用協同組合代理業者（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。次号二(5)において同じ。）であつた者が同法第六条の五第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。同号二(5)において同じ。）を受けていた者が当該同種

類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

ヘ 信用金庫代理業者（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者をいう。次号ニ(6)において同じ。）であつた者が同法第八十九条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

ト 長期信用銀行主要株主（長期信用銀行法第十六条の二の二第五項に規定する長期信用銀行主要株主をいう。次号ニ(7)において同じ。）であつた者が同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行持株会社（同法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。同号ニ(7)において同じ。）であつた者が同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十四第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消された場合若しくは長期信用銀行代理業者（同法第十六条の五第三項に規定す

る長期信用銀行代理業者をいう。同号二(7)において同じ。)であつた者が同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の認可若しくは許可(当該認可又は許可に類する登録その他の行政処分を含む。)を受けていた者が当該同種類の認可若しくは許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

チ 労働金庫代理業者(労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者をいう。次号二(8)において同じ。)であつた者が同法第九十四条第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九条の三第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可(当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。)を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

リ 農林中央金庫代理業者(農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。次号二(9)において同じ。)であつた者が同法第九十五条の四第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五条の二

第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。同号二(9)において同じ。）を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

又 特定保険募集人であった者が保険業法第三百七条第一項の規定により同法第二百七十六条の登録を取り消された場合若しくは保険仲立人であった者が同項の規定により同法第二百八十六条の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。次号二(10)において同じ。）を受けていた者が当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

ル 金融商品取引業者であった者が金融商品取引法第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第五十七条の六第三項の規定により同法第二十九条の登録を取り消された場合、取引所取引許可業者（同法第六十条の四第一項に規定する取引所取引許可業者をいう。次号二(11)において同じ。）であった者が同法第六十条の八第一項の規定により同法第六十条第一項の許可を取り消された場合、電子店頭デリバティブ取引等許可業者（同法第六十条の十四第二項に規定する電子店頭デリバティブ取引等許可業者をいう。同号二(11)において同じ。）であった者が同法第六十条の十四第二項において準用する同法第六十条の八第一項

の規定により同法第六十条の十四第一項の許可を取り消された場合、特例業務届出者（同法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者をいう。同号二(11)において同じ。）であった者が同法第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務（同法第六十三条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務をいう。ル及び同号二(11)において同じ。）の廃止を命ぜられた場合、同法第六十三条の三第一項の規定による届出をした者であった者が同条第二項において読み替えて準用する同法第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられた場合、金融商品仲介業者であった者が同法第六十六条の二十第一項の規定により同法第六十六条の登録を取り消された場合、信用格付業者（同法第二条第三十六項に規定する信用格付業者をいう。同号二(11)において同じ。）であった者が同法第六十六条の四十二第一項の規定により同法第六十六条の二十七の登録を取り消された場合若しくは高速取引行為者（同法第二条第四十二項に規定する高速取引行為者をいう。同号二(11)において同じ。）であった者が同法第六十六条の六十三第一項の規定により同法第六十六条の五十の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の登録若しくは許可（当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。同号二(11)において同じ。）を受けていた者が当該同種類の登録若しくは許可を取り消された場合若しくは適格機関投資家等特例業務と同種類の業務を

行つていた者が当該業務の廃止を命ぜられた場合において、その取消し又は命令の日から五年を経過しないもの

ヲ 貸金業者であつた者が貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否された場合若しくは同法第二十四条の六の四第一項、第二十四条の六の五第一項若しくは第二十四条の六の六第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。次号ニ(12)において同じ。）を受けていた者が当該同種類の登録の更新を拒否された場合若しくは当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。同号ニ(12)において同じ。）から五年を経過しないもの

ワ この法律、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）、農業協同組合法、金融商品取引法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）、信用金庫法、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）、長期信用銀行法、労働金庫法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九

年法律第九十五号)、割賦販売法(昭和三十六年法律第五百十九号)、銀行法、貸金業法、特定商品等の預託等取引契約に関する法律(昭和六十一年法律第六十二号)、商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)(第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。)、不動産特定共同事業法、保険業法、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五十五号)、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十一年法律第三十二号)、農林中央金庫法若しくは信託業法(平成十六年法律第五十四号)その他政令で定める法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、貸付けの契約(貸金業法第二条第三項に規定する貸付けの契約をいう。)の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり物価統制令(昭和二十一年勅令第一百八十八号)第十二条の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

カ 金融サービス仲介業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として内閣府令で定める者

- ヨ 他に行っている事業が公益に反すると認められる者
- タ 金融サービス仲介業を適確に遂行するに足りる能力を有しない者
- レ 電子金融サービス仲介業務を行う場合にあつては、当該電子金融サービス仲介業務を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない者
- ソ 認定金融サービス仲介業協会等（認定金融サービス仲介業協会又は業務の種別ごとにこれに類するものとして内閣府令で定めるもの（第十三条第一項の規定による登録申請書に記載した業務の種別に係るものに限る。）をいう。ソにおいて同じ。）に加入しない者であつて、認定金融サービス仲介業協会等の定款その他の規則（金融サービス仲介業務の適正を確保すること又は顧客の保護に関するものに限る。）に準ずる内容の社内規則（当該者又はその役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者と同年以上の支配力を有するものと認められる者として内閣府令で定める者を含む。第五号イ及びロを除き、以下この条、第十八条第一項第二号ロ、第三十八条第三項並びに第五十一条第一項第四号及び第六号において同じ。）若しくは使用人が遵守すべき規則をいう。）を作成していないものは当該社内規則を遵守するための体制を整備していないもの法人である場合にあつては、役員のうち次のいずれかに該当

する者のある者

イ 心身の故障により金融サービス仲介業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む）

）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 次のいずれかに該当する者

(1) 金融サービス仲介業者であつた法人が第三十八条第一項の規定により第十二条の登録を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録を受けていた法人が当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しないものの

(2) 銀行であつた法人が銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により同法第四条第一項の免許を取り消された場合、銀行主要株主であつた法人が同法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、銀行持株会社であつた法人が同法第五十二条の三十四第一項の規定により同法第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消された

場合若しくは銀行代理業者であつた法人が同法第五十二条の五十六第一項の規定により同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の免許、認可若しくは許可（当該免許、認可又は許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けていた者が当該同種類の免許、認可若しくは許可を取り消された場合において、その取消の日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消の日から五年を経過しないもの

(3) 特定信用事業代理業者であつた法人が農業協同組合法第九十二条の四第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可を取り消された場合若しくは同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合又は農業協同組合若しくは農業協同組合連合会であつた法人が同法第九十五条の二の規定により解散を命ぜられた場合若しくは外国の法令上これらに相当する法人が当該外国の法令の規定により解散を命ぜられた場合において、その取消し又は命令の日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消し又は命令の日から五年を経過しないもの

(4) 特定信用事業代理業者であつた法人が水産業協同組合法第百八条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条

の五十六第一項の規定により水産業協同組合法第六條第一項の許可を取り消された場合若しくは同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合又は漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会であった法人が同法第二百二十四條の二の規定により解散を命ぜられた場合若しくは外国の法令上これらに相当する法人が当該外国の法令の規定により解散を命ぜられた場合において、その取消し又は命令の日前三十日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消し又は命令の日から五年を経過しないもの

(5) 信用協同組合若しくは協同組合連合会であった法人が中小企業等協同組合法第六條第二項若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六條第一項において読み替えて準用する銀行法第二十七條若しくは第二十八條の規定により解散を命ぜられた場合若しくは外国の法令上これらに相当する法人が当該外国の法令の規定により解散を命ぜられた場合又は信用協同組合代理業者であった法人が協同組合による金融事業に関する法律第六條の五第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二條の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六條の三第一項の許可を取り消された場合若しくは同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可を受けていた者が当該同種類の

許可を取り消された場合において、その命令又は取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であった者でその命令又は取消しの日から五年を経過しないものは

(6) 信用金庫若しくは信用金庫連合会であった法人が信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消された場合若しくは信用金庫代理業者であった法人が同法第八十九条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の第二第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の免許若しくは許可（当該免許又は許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けていた者が当該同種類の免許若しくは許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

(7) 長期信用銀行であった法人が長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により長期信用銀行法第四条第一項の免許を取り消された場合、長期信用銀行主要株主であった法人が同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行持株会社であった

法人が同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十四第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消された場合若しくは長期信用銀行代理業者であった者が同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の免許、認可若しくは許可（当該免許、認可又は許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けていた者が当該同種類の免許、認可若しくは許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

(8) 労働金庫若しくは労働金庫連合会であった法人が労働金庫法第九十五条の規定により同法第六条の免許を取り消された場合若しくは労働金庫代理業者であった法人が同法第九十四条第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九条の三第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の免許若しくは許可（当該免許又は許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けていた者が当該同種類の免許若しくは許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれ

らの法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

(9) 農林中央金庫であった法人が農林中央金庫法第八十六条の規定により解散を命ぜられた場合若しくは外国の法令上これに相当する法人が当該外国の法令の規定により解散を命ぜられた場合又は農林中央金庫代理業者であった法人が同法第九十五条の四第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合若しくは同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その命令又は取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員（経営管理委員を含む。）であった者でその命令又は取消しの日から五年を経過しないもの

(10) 特定保険募集人であった法人が保険業法第三百七条第一項の規定により同法第二百七十六条の登録を取り消された場合若しくは保険仲立人であった法人が同項の規定により同法第二百八十六条の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の登録を受けていた法人が当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

(11) 金融商品取引業者であった法人が金融商品取引法第五十二

条第一項、第五十三條第三項若しくは第五十七條の六第三項の規定により同法第二十九條の登録を取り消された場合、取引所取引許可業者であった法人が同法第六十條の八第一項の規定により同法第六十條第一項の許可を取り消された場合、電子店頭デリバティブ取引等許可業者であった法人が同法第六十條の十四第二項において準用する同法第六十條の八第一項の規定により同法第六十條の十四第一項の許可を取り消された場合、特例業務届出者であった法人が同法第六十三條の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられた場合、同法第六十三條の三第一項の規定による届出をした者であった法人が同法第二項において読み替えて準用する同法第六十三條の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられた場合、金融商品仲介業者であった法人が同法第六十六條の二十第一項の規定により同法第六十六條の登録を取り消された場合、信用格付業者であった法人が同法第六十六條の四十二第一項の規定により同法第六十六條の二十七の登録を取り消された場合若しくは高速取引行為者であった法人が同法第六十六條の六十三第一項の規定により同法第六十六條の五十の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の登録若しくは許可を受けていた法人が当該同種類の登録若しくは許可を取り消された場合若しくは適格機関投資家等特例業務と同種類の業務を行っていた法人が当該

業務の廃止を命ぜられた場合において、その取消し又は命令の日前三十日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消し又は命令の日から五年を経過しないもの

(12) 貸金業者であった法人が貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否された場合若しくは同法第二十四条の六の四第一項、第二十四条の六の五第一項若しくは第二十四条の六の六第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録を受けていた法人が当該同種類の登録の更新を拒否された場合若しくは当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

ホ 次のいずれかに該当する者

(1) 第三十八条第三項の規定により解任を命ぜられた役員又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(2) 銀行法第二十七条、第五十二条の三十四第一項若しくは第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経

過しない者

- (3) 農業協同組合法第九十二条の四第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員若しくは農業協同組合法第九十五条第二項の規定により改選を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任若しくは改選を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者
- (4) 水産業協同組合法第八十条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員若しくは水産業協同組合法第二百二十四条第二項の規定により改選を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任若しくは改選を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者
- (5) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において読み替えて準用する銀行法第二十七条若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は協同組合による金融事業に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者
- (6) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜ

られた役員又は信用金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(7) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条、第五十二条の三十四第一項若しくは第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は長期信用銀行法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(8) 労働金庫法第九十五条第一項の規定により改任を命ぜられた役員若しくは同法第九十四条第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は労働金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において改任若しくは解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(9) 農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた役員（経営管理委員を含む。）若しくは同法第九十五条の四第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農林中央金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(10) 金融商品取引法第五十二条第二項、第六十条の八第二項（

- 同法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）
- 第六十六条の二十第二項、第六十六条の四十二第二項若しくは第六十六条の六十三第二項の規定により解任若しくは解職を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者
- (11) 貸金業法第二十四条の六の四第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者
- へ 前号イからカまでのいずれかに該当する者
- 三 個人である場合にあつては、次のいずれかに該当する者
- イ 前号イからホまでのいずれかに該当する者
- ロ 金融サービス仲介業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。第五号ホにおいて同じ。）が前号イからへまでのいずれかに該当する者
- 四 預金等媒介業務を行う場合にあつては、他に事業を行うことにより預金等媒介業務を適正かつ確実にを行うことについて支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める場合に該当する者
- 五 保険媒介業務を行う場合にあつては、次のいずれかに該当する者
- イ 保険会社、外国保険会社等若しくは少額短期保険業者又はこ

これらの役員若しくは使用人

ロ 保険募集人（保険業法第二条第二十三項に規定する保険募集人をいう。以下この節において同じ。）（保険会社、外国保険会社等若しくは少額短期保険業者の委託を受け、又は当該委託を受けた者の再委託を受けて、その保険会社、外国保険会社等又は少額短期保険業者のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者を除く。）又は保険仲立人の役員若しくは使用人

ハ 保険契約の締結の媒介を行う使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある者

(1) 第二号イからへまで又はイ若しくはロのいずれかに該当する者

(2) 登録の申請の日前三年以内に保険媒介業務又は保険募集（保険業法第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。第十条七条第三項において同じ。）に関し著しく不適当な行為をした者

(3) 保険募集人（保険会社、外国保険会社等若しくは少額短期保険業者の委託を受け、又は当該委託を受けた者の再委託を受けて、その保険会社、外国保険会社等又は少額短期保険業者のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者に限る。）又は保険仲立人

ニ 法人である場合にあつては、役員のうちイ、ロ又はハ(2)若しくは(3)のいずれかに該当する者のある者

ホ 個人である場合にあつては、金融サービス仲介業に関し成年

者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がい
、ロ又はハ(2)若しくは(3)のいずれかに該当する者

六 有価証券等仲介業務を行う場合にあつては、銀行その他政令で
定める者

七 貸金業貸付媒介業務を行う場合にあつては、政令で定める使用
人のうちに第二号イからへまでのいずれかに該当する者のある者

(変更登録等)

第十六条 金融サービス仲介業者は、第十三条第一項第四号又は第六
号に掲げる事項について変更をしようとするときは、内閣府令で定
めるところにより、内閣総理大臣の変更登録を受けなければならな
い。

2 第十四条(第一項各号を除く。)及び前条(第一号イからヨまで
、第二号及び第三号を除く。)の規定は、前項の変更登録について
準用する。この場合において、第十四条第一項中「次に掲げる」と
あるのは「変更に係る」と、前条中「各号」とあるのは「各号(第
一号イからヨまで、第二号及び第三号を除く。)」と、同条第四号
中「預金等媒介業務を行う」とあるのは「次条第一項の変更登録に
より預金等媒介業務を行う」と、同条第五号中「保険媒介業務を」
とあるのは「次条第一項の変更登録により保険媒介業務を」と、同
条第六号中「有価証券等仲介業務」とあるのは「次条第一項の変更
登録により有価証券等仲介業務」と、同条第七号中「貸金業貸付媒
介業務」とあるのは「次条第一項の変更登録により貸金業貸付媒介

(新設)

業務」と読み替えるものとする。

3

金融サービス仲介業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

一 第十三条第一項各号（第四号及び第六号を除く。）に掲げる事項に変更があったとき 当該金融サービス仲介業者

二 第十三条第二項第三号に掲げる書類に記載した金融サービス仲介業務の内容又は方法について変更があったとき 当該金融サービス仲介業者

三 金融サービス仲介業を廃止し、分割により金融サービス仲介業に係る事業の全部の承継をさせ、又は金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡をしたとき その金融サービス仲介業を廃止し、承継をさせ、又は譲渡をした個人又は法人

四 金融サービス仲介業者である個人が死亡したとき その相続人

五 金融サービス仲介業者である法人が合併により消滅したとき その法人を代表する役員であった者

六 金融サービス仲介業者である法人について破産手続開始の決定があったとき その破産管財人

七 金融サービス仲介業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人

八 次のイからニまでに掲げる業務を行う金融サービス仲介業者が、それぞれ当該イからニまでに定める者となったとき 当該イからニまでに定める者となった者

- イ 預金等媒介業務 銀行代理業者その他政令で定める者
- ロ 保険媒介業務 保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人
- ハ 有価証券等仲介業務 金融商品取引業者であつて第一種金融商品取引業を行うもの又は金融商品仲介業者
- ニ 貸金業貸付媒介業務 貸金業者
- 九 その他内閣府令で定める場合に該当するとき 内閣府令で定める者
- 4 前項第八号イからニまでに掲げる業務を行う金融サービス仲介業者が、それぞれ当該イからニまでに定める者（当該イからニまでに掲げる業務のうち一の業務のみを行うものを除く。）となつたときは、それぞれ当該イからニまでに掲げる業務を行わない旨の第一項の変更登録を受けたものとみなす。
- 5 内閣総理大臣は、第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を金融サービス仲介業者登録簿に登録しなければならない。
- 6 金融サービス仲介業者が第三項第三号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき、又は同項第八号イからニまでに掲げる業務のうち一の業務のみを行う金融サービス仲介業者がそれぞれ当該イからニまでに定める者となつたときは、当該金融サービス仲介業者の第十二条の登録は、その効力を失う。

（銀行法等の特例）

第十七条 保険媒介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた銀行そ

(新設)

の他政令で定める者は、銀行法その他政令で定める法律の規定にかかわらず、保険媒介業務を行うことができる(保険契約者等(保険業法第五条第一項第三号イに規定する保険契約者等をいう。第二十条第二項及び第二十八条第二項において同じ。)の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合に限る。)

2 預金等媒介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が行う預金等媒介業務については、銀行法第二条第十四項に規定する銀行代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第百六条第二項に規定する特定信用事業代理業、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第二項に規定する信用協同組合代理業、信用金庫法第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業、長期信用銀行法第十六条の五第二項に規定する長期信用銀行代理業、労働金庫法第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業及び農林中央金庫法第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業に該当しないものとみなす。

3 保険媒介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が行う保険契約の締結の媒介については、保険募集に該当しないものとみなす。

4 保険媒介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が保険媒介業務を行うときは、当該金融サービス仲介業者並びにその役員及び使用人は、保険業法の規定の適用については、

保険募集人又は保険仲立人でないものとみなす。

5| 有価証券等仲介業務の種類に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が行う有価証券等仲介業務については、金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業に該当しないものとみなす。

(電子金融サービス仲介業務に関する特例)

第十八条 電子金融サービス仲介業務を行う金融サービス仲介業者は、次に掲げる要件の全てに該当する場合には、銀行法第五十二条の六十一の二の規定にかかわらず、電子決済等代行業(同法第二条第十七項に規定する電子決済等代行業をいう。以下同じ。)を行うことができる。

一 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者

ロ 次に掲げる処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

(1)| 銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第五十二条の六十一の二の登録の取消し

(2)| 農業協同組合法第九十二条の五の九第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による農業協同組合法第九十二条の五の二第一項

(新設)

-
- の登録の取消し
- (3) 水産業協同組合法第百十七条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による水産業協同組合法第百十条第一項の登録の取消し
- (4) 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項の登録の取消し
- (5) 信用金庫法第八十九条第七項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による信用金庫法第八十五条の四第一項の登録の取消し
- (6) 労働金庫法第九十四条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による労働金庫法第八十九条の五第一項の登録の取消し
- (7) 農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項の登録の取消し
- (8) 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の十九第一項又は第二項の規定による同法第六十条の三の登録の取消し
- (9) 銀行法、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林
-

-
- 中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(8)までの登録と同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。)の取消し
- ハ
次に掲げる命令を受け、その命令の日から五年を経過しない者
- (1) 第三十八条第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令
- (2) 農業協同組合法第九十二条の五の八第四項の規定による同法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令
- (3) 水産業協同組合法第一百六条第四項の規定による同法第一百条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令
- (4) 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の九第四項の規定による同法第六条の五の二第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業の廃止の命令
- (5) 信用金庫法第八十五条の十一第四項の規定による同法第八十五条の四第二項に規定する信用金庫電子決済等代行業の廃止の命令
- (6) 労働金庫法第八十九条の十二第四項の規定による同法第八十九条の五第二項に規定する労働金庫電子決済等代行業の廃止の命令
-

-
- (7) 農林中央金庫法第九十五条の五の九第四項の規定による同法第九十五条の五の二第二項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令
- (8) 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十二第四項の規定による同法第六十条の二第一項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令
- (9) この法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定による(1)から(8)までの業務と同種類の業務の廃止の命令
- ニ 株式会社商工組合中央金庫法その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- 二 法人である場合にあっては、次のいずれにも該当しない者であること。
- イ 外国法人であつて日本における代表者を定めていない者
- ロ 役員のうち次のいずれかに該当する者のある者
- (1) 法人が前号ロ(1)から(9)までに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者でその処分の日から五年を経過しないもの
-

(2) 法人が前号ハ(1)から(9)までに掲げる命令を受けた場合において、その命令の日前三十日以内にその法人の役員であった者でその命令の日から五年を経過しないもの

(3) 前号ロからニまでのいずれかに該当する者

三 個人である場合にあつては、次のいずれにも該当しない者であること。

イ 外国に住所を有する個人であつて日本における代理人を定めていない者

ロ 前号ロ(1)又は(2)のいずれかに該当する者

2 |

金融サービス仲介業者が前項の規定により電子決済等代行業を行う場合にあつては、当該金融サービス仲介業者を銀行法第二条第十八項に規定する電子決済等代行業者とみなして、同法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項、第五十二条の六十一の七第一項、第五十二条の六十一の八から第五十二条の六十一の十六まで、第五十二条の六十一の十七第一項（第一号及び第二号を除く。）、第五十二条の六十一の十九から第五十二条の六十一の三十まで、第五十二条第五項並びに第五十六条（第十四号及び第十六号から第十八号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第九章の規定並びに農業協同組合法第九十二条の五の八、水産業協同組合法第百十六条、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の九、信用金庫法第八十五条の十一、労働金庫法第八十九条の十二、農林中央金庫法第九十五条の五の九及び株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十二の規定を適用する。この場合において、銀行

法第五十二条の六十一の六第一項中「第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げる」とあるのは「金融サービスの提供に関する法律第十八条第三項（電子金融サービス仲介業務に関する特例）に規定する」と、同条第三項中「第五十二条の六十一の三第二項第三号」とあるのは「金融サービスの提供に関する法律第十八条第四項第二号」と、同法第五十二条の六十一の十七第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「第五十二条の六十一の二の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは」とあるのは「六月以内の期間を定めて電子決済等代行業の全部又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3| 金融サービス仲介業者は、第一項の規定により電子決済等代行業を行うときは、内閣府令で定めるところにより、銀行法第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

4| 前項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 第一項各号に掲げる要件に該当することを誓約する書面
- 二 電子決済等代行業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類
- 三 その他内閣府令で定める書類

5| 内閣総理大臣は、第三項の規定による届出をした金融サービス仲介業者に係る名簿を作成し、公衆の縦覧に供しなければならない。

(商号等の使用制限)

第十九条 金融サービス仲介業者でない者は、金融サービス仲介業者という商号若しくは名称又はこれに紛らわしい商号若しくは名称を用いてはならない。

(新設)

(標識の掲示等)

第二十条 金融サービス仲介業者は、金融サービス仲介業務を行う営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

(新設)

2 金融サービス仲介業者は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により金融サービス仲介業務を行う場合にあつては、インターネットを利用する方法その他の内閣府令で定める方法により商号、名称又は氏名、行う業務の種別その他内閣府令で定める事項を公表しなければならない。

3 金融サービス仲介業者以外の者は、第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(名義貸しの禁止)

第二十一条 金融サービス仲介業者は、自己の名義をもって、他人に金融サービス仲介業を行わせてはならない。

(新設)

(保証金)

第二十二条 金融サービス仲介業者は、保証金を主たる営業所又は事

(新設)

務所の最寄りの供託所に供託しなければならない。

2 | 前項の保証金の額は、金融サービス仲介業務の状況及び顧客等（顧客、顧客以外の保険契約者等又は第十一条第五項に規定する媒介により締結した資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約に関して保証人となった者をいう。第四項及び次条第二項において同じ。）の保護を考慮して、政令で定める額とする。

3 | 金融サービス仲介業者は、政令で定めるところにより、当該金融サービス仲介業者のために所要の保証金が内閣総理大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結し、かつ、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなっている金額について第一項の保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。

4 | 内閣総理大臣は、顧客等の保護のため必要があると認めるときは、金融サービス仲介業者と前項の契約を締結した者又は当該金融サービス仲介業者に対し、当該契約において供託されることとなっている金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

5 | 金融サービス仲介業者は、第一項の保証金について供託（第三項の契約の締結を含む。第八項及び第十項第三号並びに第九十一条第一号において同じ。）を行い、かつ、その旨を内閣総理大臣に届け出た後でなければ、金融サービス仲介業を行ってはならない。

6 | 金融サービス仲介業者が行った次の各号に掲げる行為に関して当該各号に定める者に生じた債権に関し、当該各号に定める者は、当

-
- 該金融サービス仲介業者に係る保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。
- 一 第十一条第二項第一号に掲げる行為 当該行為により預金等の受入れを内容とする契約を締結した者
 - 二 第十一条第二項第二号に掲げる行為 当該行為により資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約を締結した者
 - 三 第十一条第二項第三号に掲げる行為 当該行為により為替取引を内容とする契約を締結した者
 - 四 第十一条第三項に規定する媒介 当該媒介により保険契約を締結した保険契約者、当該保険契約の被保険者又は保険金額を受け取るべき者
 - 五 第十一条第四項第一号に掲げる行為 当該行為により有価証券の売買契約を締結した者
 - 六 第十一条第四項第二号に掲げる行為 当該行為により有価証券の売買契約又は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引に係る契約を締結した者
 - 七 第十一条第四項第三号に掲げる行為 当該行為により有価証券を取得した者
 - 八 第十一条第四項第四号に掲げる行為 当該行為により投資顧問契約又は投資一任契約を締結した者
 - 九 第十一条第五項に規定する媒介 当該媒介により資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約を締結した者又は当該契約に関して保証人となった者
-

- 7| 前項の権利の実行に關し必要な事項は、政令で定める。
- 8| 金融サービス仲介業者は、第六項の権利の実行その他の理由により、供託を行った保証金の額が第二項の政令で定める額に不足することとなったときは、内閣府令で定める日から二週間以内にその不足額について供託を行い、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。
- 9| 第一項又は前項の規定により供託する保証金は、国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める有価証券をもってこれに充てることができる。
- 10| 第一項、第四項又は第八項の規定により供託した保証金は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、内閣総理大臣の承認を受けて、その全部又は一部を取り戻すことができる。
- 一| 第十六条第三項第三号から第七号までのいずれかに該当することとなったとき、又は同項第八号イからニまでに掲げる業務のうち一の業務のみを行う金融サービス仲介業者がそれぞれ当該イからニまでに定める者となったとき。
- 二| 第三十八条第一項又は第四項の規定により第十二条の登録が取り消されたとき。
- 三| 金融サービス仲介業務の状況の変化その他の理由により、供託を行った保証金の額が第二項の政令で定める額を超えることとなったとき。
- 11| 内閣総理大臣は、前項の承認をするときは、金融サービス仲介業者が行った第六項各号に掲げる行為に關して生じた債権の弁済を確

保するために必要と認める限度において、取り戻すことができる時期及び取り戻すことができる保証金の額を指定することができる。

12| 前各項に定めるもののほか、保証金に関し必要な事項は、内閣府令・法務省令で定める。

(金融サービス仲介業者賠償責任保険契約)

第二十三条 金融サービス仲介業者は、政令で定めるところにより、金融サービス仲介業者賠償責任保険契約（金融サービス仲介業務に關して生じた損害の賠償の責任が発生した場合において、これを金融サービス仲介業者が賠償することにより生ずる損失を保険者が填補することを約し、保険契約者が保険者に保険料を支払うことを約する契約をいう。以下この条において同じ。）を締結し、内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該契約の効力の存する間、当該契約の保険金の額に應じて前条第一項の保証金の一部の供託をしないことができる。

2| 内閣総理大臣は、顧客等の保護のため必要があると認めるときは、金融サービス仲介業者賠償責任保険契約を締結した金融サービス仲介業者に対し、前項の規定により供託をしないことができる金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

3| 前二項に定めるもののほか、金融サービス仲介業者賠償責任保険契約に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第二節 業務

(新設)

(新設)

(金融サービス仲介業者の誠実義務)

第二十四条 金融サービス仲介業者並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

(新設)

(情報の提供)

第二十五条 金融サービス仲介業者は、金融サービス仲介業務を行うときは、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

(新設)

一 金融サービス仲介業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 第十四条第一項に規定する金融サービス仲介業者登録簿に登録されている業務の種類

三 第十一条第二項第一号イからヨまで、第三項各号若しくは第四項第一号イ若しくはロに掲げる者又は貸金業者の代理権がない旨
その他金融サービス仲介業者の権限に関する事項

四 第二十七条の規定の趣旨

五 金融サービス仲介業者の損害賠償に関する事項

六 その他内閣府令で定める事項

2 金融サービス仲介業者は、顧客から求められたときは、金融サービス仲介業務に関して当該金融サービス仲介業者が受ける手数料、報酬その他の対価の額その他内閣府令で定める事項を、明らかにしなければならない。

(業務運営に関する措置)

第二十六条 金融サービス仲介業者は、金融サービス仲介業務に関し、この法律又は他の法律に定めがあるものを除き、内閣府令で定めるところにより、その金融サービス仲介業務に係る重要な事項の顧客への説明、その金融サービス仲介業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いその他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(新設)

(金銭等の預託の禁止)

第二十七条 金融サービス仲介業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行う金融サービス仲介業務に関して、顧客から金銭その他の財産の預託を受け、又は当該金融サービス仲介業者と密接な関係を有する者として政令で定める者に顧客の金銭その他の財産を預託させてはならない。ただし、顧客の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

(新設)

(指定紛争解決機関との契約締結義務等)

第二十八条 金融サービス仲介業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

(新設)

- 一 当該金融サービス仲介業者が預金等媒介業務を行う者である場合
- イ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置
- ロ 指定預金等媒介紛争解決機関(指定紛争解決機関であつてそ

の紛争解決等業務の種別が預金等媒介業務であるものをいう。
以下この条において同じ。）が存在する場合 一の指定預金等
媒介紛争解決機関との間で預金等媒介業務に係る手続実施基本
契約を締結する措置

ロ 指定預金等媒介紛争解決機関が存在しない場合 預金等媒介
業務に関する苦情処理措置（顧客等からの苦情の処理の業務に
従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を第
六十二条第三項第三号に掲げる者に行わせること又はこれに準
ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。以下この項にお
いて同じ。）及び紛争解決措置（顧客等との紛争の解決を裁判
外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第
百五十一号）第二条第三号に規定する認証紛争解決手続により
図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置を
いう。以下この項において同じ。）

二 当該金融サービス仲介業者が保険媒介業務を行う者である場合
次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定め
る措置

イ 指定保険媒介紛争解決機関（指定紛争解決機関であつてその
紛争解決等業務の種別が保険媒介業務であるものをいう。以下
この条において同じ。）が存在する場合 一の指定保険媒介紛
争解決機関との間で保険媒介業務に係る手続実施基本契約を締
結する措置

ロ 指定保険媒介紛争解決機関が存在しない場合 保険媒介業務

に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

三 当該金融サービス仲介業者が有価証券等仲介業務を行う者である場合、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置

イ 指定有価証券等仲介紛争解決機関（指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が有価証券等仲介業務であるものをいう。以下この条において同じ。）が存在する場合 一の指定有価証券等仲介紛争解決機関との間で有価証券等仲介業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

ロ 指定有価証券等仲介紛争解決機関が存在しない場合 有価証券等仲介業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

四 当該金融サービス仲介業者が貸金業貸付媒介業務を行う者である場合、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置

イ 指定貸金業貸付媒介紛争解決機関（指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が貸金業貸付媒介業務であるものをいう。以下この条において同じ。）が存在する場合 一の指定貸金業貸付媒介紛争解決機関との間で貸金業貸付媒介業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

ロ 指定貸金業貸付媒介紛争解決機関が存在しない場合 貸金業貸付媒介業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

2 前項第一号ロに規定する「顧客等」とは、顧客又は顧客以外の保険契約者等、資金需要者等（貸金業法第二条第六項に規定する資金

需要者等をいう。)若しくは債務者等(同条第五項に規定する債務者等をいう。)であつた者をいう。

3 金融サービス仲介業者は、第一項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の名称又は商号を公表しなければならない。

4 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間においては、適用しない。

一 第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号イに掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに掲げる場合に該当することとなつたとき 第七十二条第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第七十三条第一項の規定による指定の取消しの時に、第一項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

二 第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号イに掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号イの指定預金等媒介紛争解決機関、同項第二号イの指定保険媒介紛争解決機関、同項第三号イの指定有価証券等仲介紛争解決機関若しくは同項第四号イの指定貸金業貸付媒介紛争解決機関(以下この号において「指定種別紛争解決機関」と総称する。)の紛争解決等業務の廃止が第七十二条第一項の規定により認可されたとき、又は指定種別紛争解決機関の第五十一条第一項の規定による指

定が第七十三条第一項の規定により取り消されたとき（前号に掲げる場合を除く。）その認可又は取消しの時に、第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号イに定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

三 第一項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号イに掲げる場合に該当することとなったとき 第五十一条第一項の規定による指定の時に、第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号イに定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

（銀行法の準用）

第二十九条 銀行法第五十二条の四十四第二項及び第五十二条の四十五の規定は、預金等媒介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十二条の四十四第二項	第二条第十四項第一号	金融サービスの提供に関する法律第十一条第二項第一号（定義）
特定預金等契約		金利、通貨の価格、金

（新設）

<p>預金者等の</p>	<p>代理及び媒介</p>
<p>預金者等（預金者、貯金者及び定期積金の積</p>	<p>媒介</p> <p>融商品取引法第二条第十四項（定義）に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金等（金融サービスの提供に関する法律第二条第一項（定義）に規定する預金等をいう。以下この項及び次条第四号において同じ。）として内閣府令で定めるものの受入れを内容とする契約（次条において「特定預金等契約」という。）</p>

<p>第五十二条の 四十五第四号</p>	<p>第五十二条の 四十五各号列 記以外の部分 及び同条第三 号</p>		
<p>が所属銀行</p>	<p>代理又は媒介</p>	<p>預金又は定期積金等</p>	
<p>が相手方金融機関（金 融サービスの提供に関 する法律第十一条第六 項（定義）に規定する 金融サービス仲介業者 が行う同条第二項に規 定する預金等媒介業務 により顧客が締結する 預金等の受入れ、資金</p>	<p>媒介</p>	<p>預金等</p>	<p>金者（第二条第四項に 規定する掛金の掛金者 を含む。）をいう。以 下この項において同じ 。）の</p>

第五十二條の 四十五第五号	所属銀行	(所属銀行)	代理又は媒介	当該所属銀行	の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を内容とする契約の相手方をいう。以下この条において同じ。)
	相手方金融機関	(相手方金融機関)	媒介	当該相手方金融機関	

(保険業法の準用)

第三十條 保険業法第二百九十三條、第二百九十四條第一項及び第二項、第二百九十四條の二、第二百九十五條、第二百九十八條、第三百條第一項並びに第三百九條第七項、第八項及び第十項の規定は、保険媒介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものと

(新設)

するほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

<p>第二百九十三 条</p>	<p>保険仲立人が行う保険 契約</p>	<p>金融サービス仲介業者 が顧客のために行う保 険契約（金融サービス の提供に関する法律第 二条第二項（定義）に 規定する保険契約をい う。以下同じ。）</p>
<p>第二百九十四 条第一項</p>	<p>は、保険契約の締結、 保険募集又は自らが締 結した若しくは保険募 集</p>	<p>（金融サービスの提供 に関する法律第七十四 条（保険契約の締結の 媒介を行う役員又は使 用人の届出）の規定に よる届出が行われてい るものに限る。次条及 び第三百条第一項にお いて同じ。）は、保険 契約の締結の媒介又は 自らが締結の媒介</p>
<p>の保険募集</p>	<p>の締結の媒介</p>	

<p>第二百九十四 条第二項</p>	<p>又はその代理若しくは 媒介</p>	<p>の媒介</p>
<p>第二百九十四 条の二</p>	<p>、保険募集又は自らが 締結した若しくは保険 募集</p>	<p>の媒介又は自らが締結 の媒介</p>
<p>第二百九十五 条第一項</p>	<p>保険仲立人にあつては 、内閣府令</p>	<p>内閣府令</p>
<p>第二百条第一 項</p>	<p>、保険募集又は自らが 締結した若しくは保険 募集</p>	<p>の媒介又は自らが締結 の媒介</p>
<p>第二百条第一 項第八号</p>	<p>又はその代理若しくは 媒介</p>	<p>の媒介</p>
<p>第二百条第一 項第八号</p>	<p>当該保険会社等又は外 国保険会社等の</p>	<p>金融サービス仲介業者 が行う保険契約の締結 の媒介により当該保険</p>

<p>第三十八条の二</p>	<p>投資助言・代理業又は投資運用業</p>	<p>有価証券等仲介業務（金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第四号に掲げる行</p>	<p>第三十一条 金融商品取引法第三十八条の二、第六十六条の十四（第一号イ及びロ並びに第三号を除く。）及び第六十六条の十四の二の規定は、有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>		<p>保険会社等又は外国保険会社等を</p>	<p>相手方金融機関を</p>	<p>契約者が締結する保険契約の相手方となる保険会社等又は外国保険会社等（以下この号において「相手方金融機関」という。）の</p>
----------------	------------------------	---	--	--	------------------------	-----------------	---

（金融商品取引法の準用）

（新設）

	第三十八条の二第一号	第六十六条の十四第一号及び第二号	第六十六条の十四の二
	、投資一任契約若しくは第二条第八項第十二号イに掲げる	金融商品仲介業	として、 場合、一般投資家に対する勧誘に基づかないで所属金融商品取引業者等のために買付けの媒介を行う場合
為を行う業務に限る。第六十六条の十四において同じ。）	若しくは投資一任契約又はこれらの媒介に係る	有価証券等仲介業務	とし、又は一般投資家のために、 場合

第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条の二、第三十七条の三第三項、第三十七条の五、第三十七条の六第一項、第二項、第四項ただし書及び第五項、第三十七条の七、第三十八条第七号及び第八号、第三十八条の二並びに第四十条の二から第四十条の七までを除く。）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定は、特定金融サービス契約（第二十九条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十四第二項に規定する特定預金等契約、保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約、第十条第四項第一号に掲げる行為により締結する有価証券の売買契約、同項第二号に掲げる行為により締結する有価証券の売買契約若しくは市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引に係る契約、同項第三号に掲げる行為により有価証券を取得することを内容とする契約又は同項第四号に掲げる行為により締結する投資顧問契約若しくは投資一任契約をいう。）に係る金融サービス仲介業務を行う金融サービス仲介者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる金融商品取引法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十四条	顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品は顧客のために金融商品取引行為（第二条第	特定金融サービス契約（金融サービスの提供
	品取引行為（第二条第	に関する法律第三十一

第三十四条の	第二項 第三十四条の						
締結をする	又は締結	を締結する	締結した	を過去	金融商品取引契約と同じ金融商品取引契約	同条第三十一項第四号	八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。)を行うことを内容とする契約(以下「金融商品取引契約」という
媒介を行う	又は媒介	の締結の媒介を行う	行った	の締結の媒介を過去	特定金融サービス契約と同じ特定金融サービス契約	第二条第三十一項第四号	条第二項に規定する特定金融サービス契約をいう。以下同じ

<p>第三十四條の 三第二項第五 号及び第六号</p>	<p>第三十四條の 三第二項第四 号イ</p>	<p>第三十四條の 三第二項第二 号</p>	<p>第三十四條の 二第五項第二 号</p>	<p>二第三項第三 号</p>
<p>締結する</p>	<p>締結をする</p>	<p>と対象契約</p>	<p>締結をする</p>	<p>締結する</p>
<p>締結の媒介を行う</p>	<p>媒介を行う</p>	<p>の媒介により対象契約</p>	<p>媒介を行う</p>	<p>締結の媒介を行う</p>

<p>第三十四条の 三第十項及び 第三十四条の 四第五項</p>	<p>第三十七条第 二項</p>	<p>第三十七条の 三第一項</p>	<p>又は締結</p>	<p>金融商品取引行為を行 う</p>	<p>を締結しようとする</p>	<p>の締結の媒介を行う</p>	<p>又は媒介</p>	<p>特定金融サービス契約 を締結する</p>	<p>交付するほか、特定預 金等契約（金融サービ スの提供に関する法律 第二十九条において読 み替えて準用する銀行 法第五十二条の四十四 第二項に規定する特定 預金等契約をいう。第 三十八条第一号並びに 第三十九条第一項及び 第三項において同じ。 ）については預金者等 （金融サービスの提供</p>	<p>交付しなければ</p>
--	----------------------	------------------------	-------------	-------------------------	------------------	------------------	-------------	-----------------------------	---	----------------

に関する法律第二十九条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十四第二項に規定する預金者等という。以下この項において同じ。）の、特定保険契約（保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約をいう。以下同じ。）については保険契約者等（金融サービス）の提供に関する法律第十七条第一項に規定する保険契約者等をいう。以下この項において同じ。）の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定金融サービス契約の内容その他預金者等又は保険契約者等に参考となるべき

	<p>第三十七條の 三第一項第一 号</p>	
	<p>の商号</p>	<p>住所</p>
<p>情報の提供を行わな れば</p>	<p>及び当該特定金融サー ビス契約に係る相手方 金融機関（金融サービ スの提供に関する法律 第十一条第六項に規定 する金融サービス仲介 業者が行う同条第八項 に規定する金融サービ ス仲介業務により顧客 が締結する特定金融サ ービス契約の相手方を いう。以下同じ。）の 商号</p>	<p>住所（相手方金融機関 が同条第三項第二号に 規定する外国保険会社 等である場合にあつて は、支店等（保険業法 第百八十五条第一項に</p>

	<p>第三十七條の 三第一項第五 号</p>	<p>第三十七條の 六第三項</p>	<p>第一項の規定による金 融商品取引契約の解除 があつた場合には</p>		<p>金融商品取引契約の解 除までの期間に相当す る手数料、報酬その他 の当該金融商品取引契 約に関して顧客が支払 うべき対価（次項にお いて「対価」という。</p>
<p>規定する支店等をいう 。（の所在地）</p>		<p>顧客からの申出により 特定金融サービス契約 （特定保険契約を除く 。次項において同じ。 ）の解除に伴い相手方 金融機関に損害賠償そ の他の金銭の支払をし た場合において</p>		<p>支払</p>	

<p>第三十八條第 二號</p>	<p>第三十八條第 一號</p>	<p>第三十七條の 六第四項</p>	
<p>金融商品取引契約の締結の勧誘をする</p>	<p>金融商品取引契約の締結又はその勧誘</p>	<p>金融商品取引契約</p>	<p>第一項の規定による 又は違約金の支払を の額として内閣府令 で定める金額を超えて 当該金融商品取引契約 の解除</p>
<p>特定金融サービス契約の締結の勧誘又は媒介を行う</p>	<p>特定金融サービス契約の締結の勧誘又は媒介（特定預金等契約及び特定保険契約に係るものを除く。次号において同じ。）</p>	<p>特定金融サービス契約</p>	<p>顧客からの申出により その他の金銭の支払を 解除をした者に対し</p>

		<p>第三十九条第 一項第一号</p>
<p>損失</p>	<p>有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）</p>	<p>有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）</p>
<p>損失（特定保険契約にあつては、当該特定保険契約が締結されることにより顧客の支払う保険料の合計額が当該特定保険契約が締結さ</p>	<p>特定金融サービス契約</p>	<p>特定金融サービス契約の締結</p>

		第三十九条第一項第二号	
有価証券等	有価証券売買取引等	ため	
特定金融サービス契約	特定金融サービスの締結	<p>ため、特定預金等契約又は特定保険契約にあつては当該特定預金等契約又は特定保険契約によらないで、</p>	<p>れることにより当該顧客の取得する保険金、返戻金その他の給付金の合計額を上回る場合における当該保険料の合計額から当該保険金、返戻金その他の給付金の合計額を控除した金額をいう。以下この項、第三項及び第五項において同じ。）</p>

<p>第三十九条第 三項</p>	<p>第三十九条第 二項各号</p>		<p>第三十九条第 一項第三号</p>	
<p>として内閣府令で定め るもの</p>	<p>有価証券売買取引等</p>	<p>ため、</p>	<p>有価証券等</p>	<p>ため</p>
<p>（特定預金等契約及び 特定保険契約を除く特 定金融サービス契約に</p>	<p>特定金融サービス契約 の締結</p>	<p>ため、特定預金等契約 又は特定保険契約にあ つては当該特定預金等 契約又は特定保険契約 によらないで、</p>	<p>特定金融サービス契約 の締結</p>	<p>ため、特定預金等契約 又は特定保険契約にあ つては当該特定預金等 契約又は特定保険契約 によらないで、</p>

<p>第三十九条第 四項</p>	<p>と金融商品取引業者等</p>	<p>と相手方金融機関</p>	<p>第四十条第一 号</p>	<p>金融商品取引行為</p>	<p>特定金融サービス契約 の締結</p>	<p>第二十条第八項第九号</p>	<p>金融サービスの提供に 関する法律第十一条第 四項第三号</p>	<p>金融サービスの提供に 関する法律第十一条第 四項第三号</p>	<p>第三十二条 二号</p>	<p>締結した</p>	<p>締結の媒介を行った</p>	<p>第三十二条</p>	<p>貸金業法第十二条の四から第十二条の九まで、第十四条</p>	<p>貸金業法第十二条の四から第十二条の九まで、第十四条</p>	<p>の提供</p>	<p>の提供（これらの行為のうち特定預金等契約及び特定保険契約に係るものを除く。）</p>	<p>あつては、内閣府令で定めるものに限る。）</p>
----------------------	-------------------	-----------------	---------------------	-----------------	---------------------------	-------------------	--	--	---------------------	-------------	------------------	--------------	----------------------------------	----------------------------------	------------	---	-----------------------------

(貸金業法の準用)

(新設)

(第四号を除く。)、第十五条から第十八条まで、第十九条の二から第二十条の二まで、第二十一条(第二項第五号を除く。)、及び第二十二条の規定は、貸金業貸付媒介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十五条第一項第一号	第十二条の八第五項	第十二条の六第一号
の商号	、貸付け	貸付けの契約
及び貸主(金融サービス仲介業者(金融サ	、貸付け(貸金業貸付媒介業務に係るものに限る。以下同じ。)	貸付けの契約(貸金業貸付媒介業務(金融サービス)の提供に関する法律第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。以下同じ。)に係るものに限る。以下同じ。)

	第十五条第二 項	
	電磁的記録	、これに
<p>ビスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）が行う貸金業貸付媒介業務により顧客が締結する貸付けに係る契約の相手方をいう。以下同じ。）の商号</p>	<p>電磁的記録（金融サービスの提供に関する法律第六十二条第八項に規定する電磁的記録をいう。第二十一条第二項において同じ。）</p>	<p>、これに同法第十四条第一項に規定する金融サービス仲介業者登録簿に登録された同法第十三条第一項第五号に掲げる事項及び貸主の</p>

<p>第十六条第二 項第二号</p>	<p>貸金業者</p>	<p>金融サービス仲介業者 が行う貸金業貸付媒介 業務の顧客若しくは貸 主以外の貸金業者</p>
<p>第十六条の二 第一項</p>	<p>を締結しよう</p>	<p>の締結又はその媒介を しよう</p>
<p>第十六条の二 第一項第一号</p>	<p>の商号</p>	<p>及び貸主の商号</p>
<p>第十六条の二 第二項</p>	<p>を締結しよう</p>	<p>(貸金業貸付媒介業務 に係るものに限る。以 下同じ。)の締結又は その媒介をしよう</p>
<p>締結する</p>	<p>締結し、又は当該極度 方式基本契約が成立す る</p>	

<p>第十六条の二 第二項第一号</p>	<p>の商号</p>	<p>及び貸主の商号</p>
<p>第十六条の三 第一項第一号</p>	<p>貸金業者</p>	<p>貸金業貸付媒介業務を 行う金融サービス仲介 業者又は貸主</p>
<p>第十七条第一 項</p>	<p>を締結した</p>	<p>の締結又はその媒介を した</p>
<p>第十七条第二 項</p>	<p>を締結した</p>	<p>の締結又はその媒介を した</p>
<p>第十七条第二 項第一号</p>	<p>の商号</p>	<p>及び貸主の商号</p>
<p>第十七条第二 項第一号</p>	<p>の商号</p>	<p>及び貸主の商号</p>

第十七条第二 項第三号	貸金業者	貸主
第十七条第五 項	を締結した	(貸金業貸付媒介業務に係るものに限る。以下同じ。)の締結又はその媒介をした
第十七条第六 項	に係る契約を締結した	(貸金業貸付媒介業務に係るものに限る。次条第三項において同じ。)に係る契約の締結又はその媒介をした
第十九条の二	前条の帳簿	金融サービスの提供に関する法律第三十三条に規定する帳簿書類

第三節 経理

(業務に関する帳簿書類)

第三十三条 金融サービス仲介業者は、内閣府令で定めるところによ

(新設)

(新設)

り、金融サービス仲介業に関する帳簿書類を作成し、保存しなければならない。

(事業報告書の提出等)

第三十四条 金融サービス仲介業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、金融サービス仲介業に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 金融サービス仲介業者は、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、前項の報告書に記載されている事項のうち顧客の保護に必要と認められるものとして内閣府令で定めるものを記載した書面を作成し、金融サービス仲介業を行う全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供し、又は内閣府令で定めるところにより、インターネットを利用する方法その他の内閣府令で定める方法により公表しなければならない。

第四節 監督

(報告又は資料の提出)

第三十五条 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該金融サービス仲介業者に対し、その業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

2 |

内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引する者、当該金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）又は貸金業貸付媒介業務により締結された資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約若しくは当該契約の締結の媒介を行うことを内容とする契約について業として保証を行う者（次項並びに同条第二項及び第五項において「保証業者」という。）に対し、当該金融サービス仲介業者の業務又は財産の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 | 金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引する者、金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者又は保証業者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

（立入検査）

第三十六条 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に当該金融サービス仲介業者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（新設）

2 | 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引する者、当該金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者若しくは保証業者の施設に立ち入らせ、当該金融サービス仲介業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 | 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 | 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 | 金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に關して取引する者、金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者又は保証業者は、正当な理由があるときは、第二項の規定による質問又は検査を拒むことができる。

(業務改善命令)

第三十七条 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の業務の状況に照らして、当該金融サービス仲介業者の金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該金融サービス仲介業者に対し、その必要の限度において、業務の内容

(新設)

及び方法の変更その他監督上必要な措置を命ずることができる。

(監督上の処分)

第三十八条 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者が次の各号のい

ずれかに該当するときは、当該金融サービス仲介業者の第十二条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 金融サービス仲介業者が第十五条第一号から第三号までのいずれかに該当するとき。

二 金融サービス仲介業者が第十二条の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている場合であつて、第十五条第四号に該当するとき。

三 金融サービス仲介業者が第十二条の登録（保険媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている場合であつて、第十五条第五号に該当するとき。

四 金融サービス仲介業者が第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を受けている場合であつて、第十五条第六号に該当するとき。

五 金融サービス仲介業者が第十二条の登録（貸金業貸付媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている場合であつて、第十五条第七号に該当するとき。

六 不正の手段により第十二条の登録を受けたことが判明したとき。

(新設)

七 この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣の処分違反したとき、その他金融サービス仲介業務に関し著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

2 内閣総理大臣は、第十八条第一項の規定により電子決済等代行業を行う金融サービス仲介業者が、同条第二項の規定により適用する銀行法の規定又は当該規定に基づく内閣総理大臣の処分違反した場合その他電子決済等代行業の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認められる場合には、当該金融サービス仲介業者に対し、電子決済等代行業の廃止を命ずることができる。

3 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の役員が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は第一項第七号に該当する行為をしたときは、当該金融サービス仲介業者に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

一 第十五条第二号イからヘまでのいずれかに該当するとき。
二 金融サービス仲介業者が第十二条の登録（保険媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている場合にあつては、その役員が第十五条第五号イ、ロ又はハ(2)若しくは(3)に該当するとき。

4 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は金融サービス仲介業者の所在（法人である場合にあつては、その法人を代表する役員の所在）を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該金融サービス仲介業者から申出がないときは、当該金融サービス仲介業者の第十二条

の登録を取り消すことができる。

5 前項の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

（登録の抹消等）

第三十九条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、金融サービス仲介業者の登録を抹消しなければならない。

一 前条第一項又は第四項の規定により第十二条の登録を取り消したとき。

二 第十六条第六項の規定により第十二条の登録がその効力を失ったとき。

第五節 認定金融サービス仲介業協会

（認定金融サービス仲介業協会の認定）

第四十条 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、金融サービス仲介業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務（以下この節において「認定業務」という。）を行う者として認定することができる。

一 金融サービス仲介業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び顧客の保護に資することを目的とすること。

二 金融サービス仲介業者を社員（以下この節及び第九十二条第六

（新設）

（新設）

（新設）

- 号において「会員」という。）に含む旨の定款の定めがあること。
- 三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。
 - 四 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

（認定金融サービス仲介業協会の業務）

第四十一条 認定金融サービス仲介業協会は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 会員が金融サービス仲介業を行うに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務
- 二 会員の行う金融サービス仲介業に関し、契約の内容の適正化その他の金融サービス仲介業の顧客の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務
- 三 会員の行う金融サービス仲介業の適正化及びその取り扱う情報の適正な取扱いのために必要な規則の制定
- 四 会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査
- 五 金融サービス仲介業の顧客を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供

（新設）

六 会員の行う金融サービス仲介業に関する顧客等（第二十八条第二項に規定する顧客等をいう。第四十三条第一項及び次節において同じ。）からの苦情の処理

七 第七十八条第一項又は第二項の規定により行う同条第一項に規定する届出受理事務又は同項に規定する登録事務

八 金融サービス仲介業の顧客に対する広報

九 前各号に掲げるもののほか、金融サービス仲介業の健全な発展及び金融サービス仲介業の顧客の保護に資する業務

（会員名簿の縦覧等）

第四十二条 認定金融サービス仲介業協会は、会員名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

2 認定金融サービス仲介業協会でない者は、その名称又は商号中に、認定金融サービス仲介業協会と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

3 認定金融サービス仲介業協会の会員でない者は、その名称又は商号中に、認定金融サービス仲介業協会の会員と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

（顧客等からの苦情に関する対応）

第四十三条 認定金融サービス仲介業協会は、金融サービス仲介業の顧客等から会員の行う金融サービス仲介業に関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言を

（新設）

（新設）

し、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 | 認定金融サービス仲介業協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 | 会員は、認定金融サービス仲介業協会から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 | 認定金融サービス仲介業協会は、第一項の申出、苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

5 | 第一項の規定は、認定金融サービス仲介業協会が第五十一条第一項の規定による指定を受けている場合において、第一項の申出が当該指定に係る紛争解決等業務の種別に関する苦情に係るものであるときは、適用しない。

(認定金融サービス仲介業協会への報告等)

第四十四条 会員は、金融サービス仲介業者が行った顧客の保護に欠ける行為に関する情報その他金融サービス仲介業の顧客を保護するために必要な情報として内閣府令で定めるものを取得したときは、これを認定金融サービス仲介業協会に報告しなければならない。

2 | 認定金融サービス仲介業協会は、その保有する前項に規定する情報について会員から提供の請求があったときは、正当な理由がある場合を除き、当該請求に係る情報を提供しなければならない。

(新設)

(秘密保持義務等)

第四十五条 認定金融サービス仲介業協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者（次項において「役員等」という。）は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 認定金融サービス仲介業協会の役員等は、その職務に関して知り得た情報を、認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

(定款の必要的記載事項)

第四十六条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第十一条第一項各号に掲げる事項及び第四十条第二号に規定する定款の定めのほか、認定金融サービス仲介業協会は、その定款において、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは第四十一条第三号の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をした会員に対し、定款で定める会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

(業務規程)

第四十七条 認定金融サービス仲介業協会は、認定業務に関する事項について規程を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(報告又は資料の提出)

第四十八条 内閣総理大臣は、顧客の保護を図るため必要があると認めるときは、認定金融サービス仲介業協会に対し、その業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(新設)

2 内閣総理大臣は、顧客の保護を図るため必要があると認めるときは、その必要の限度において、認定金融サービス仲介業協会から業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))を受けた者を含む。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。)に対し、当該認定金融サービス仲介業協会の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 認定金融サービス仲介業協会から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(立入検査)

第四十九条 内閣総理大臣は、顧客の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に認定金融サービス仲介業協会の事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(新設)

2 内閣総理大臣は、顧客の保護を図るため特に必要があると認める

ときは、その必要の限度において、当該職員に認定金融サービス仲介業協会から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該認定金融サービス仲介業協会に対する質問若しくは検査に必要な事項に
関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 認定金融サービス仲介業協会から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、第二項の規定による質問又は検査を拒むことができる。

(監督命令)

第五十条 内閣総理大臣は、認定業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、この節の規定の施行に必要な限度において、認定金融サービス仲介業協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、認定金融サービス仲介業協会の業務の運営がこの節の規定若しくはこの節の規定に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その認定を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる

(新設)

第六節 指定紛争解決機関

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第五十一条 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申

請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。

一 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号ニにおいて同じ。）であること。

二 第七十三条第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三 この法律若しくは弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者でないこと。

四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行す

(新設)

(新設)

ることができない者として内閣府令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 第七十三条第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。ニにおいて同じ。）であった者でその取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

- 五 紛争解決等業務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。
- 六 役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 七 紛争解決等業務の実施に関する規程（以下この節において「業務規程」という。）が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ適確に実施するために十分であると認められること。
- 八 次項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（第五十六条第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（同条第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた金融サービス事業者の数の金融サービス事業者の総数に占める割合が政令で定める割合以下の割合となったこと。
- 2 | 前項の申請をしようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、金融サービス事業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならない。
- 3 | 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは

、同項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第五十六条第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。）に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、紛争解決等業務の種別ごとに行うものとし、同項第八号の割合は、当該紛争解決等業務の種別ごとに算定するものとする。

5 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の名称又は商号及び主たる営業所又は事務所の所在地、当該指定に係る紛争解決等業務の種別並びに当該指定をした日を官報で告示しなければならない。

（指定の申請）

第五十二条 前条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 指定を受けようとする紛争解決等業務の種別
 - 二 名称又は商号
 - 三 主たる営業所又は事務所その他紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地
 - 四 役員の名又は名称若しくは商号
- 2 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない

（新設）

い。

一 前条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当することを誓約する書面

二 定款及び法人の登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）

三 業務規程

四 組織に関する事項を記載した書類

五 財産目録、貸借対照表その他の紛争解決等業務を行うために必要な経理的な基礎を有することを明らかにする書類であつて内閣府令で定めるもの

六 前条第二項に規定する書類その他同条第一項第八号に掲げる要件に該当することを証する書類として内閣府令で定めるもの

七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

（秘密保持義務等）

第五十三条 指定紛争解決機関の紛争解決委員（第六十二条第二項の規定により選任された紛争解決委員をいう。次項、次条第二項並びに第五十六条第二項及び第四項において同じ。）若しくは役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、紛争解決等業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 指定紛争解決機関の紛争解決委員又は役員若しくは職員で紛争解決等業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法

（新設）

令により公務に従事する職員とみなす。

(指定紛争解決機関の業務)

第五十四条 指定紛争解決機関は、この法律及び業務規程の定めるところにより、紛争解決等業務を行うものとする。

2 指定紛争解決機関(紛争解決委員を含む。)は、当事者である加

入金融サービス仲介業者(手続実施基本契約を締結した相手方である金融サービス仲介業者をいう。以下この節において同じ。)若しくはその顧客等又はこれらの者以外の者との手続実施基本契約その他の契約で定めるところにより、紛争解決等業務を行うことに関し、負担金又は料金その他の報酬を受けることができる。

(苦情処理手続又は紛争解決手続の業務の委託)

第五十五条 指定紛争解決機関は、他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者(第六十二条第四項及び第五項において「受託紛争解決機関」という。)以外の者に対して、苦情処理手続又は紛争解決手続の業務を委託してはならない。

(業務規程)

第五十六条 指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければならない。

一 手続実施基本契約の内容に関する事項

(新設)

(新設)

(新設)

-
- 二 手続実施基本契約の締結に関する事項
- 三 紛争解決等業務の実施に関する事項
- 四 紛争解決等業務に要する費用について加入金融サービス仲介業者が負担する負担金に関する事項
- 五 当事者である加入金融サービス仲介業者又はその顧客等（以下この節において単に「当事者」という。）から紛争解決等業務の実施に関する料金を徴収する場合にあつては、当該料金に関する事項
- 六 他の指定紛争解決機関その他相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者との連携に関する事項
- 七 紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定めるもの
- 2 前項第一号の手続実施基本契約は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
- 一 指定紛争解決機関は、加入金融サービス仲介業者の顧客等からの金融サービス仲介業務関連苦情の解決の申立て又は当事者からの紛争解決手続の申立てに基づき苦情処理手続又は紛争解決手続を開始すること。
- 二 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続を開始し、又は加入金融サービス仲介業者の顧客等からの申立てに基づき紛争解決手続を開始した場合において、加入金融サービス仲介業
-

者にこれらの手続に応じるよう求めることができ、当該加入金融サービス仲介業者は、その求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならないこと。

三 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続又は紛争解決手続において、加入金融サービス仲介業者に対し、報告又は帳簿書類その他の物件の提出を求めることができ、当該加入金融サービス仲介業者は、その求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならないこと。

四 紛争解決委員は、紛争解決手続において、金融サービス仲介業務関連紛争の解決に必要な和解案を作成し、当事者に対し、その受諾を勧告することができること。

五 紛争解決委員は、紛争解決手続において、前号の和解案の受諾の勧告によっては当事者間に和解が成立する見込みがない場合において、事案の性質、当事者の意向、当事者の手続追行の状況その他の事情に照らして相当であると認めるときは、金融サービス仲介業務関連紛争の解決のために必要な特別調停案を作成し、理由を付して当事者に提示することができること。

六 加入金融サービス仲介業者は、訴訟に係属している請求を目的とする紛争解決手続が開始された場合には、当該訴訟に係属している旨、当該訴訟における請求の理由及び当該訴訟の程度を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

七 加入金融サービス仲介業者は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起された場合には、当該訴訟が提起された旨及

び当該訴訟における請求の理由を指定紛争解決機関に報告しなければならぬこと。

八 前二号に規定する場合のほか、加入金融サービス仲介業者は、紛争解決手続の目的となった請求に係る訴訟に関し、当該訴訟の程度その他の事項の報告を求められた場合には、当該事項を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

九 加入金融サービス仲介業者は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなった場合又はその訴訟について裁判が確定した場合には、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

十 加入金融サービス仲介業者は、その顧客等に対し指定紛争解決機関による紛争解決等業務の実施について周知するため、必要な情報の提供その他の措置を講じなければならないこと。

十一 前各号に掲げるもののほか、金融サービス仲介業務関連苦情の処理又は金融サービス仲介業務関連紛争の解決の促進のために必要であるものとして内閣府令で定める事項

3 | 第一項第二号の手續実施基本契約の締結に関する事項に関する業務規程は、金融サービス仲介業者から手續実施基本契約の申込みがあつた場合には、当該金融サービス仲介業者が手續実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実にないと見込まれるときを除き、これを拒否してはならないことを内容とするものでなければならない。

4 | 第一項第三号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準

に適合するものでなければならない。

一 苦情処理手続と紛争解決手続との連携を確保するための措置が講じられていること。

二 紛争解決委員の選任の方法及び紛争解決委員が金融サービス仲介業務関連紛争の当事者と利害関係を有することその他の紛争解決手続の公正な実施を妨げるおそれがある事由がある場合において、当該紛争解決委員を排除するための方法を定めていること。

三 指定紛争解決機関の実質的支配者等（指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。

）又は指定紛争解決機関の子会社等（指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。）を金融サービス仲介業務関連紛争の当事者とする金融サービス仲介業務関連紛争について紛争解決手続の業務を行うこととしている指定紛争解決機関にあつては、当該実質的支配者等若しくは当該子会社等又は指定紛争解決機関が紛争解決委員に対して不当な影響を及ぼすことを排除するための措置が講じられていること。

四 紛争解決委員が弁護士でない場合（司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第三条第一項第七号に規定する紛争について行う紛争解決手続において、紛争解決委員が同条第二項に規定する司法書士である場合を除く。）において、紛争解決手続の実施

-
- に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、
弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定め
ていること。
- 五 紛争解決手続の実施に際して行う通知について相当な方法を定
めていること。
- 六 紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行
について定めていること。
- 七 加入金融サービス仲介業者の顧客等が指定紛争解決機関に対し
金融サービス仲介業務関連苦情の解決の申立てをする場合又は金
融サービス仲介業務関連紛争の当事者が指定紛争解決機関に対し
紛争解決手続の申立てをする場合の要件及び方式を定めているこ
と。
- 八 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者から紛争解決手
続の申立てを受けた場合において、金融サービス仲介業務関連紛
争の他方の当事者となる当該加入金融サービス仲介業者の顧客等
に対し、速やかにその旨を通知するとともに、当該顧客等がこれ
に応じて紛争解決手続の実施を依頼するか否かを確認するための
手続を定めていること。
- 九 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者の顧客等から第
七号の紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融サービ
ス仲介業務関連紛争の他方の当事者となる当該加入金融サービス
仲介業者に対し、速やかにその旨を通知する手続を定めているこ
と。
-

-
- 十 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の保管、返還その他の取扱いの方法を定めていること。
- 十一 紛争解決手続において陳述される意見又は提出され、若しくは提示される帳簿書類その他の物件に含まれる金融サービス仲介業務関連紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じて適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。
- 。第六十二条第九項に規定する手続実施記録に記載されているこれらの秘密についても、同様とする。
- 十二 金融サービス仲介業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式を定めていること。
- 十三 紛争解決委員が紛争解決手続によつては金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を金融サービス仲介業務関連紛争の当事者に通知することを定めていること。
- 十四 指定紛争解決機関の紛争解決委員、役員及び職員について、これらの者が紛争解決等業務に関して知り得た秘密を確実に保持するための措置を定めていること。
- 5 | 第一項第四号及び第五号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。
- 一 第一項第四号に規定する負担金及び同項第五号に規定する料金の額又は算定方法及び支払方法（次号において「負担金額等」という。）を定めていること。
-

二 負担金額等が著しく不当なものでないこと。

6 第二項第五号の「特別調停案」とは、和解案であつて、次に掲げる場合を除き、加入金融サービス仲介業者が受諾しなければならぬものをいう。

一 当事者である加入金融サービス仲介業者の顧客等（以下この項において「当事者顧客等」という。）が当該和解案を受諾しないとき。

二 当該和解案の提示において当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されていない場合において、当事者顧客等が当該和解案を受諾したことを加入金融サービス仲介業者が知つた日から一月を経過する日までに当該請求に係る訴訟が提起され、かつ、同日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

三 当該和解案の提示の時に当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されている場合において、当事者顧客等が当該和解案を受諾したことを加入金融サービス仲介業者が知つた日から一月を経過する日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

四 当事者顧客等が当該和解案を受諾したことを加入金融サービス仲介業者が知つた日から一月を経過する日までに、当該紛争解決手続が行われている金融サービス仲介業務関連紛争について、当事者間において仲裁法（平成十五年法律第三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意がされ、又は当該和解案によらずに和解若しくは調停が成立したとき。

7 業務規程の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

8 内閣総理大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、当該認可に係る業務規程が第四項各号及び第五項各号に掲げる基準（紛争解決手続の業務に係る部分に限る。）に適合していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

（手続実施基本契約の不履行の事実の公表等）

第五十七条 指定紛争解決機関は、手続実施基本契約により加入金融サービス仲介業者が負担する義務の不履行が生じた場合において、当該加入金融サービス仲介業者の意見を聴取し、当該不履行について正当な理由がないと認めるときは、遅滞なく、当該加入金融サービス仲介業者の商号、名称又は氏名及び当該不履行の事実を公表するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 指定紛争解決機関は、金融サービス仲介業務関連苦情及び金融サービス仲介業務関連紛争を未然に防止し、並びに金融サービス仲介業務関連苦情の処理及び金融サービス仲介業務関連紛争の解決を促進するため、加入金融サービス仲介業者その他の者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うよう努めなければならない。

（暴力団員等の使用の禁止）

第五十八条 指定紛争解決機関は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう

（新設）

（新設）

。以下この条において同じ。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者を紛争解決等業務に従事させ、又は紛争解決等業務の補助者として使用してはならない。

（差別的取扱いの禁止）

第五十九条 指定紛争解決機関は、特定の加入金融サービス仲介業者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

（記録の保存）

第六十条 指定紛争解決機関は、第六十二条第九項の規定によるもののほか、内閣府令で定めるところにより、紛争解決等業務に関する記録を作成し、保存しなければならない。

（苦情処理手続）

第六十一条 指定紛争解決機関は、加入金融サービス仲介業者の顧客等から金融サービス仲介業務関連苦情について解決の申立てがあつたときは、その相談に応じ、当該顧客等に必要な助言をし、当該金融サービス仲介業務関連苦情に係る事情を調査するとともに、当該加入金融サービス仲介業者に対し、当該金融サービス仲介業務関連苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

（紛争解決手続）

第六十二条 加入金融サービス仲介業者に係る金融サービス仲介業務

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

関連紛争の解決を図るため、当事者は、当該加入金融サービス仲介業者が手続実施基本契約を締結した指定紛争解決機関に対し、紛争解決手続の申立てをすることができる。

2 指定紛争解決機関は、前項の申立てを受けたときは、紛争解決委員を選任するものとする。

3 紛争解決委員は、人格が高潔で識見の高い者であつて、次の各号のいずれかに該当する者（第一項の申立てに係る当事者と利害関係を有する者を除く。）のうちから選任されるものとする。この場合において、紛争解決委員のうち少なくとも一人は、第一号又は第三号（当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合にあつては、第一号、第三号又は第四号）のいずれかに該当する者でなければならない。

一 弁護士であつてその職務に従事した期間が通算して五年以上である者

二 金融サービス仲介業務に従事した期間が通算して十年以上である者

三 消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める者

四 当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合にあつては、同条第二項に規定する司法書士であつて同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務に従事した期間が通算して五年以上である者

五 前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

4 指定紛争解決機関は、第一項の申立てを第二項の規定により選任した紛争解決委員（以下この条及び次条第一項において単に「紛争解決委員」という。）による紛争解決手続に付するものとする。ただし、紛争解決委員は、当該申立てに係る当事者である加入金融サービス仲介業者の顧客等が当該金融サービス仲介業務関連紛争を適切に解決するに足りる能力を有する者と認められることその他の事由により紛争解決手続を行うのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的のみだりに第一項の申立てをしたと認めるときは、紛争解決手続を実施しないものとし、紛争解決委員が当該申立てを受託紛争解決機関における紛争解決手続に相当する手続に付することが適当と認めるときは、指定紛争解決機関は、受託紛争解決機関に紛争解決手続の業務を委託するものとする。

5 前項ただし書の規定により紛争解決委員が紛争解決手続を実施しないとき、又は受託紛争解決機関に業務を委託するときは、指定紛争解決機関は、第一項の申立てをした者に対し、その旨を理由を付して通知するものとする。

6 紛争解決委員は、当事者若しくは参考人から意見を聴取し、若しくは報告書の提出を求め、又は当事者から参考となるべき帳簿書類その他の物件の提出を求め、和解案を作成して、その受諾を勧告し、又は特別調停（第五十六条第六項に規定する特別調停案を提示することをいう。）をすることができる。

7 紛争解決手続は、公開しない。ただし、紛争解決委員は、当事者

の同意を得て、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

8 | 指定紛争解決機関は、紛争解決手続の開始に先立ち、当事者である加入金融サービス仲介業者の顧客等に対し、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。）を提供して説明をしなければならない。

一 当該顧客等が支払う料金に関する事項

二 第五十六条第四項第六号に規定する紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

9 | 指定紛争解決機関は、内閣府令で定めるところにより、その実施した紛争解決手続に関し、次に掲げる事項を記載した手続実施記録を作成し、保存しなければならない。

一 金融サービス仲介業務関連紛争の当事者が紛争解決手続の申立てをした年月日

二 金融サービス仲介業務関連紛争の当事者及びその代理人の氏名、商号又は名称

三 紛争解決委員の氏名

四 紛争解決手続の実施の経緯

五 紛争解決手続の結果（紛争解決手続の終了の理由及びその年月

日を含む。)

六 前各号に掲げるもののほか、実施した紛争解決手続の内容を明らかにするために必要な事項であつて内閣府令で定めるもの

(時効の完成猶予)

第六十三条 紛争解決手続によつては金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に紛争解決委員が当該紛争解決手続を終了した場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予に関しては、当該紛争解決手続における請求の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

2 指定紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第七十二条第一項の規定により認可され、又は第五十一条第一項の規定による指定が第七十三条第一項の規定により取り消され、かつ、その認可又は取消しの日に紛争解決手続が実施されていた金融サービス仲介業務関連紛争がある場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者が第七十二条第三項若しくは第七十三条第四項の規定による通知を受けた日又は当該認可若しくは取消しを知つた日のいずれか早い日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときも、前項と同様とする。

(新設)

(訴訟手続の中止)

第六十四条 金融サービス仲介業務関連紛争について当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該金融サービス仲介業務関連紛争について、当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間において紛争解決手続が実施されていること。

二 前号の場合のほか、当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に紛争解決手続によって当該金融サービス仲介業務関連紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(加入金融サービス仲介業者の名簿の縦覧)

第六十五条 指定紛争解決機関は、加入金融サービス仲介業者の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(名称等の使用制限)

(新設)

(新設)

第六十六条 指定紛争解決機関でない者（金融商品取引法第五十六条の三十九第一項の規定による指定を受けた者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。）は、その名称又は商号中に、指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

（新設）

（変更の届出）

第六十七条 指定紛争解決機関は、第五十二条第一項第二号から第四号までのいずれかに掲げる事項に変更があつたときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（新設）

2 内閣総理大臣は、前項の規定により指定紛争解決機関の名称若しくは商号又は主たる営業所若しくは事務所の所在地の変更の届出があつたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

（手続実施基本契約の締結等の届出）

第六十八条 指定紛争解決機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（新設）

- 一 金融サービス仲介業者と手続実施基本契約を締結したとき、又は当該手続実施基本契約を終了したとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定めるとき。

（業務に関する報告書の提出）

第六十九条 指定紛争解決機関は、事業年度ごとに、当該事業年度に係る紛争解決等業務に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(新設)

2 前項の報告書に関する記載事項、提出期日その他必要な事項は、内閣府令で定める。

(報告徴収及び立入検査)

第七十条 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ適確な遂行のため必要があると認めるときは、指定紛争解決機関に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、指定紛争解決機関の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(新設)

2 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ適確な遂行のため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、指定紛争解決機関の加入金融サービス仲介業者若しくは当該指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者に対し、当該指定紛争解決機関の業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、これらの者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に関し質問させ、若しくはこれらの者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

ならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(業務改善命令)

第七十一条 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関の紛争解決等業務の運営に関し、紛争解決等業務の公正かつ適確な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該指定紛争解決機関に対して、その業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

一 第五十一条第一項第五号から第七号までに掲げる要件(紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第五十六条第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。)に該当しないこととなつた場合又は第五十一条第一項第五号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなるおそれがあると認められる場合

二 第五十四条、第五十五条、第五十八条又は第六十二条の規定に違反した場合(その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。)

(新設)

(紛争解決等業務の休廃止)

第七十二条 指定紛争解決機関は、紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止(次項に規定する理由によるものを除く。)をし、又は廃止をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 指定紛争解決機関が、天災その他のやむを得ない理由により紛争解決等業務の全部又は一部の休止をした場合には、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出なければならない。指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

3 第一項の規定による休止若しくは廃止の認可を受け、又は前項の休止をした指定紛争解決機関は、当該休止又は廃止の日から二週間以内に、当該休止又は廃止の日に苦情処理手続又は紛争解決手続(他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者(以下この項において「委託紛争解決機関」という。))から業務の委託を受けている場合における当該委託に係る当該委託紛争解決機関の苦情を処理する手続又は紛争の解決を図る手続を含む。次条第四項において同じ。)が実施されていた当事者、当該当事者以外の加入金融サービス仲介業者及び他の指定紛争解決機関に当該休止又は廃止をした旨を通知しなければならない。指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

(新設)

(指定の取消し等)

第七十三条 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十一条第一項の規定による指定を取り消し、又は六月以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第五十一条第一項第二号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなったとき、又は指定を受けた時点において同項各号のいずれかに該当していなかったことが判明したとき。

二 不正の手段により第五十一条第一項の規定による指定を受けたことが判明したとき。

三 法令又は法令に基づく処分に違反したとき。

2 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による処分又は命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

一 第五十一条第一項第五号から第七号までに掲げる要件(紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第五十六条第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。)に該当しないこととなった場合又は第五十一条第一項の規定による指定を受けた時点において同項第五号から第七号までに掲げる要件に該当していなかったことが判明した場合

二 第五十四条、第五十五条、第五十八条又は第六十二条の規定に

(新設)

違反した場合（その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。）

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により第五十一条第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を官報で告示するものとする。

4 第一項の規定により第五十一条第一項の規定による指定の取消しの処分を受け、又はその業務の全部若しくは一部の停止の命令を受けた者は、当該処分又は命令の日から二週間以内に、当該処分又は命令の日に苦情処理手続又は紛争解決手続が実施されていた当事者、当該当事者以外の加入金融サービス仲介業者及び他の指定紛争解決機関に当該処分又は命令を受けた旨を通知しなければならない。

第七節 雑則

（保険契約の締結の媒介を行う役員又は使用人の届出）

第七十四条 保険媒介業務を行う金融サービス仲介業者は、その役員又は使用人に保険契約の締結の媒介を行わせようとするときは、その者の氏名及び生年月日を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。届け出た事項について変更を生じたとき、又は届出に係る役員若しくは使用人が保険契約の締結の媒介を行わないこととなったとき、若しくはこれらの者が死亡したときも、同様とする。

（外務員の登録）

（新設）

（新設）

第七十五条 有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者は、そ

(新設)

の役員又は使用人のうち、当該金融サービス仲介業者のために次に掲げる行為を行う者（以下この節において「外務員」という。）の氏名、生年月日その他内閣府令で定める事項について、内閣府令で定める場所に備える外務員登録原簿に登録を受けなければならない。

一 有価証券（金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる権利にあつては、同項各号に掲げる権利を除く。）に係る次に掲げる行為

イ 第十一条第四項第一号から第三号までに掲げる行為

ロ 次に掲げる行為

(1) 売買の媒介の申込みの勧誘

(2) 市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の委託の勧誘

二 前号に掲げるもののほか、政令で定める行為

2 有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者は、前項の規定により当該金融サービス仲介業者が登録を受けた者以外の者に外務員の職務（同項各号に掲げる行為をいう。第八十八条第七号において同じ。）を行わせてはならない。

(外務員の権限)

第七十六条 外務員は、金融サービス仲介業者に代わって、前条第一項各号に掲げる行為に関し、一切の裁判外の行為を行う権限を有す

(新設)

るものとみなす。

2 前項の規定は、相手方が悪意であった場合においては、適用しない。

(金融商品取引法の準用)

第七十七条 金融商品取引法第六十四条第三項から第六項まで、第六十四条の二第一項、第六十四条の四、第六十四条の五第一項及び第六十四条の六の規定は、金融サービス仲介業者の外務員について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十四条第三項	第六十六条の二十五	前項(第六十六条の二十五)
第六十四条第一項	金融サービスの提供に関する法律第七十五条第一項	前項(第六十六条の二十五)
第七十五条第二項	前項に規定する外務員の職務及び金融サービスの提供に関する法律	場合を含む。

(新設)

第六十四条の 二第一項第一 号	第六十四条第 六項		第六十四条第 五項	
第二十九條の四第一項 第二号イからりまで	第一項	登録原簿	第一項に	若しくは金融商品仲介 業者又は金融サービス 仲介業者
金融サービスの提供に 関する法律第十五条第 二号イからへまで	金融サービスの提供に 関する法律第七十五条 第一項	外務員登録原簿（同項 に規定する外務員登録 原簿をいう。第六十四 条の六において同じ。	金融サービスの提供に 関する法律第七十五条 第一項に	又は金融商品取引業者 等若しくは金融商品仲 介業者

第六十四条の 二第一項第二 号	外務員（ 若しくは金融商品仲介 業者又は金融サービス 仲介業者	前条第一項に規定する 外務員（ 又は金融商品取引業者 等若しくは金融商品仲 介業者
第六十四条の 二第一項第三 号	外務員 仲介業者	前条第一項に規定する 外務員
第六十四条の 四	第六十四条第一項	金融サービスの提供に 関する法律第七十五条 第一項
第六十四条の 四第二号	第二十九条の四第一項 第二号イ	金融サービスの提供に 関する法律第十五条第 二号イ
第六十四条の 四第三号	第二十九条の四第一項 第二号ロからリまで	金融サービスの提供に 関する法律第十五条第 二号ロからヘまで

第六十四条の 五第一項第一 号	第二十九条の四第一項 第二号イからリまで	金融サービスの提供に 関する法律第十五条第 二号イからへまで
第六十四条の 五第一項第二 号	金融商品取引業（登録 金融機関にあつては、 登録金融機関業務）の うち第六十四条第一項 各号	金融サービス仲介業（ 金融サービスの提供に 関する法律第十一条第 一項に規定する金融サ ービス仲介業をいう。 次条第二号において同 じ。）のうち同法第七 十五条第一項各号
第六十四条の 六	登録原簿	外務員登録原簿
第六十四条の 六第二号	解散し	死亡し、解散し
金融商品取引業（登録 金融機関にあつては、 登録金融機関業務）の うち第六十四条第一項 各号	金融サービス仲介業の うち金融サービスの提 供に関する法律第七十 五条第一項各号	

(届出受理事務等の委任)

第七十八条 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、認定金融サービス仲介業協会等(認定金融サービス仲介業協会又はこれに類するものとして内閣府令で定めるものをいう。以下この節及び第九十九条において同じ。)に、第七十四条に規定する届出の受理に係る事務(以下この条において「届出受理事務」という。)であつて認定金融サービス仲介業協会等に所属する金融サービス仲介業者の役員又は使用人に係るもの並びに第七十五条並びに前条において読み替えて準用する金融商品取引法第六十四条第三項、前条において準用する同法第六十四条第四項並びに前条において読み替えて準用する同法第六十四条第五項及び第六項、第六十四条の二第一項、第六十四条の四、第六十四条の五第一項並びに第六十四条の六に規定する登録に関する事務(以下この条(第六項各号を除く。)及び第八十条において「登録事務」という。)であつて認定金融サービス仲介業協会等に所属する金融サービス仲介業者の外務員に係るものを行わせることができる。

2 | 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、認定金融サービス仲介業協会等に所属しない金融サービス仲介業者の役員又は使用人に係る届出受理事務及び認定金融サービス仲介業協会等に所属しない金融サービス仲介業者の外務員に係る登録事務(前条において読み替えて準用する金融商品取引法第六十四条の五第一項に係る

(新設)

ものを除く。)をそれぞれ一の認定金融サービス仲介業協会等を定めて行わせることができる。

3 内閣総理大臣は、前二項の規定により認定金融サービス仲介業協会等に届出受理事務又は登録事務を行わせるときは、当該届出受理事務又は登録事務を行わないものとする。

4 認定金融サービス仲介業協会等は、第一項又は第二項の規定により届出受理事務又は登録事務を行うときは、その定款において保険契約の締結の媒介を行う役員若しくは使用人の届出に関する事項又は外務員の登録に関する事項を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

5 第一項又は第二項の規定により届出受理事務又は登録事務を行う認定金融サービス仲介業協会等は、第七十四条に規定する届出を受理した場合又は前条において読み替えて準用する金融商品取引法第六十四条第五項の規定による登録、前条において読み替えて準用する同法第六十四条の四の規定による届出に係る登録の変更、前条において読み替えて準用する同法第六十四条の五第一項の規定による処分（登録の取消しを除く。）若しくは前条において読み替えて準用する同法第六十四条の六の規定による登録の抹消をした場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

6 第一項又は第二項の規定による届出受理事務又は登録事務を行う認定金融サービス仲介業協会等（次に掲げるものを含む。以下この項において同じ。）が二以上ある場合（当該認定金融サービス仲介

業協会等が次に掲げるもののみである場合を除く。）には、各認定金融サービス仲介業協会等は、当該届出受理事務又は登録事務の適正な実施を確保するため、認定金融サービス仲介業協会等相互間の情報交換を促進するとともに、他の認定金融サービス仲介業協会等に対し、必要な協力及び情報の提供をしよう努めるものとする。

一 金融商品取引法第六十四条の七第一項又は第二項の規定による登録事務（同条第一項に規定する登録事務をいう。次号において同じ。）を行う協会（同条第一項に規定する協会をいう。同号において同じ。）

二 金融商品取引法第六十六条の二十五において準用する同法第六十四条の七第一項の規定による登録事務を行う協会

7 内閣総理大臣は、認定金融サービス仲介業協会等に所属する金融サービス仲介業者の外務員が前条において読み替えて準用する金融商品取引法第六十四条の五第一項第一号若しくは第二号又は前条において準用する同法第六十四条の五第一項第三号のいずれかに該当するにもかかわらず、第一項の規定により当該外務員の登録事務を行う認定金融サービス仲介業協会等が前条において読み替えて準用する同法第六十四条の五第一項の規定による処分をしない場合において、公益又は顧客の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、同項の規定による処分をすることを命ずることができる。

8 内閣総理大臣は、第一項若しくは第二項の規定により認定金融サービス仲介業協会等に届出受理事務若しくは登録事務を行わせることとするとき、又はこれらの規定により認定金融サービス仲介業協

会等に行わせていた届出受理事務若しくは登録事務を行わせないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

(登録手数料)

第七十九条 外務員の登録を受けようとする金融サービス仲介業者は、政令で定めるところにより、登録手数料を国（前条第一項又は第二項の規定により認定金融サービス仲介業協会等に登録する場合にあっては、認定金融サービス仲介業協会等）に納めなければならない。

2 前項の手数料で認定金融サービス仲介業協会等に納められたものは、当該認定金融サービス仲介業協会等の収入とする。

(登録事務についての審査請求)

第八十条 第七十八条第一項若しくは第二項の規定により登録事務を行う認定金融サービス仲介業協会等の第七十七条において読み替えて準用する金融商品取引法第六十四条第三項の規定による登録の申請に係る不作為若しくは第七十七条において読み替えて準用する同法第六十四条の二第一項の規定による登録の拒否又は第七十八条第一項の規定により登録事務を行う認定金融サービス仲介業協会等の第七十七条において読み替えて準用する同法第六十四条の五第一項の規定による処分について不服がある金融サービス仲介業者は、内閣総理大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、内閣総理大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八

(新設)

(新設)

号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、認定金融サービス仲介業協会等の上級行政庁とみなす。

(内閣府令への委任)

第八十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による認可、承認、登録、認定又は指定に関する申請の手続、書類の提出の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。

(新設)

(権限の委任)

第八十二条 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

(新設)

2 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるものを証券取引等監視委員会(以下この条及び次条において「委員会」という。)に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 第三十五条第一項又は第二項の規定による権限(第十一条第四項第一号から第三号までに掲げる行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に限るものに限る。)

二 第三十六条第一項又は第二項の規定による権限(第十一条第四項第一号から第三号までに掲げる行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。)

-
- 三 第四十八条第一項又は第二項の規定による権限（金融サービス仲介業（有価証券等仲介業務に係るものに限る。）の適正の確保に係る認定金融サービス仲介業協会の業務として政令で定める業務に関するものに限る。次号において同じ。）
- 四 第四十九条第一項又は第二項の規定による権限
- 3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（前項の規定により委員会に委任されたものを除く。）のうち、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条第一項及び第二項、第四十八条第一項及び第二項並びに第四十九条第一項及び第二項の規定によるものを委員会に委任することができる。
- 4 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。
- 5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（第二項及び第三項の規定により委員会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
- 6 委員会は、政令で定めるところにより、第二項及び第三項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
- 7 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。
-

(委員会に対する審査請求)

第八十三条 委員会が前条第二項又は第三項の規定により行う報告又は資料の提出の命令(同条第六項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。)についての審査請求は、委員会に対してのみ行うことができる。

(経過措置)

第八十四条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第四章 罰則

第八十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の手段により第十二条の登録又は第十六条第一項の変更登録を受けたとき。

二 第二十一条の規定に違反して他人に金融サービス仲介業を行わせたとき。

三 第三十条において準用する保険業法第三百条第一項の規定に違反して同項第一号に掲げる行為(運用実績連動型保険契約(同法

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第百条の五第一項に規定する運用実績連動型保険契約をいう。第八十七条第三号において同じ。）に係るものに限る。）をしたとき。

四 第三十一条第一項において準用する金融商品取引法第三十八条の二又は第三十一条第二項において準用する同法第三十九条第一項の規定に違反したとき。

五 第三十一条第一項において準用する金融商品取引法第六十六条の十四第一号ハの規定に違反したとき。

六 第三十一条第一項において準用する金融商品取引法第六十六条の十四の二の規定に違反したとき。

七 第三十八条第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令に違反したとき。

第八十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十二条において準用する貸金業法第二十一条第一項の規定に違反したとき。

二 第三十八条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

三 第五十条の規定による命令に違反したとき。

第八十七条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為を

(新設)

(新設)

した者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十三条又は第五十二条の規定による申請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記載をしてこれらを提出したとき。

二 第二十九条において準用する銀行法第五十二条の四十五（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者（第十一条第二項第一号イからヨまでに掲げる者又は金融サービス仲介業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的でその違反行為をしたとき。

三 第三十条において準用する保険業法第三百条第一項の規定に違反して、同項第一号に掲げる行為（運用実績連動型保険契約に係るものを除く。）をしたとき、又は同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をしたとき。

四 第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十八条第一号の規定に違反して虚偽のことを告げたとき。

五 第三十二条において準用する貸金業法第十二条の五の規定に違反したとき。

六 第三十二条において準用する貸金業法第十二条の六（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して虚偽のことを告げたとき。

七 第三十二条において準用する貸金業法第十二条の七の規定に違反したとき。

八 第三十二条において準用する貸金業法第十六条の三第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載

しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。

九 第三十二条において準用する貸金業法第十八条第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。

十 第三十二条において準用する貸金業法第二十条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

十一 第三十二条において準用する貸金業法第二十条第三項の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。

十二 第三十二条において準用する貸金業法第二十条の二(第一号に係る部分に限る。)の規定に違反して、同条に規定する預金通帳等の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管したとき。

十三 第三十二条において準用する貸金業法第二十条の二(第二号に係る部分に限る。)の規定に違反したとき。

十四 第三十三条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

十五 第三十四条第一項又は第六十九条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき。

十六 第三十四条第二項の規定による書面を公衆の縦覧に供せず、若しくは同項の規定による公表をせず、又は虚偽の記載をした書面を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の公表をしたとき。

十七 第三十五条第一項若しくは第二項又は第四十八条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚

偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

十八 第三十六条第一項若しくは第二項又は第四十九条第一項若しくは第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十九 第五十八条の規定に違反したとき。

二十 第七十条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二十一 第七十一条第一項の規定による命令に違反したとき。

第八十八条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十二条第五項の規定に違反したとき。

二 第二十七条の規定に違反したとき。

三 第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項若しくは第三十二条において準用する貸金業法第十六条の二第一項から第三項までの規定に違反して、書面を交付せず、若しくはこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき、又は第三十一条第二項

(新設)

において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同法第三十四条の二第四項若しくは第三十二条において準用する貸金業法第十六条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をしたとき。

四 第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反したとき。

五 第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十九条第七項の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出したとき。

六 第五十三条第一項の規定に違反したとき。

七 第七十五条第二項の規定に違反して外務員の職務を行わせたととき。

第八十九条 前条第四号の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

2 金融商品取引法第二百九条の二及び第二百九条の三第二項の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第二項中「第百九十八条の二第二項又は第二百九条の二」とあるのは「金融サービスの提供に関する法律第八十九条第一項」と、同条第二項中「混和財産（第二百九条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。）」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第百九十八条の二第二項又は第二百

(新設)

条の二」とあるのは「金融サービスの提供に関する法律第八十九条第一項」と読み替えるものとする。

第九十条 第四十五条の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(新設)

第九十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(新設)

一 第二十二条第八項の規定に違反して同項の不足額について保証金の供託を行わなかったとき。

二 第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条第一項又は第三十二条において準用する貸金業法第十五条第一項に規定する事項を表示せず、若しくは説明せず、又は虚偽の表示若しくは説明をしたとき。

三 第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条第二項又は第三十二条において準用する貸金業法第十六条第一項の規定に違反して、著しく事実相違する表示若しくは説明をし、又は人を誤認させるような表示若しくは説明をしたとき。

四 第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項若しくは第三十二条において準用する貸金業法第十七条(第六項及び第七項を除く。)の規定に違反して、書面を交付

せず、若しくはこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき、又は第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する同法第三十四条の二第四項若しくは第三十二条において準用する貸金業法第十七条第六項若しくは第七項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をし、若しくは当該事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。

五 第三十二条において準用する貸金業法第十五条第二項の規定に違反して、第十三条第一項第五号に掲げる事項又は同法第四条第一項第七号に掲げる事項に係るもの以外のものを表示し、又は記録したとき。

六 第七十七条において準用する金融商品取引法第六十四条第三項又は第四項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれらを提出したとき。

第九十二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第三項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同条第四項の規定により当該届出に添付すべき書類に虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

二 第三十二条において準用する貸金業法第十二条の四第一項の規定に違反したとき。

(新設)

三 第三十二条において準用する貸金業法第十四条（第四号を除く。）に規定する事項を掲示せず、又は虚偽の掲示をしたとき。

四 第三十二条において準用する貸金業法第十九条の二後段の規定に違反して、相当の理由がないのに、帳簿書類の閲覧又は謄写の請求を拒んだとき。

五 第三十二条において準用する貸金業法第二十一条第二項又は第三項の規定に違反して、同条第二項各号（第五号を除く。）に掲げる事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、若しくは記録をせず、若しくは虚偽の記録をし、又は相手方から請求があつた場合に取立てを行う者の氏名その他の事項を明らかにしなかつたとき。

六 第四十二条第三項の規定に違反してその名称又は商号中に認定金融サービス仲介業協会の会員と誤認されるおそれのある文字を使用したとき。

七 第六十条又は第六十二条第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成したとき。

第九十三条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第三十二条において準用する貸金業法第十二条の四第二項の規定に違反して、従業者名簿を備え付けず、これに同項に規定する

（新設）

事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかつたとき。

三 第七十二条第一項の認可を受けないで、紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をしたとき。

第九十四条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条の規定に違反したとき。

二 第二十条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

三 第二十条第三項の規定に違反して同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示したとき。

四 第四十七条後段の規定に違反したとき。

五 第五十七条第一項に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 第六十七条第一項、第六十八条又は第七十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

七 第七十二条第三項又は第七十三条第四項の規定に違反して通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

八 第七十七条において準用する金融商品取引法第六十四条の四の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

九 第七十八条第四項の規定に違反したとき。

第九十五条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある

（新設）

（新設）

ものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第八十五条（第七号を除く。）又は第八十六条（第一号を除く。） 三億円以下の罰金刑

二 第八十七条（第五号、第七号から第十三号まで及び第十九号を除く。） 二億円以下の罰金刑

三 第八十八条第二号、第四号又は第五号 一億円以下の罰金刑

四 第八十五条第七号、第八十六条第一号、第八十七条第五号、第七号から第十三号まで若しくは第十九号、第八十八条（第二号、第四号及び第五号を除く。）又は第九十一条から前条まで 各本条の罰金刑

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第九十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第二十二条第四項又は第二十三条第二項の規定による命令に違反して供託しなかった者

（新設）

二 第七十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第九十七条 第十条第一項の規定に違反して勧誘方針を定めず、又は同条第三項の規定に違反してこれを公表しなかつた金融商品販売業者等は、五十万円以下の過料に処する。

(新設)

第九十八条 第四十二条第二項の規定に違反してその名称又は商号中に認定金融サービス仲介業協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者は、三十万円以下の過料に処する。

(新設)

第九十九条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした金融サービス仲介業者（金融サービス仲介業者が法人であるときは、その役員（取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、理事又は監事に準ずる者を含む。以下この条及び第一百一条において同じ。））、認定金融サービス仲介業協会等の役員又は指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）は、三十万円以下の過料に処する。

(新設)

一 第三十七条の規定による命令に違反したとき。

二 第四十二条第一項又は第六十五条の規定による名簿を公衆の縦覧に供することを怠ったとき。

三 第七十八条第五項の規定に違反して届出を怠ったとき。

第百条 第六十六条の規定に違反してその名称又は商号中に指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者は、十万円以下の過料に処する。

(新設)

第百一条 第三十二条において準用する貸金業法第二十二條の規定に違反したときは、その違反行為をした金融サービス仲介業者(金融サービス仲介業者が法人であるときは、その役員)又はその代理人、使用人その他の従業者は、十万円以下の過料に処する。

(新設)

第百二条 金融商品取引法第九章の規定は、この章の罪のうち、有価証券の売買その他の取引又は同法第三十三條第三項に規定するデリバティブ取引等の公正を害するものとして政令で定めるものに係る事件について準用する。

(新設)

第五章 没収に関する手続等の特例

(新設)

(第三者の財産の没収手続等)

第百三条 第八十九条第一項の規定により没収すべき財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第百五条において同じ。)が被告人以外の者(以下この条において「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

(新設)

2 第八十九条第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者

の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3 金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第八十九条第二項において準用する同法第二百九条の第三第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「金融サービスの提供に関する法律第八十九条第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第百三十八号）の規定を準用する。

（没収された債権等の処分等）

第四百四条 金融商品取引法第二百九条の五第一項の規定は第八十八条第四号の罪に關し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は同号の罪に關し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を同号の罪に關し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を關係機関に囑託する場合について、

（新設）

それぞれ準用する。

(刑事補償の特例)

第二百五条 第八十八条第四号の罪に関し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

(新設)

改正案	現行
<p>第十一条の六十六 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第四項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。</p> <p>一 〓三（略）</p> <p>三の二 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百〇号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの</p> <p>イ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第一号に掲げる行為</p> <p>ロ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。）</p> <p>ハ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第三号に掲げる行為</p> <p>四 〓七（略）</p> <p>② 〓⑩（略）</p>	<p>第十一条の六十六 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第四項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。</p> <p>一 〓三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>四 〓七（略）</p> <p>② 〓⑩（略）</p>

第九十二条の三 前条第一項の規定にかかわらず、銀行等（銀行その他政令で定める金融業を行う者をいい、金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（同法第十一条第二項に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者を除く。以下この条において同じ。）は、特定信用事業代理業を行うことができる。

②・③（略）

第九十二条の五の九（略）

② 前項の場合において、同項に規定する規定（銀行法第五十二条の六十一の二十一及び第五十二条の六十一の二十六を除く。）中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「農業協同組合等特定信用事業電子決済等代行業者登録簿」と、「この法律」とあるのは「農業協同組合法」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の三第一項中「前条」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の四第一項中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ中「次に」とあるのは「(2)又は(9)に」と、同号ハ(9)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する」とあるのは「に相

第九十二条の三 前条第一項の規定にかかわらず、銀行等（銀行その他政令で定める金融業を行う者をいう。以下この条において同じ。）は、特定信用事業代理業を行うことができる。

②・③（略）

第九十二条の五の九（略）

② 前項の場合において、同項に規定する規定（銀行法第五十二条の六十一の二十一及び第五十二条の六十一の二十六を除く。）中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「農業協同組合等特定信用事業電子決済等代行業者登録簿」と、「この法律」とあるのは「農業協同組合法」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の三第一項中「前条」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の四第一項中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ中「次に」とあるのは「(2)又は(9)に」と、同号ハ(9)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する」とあるのは「に相

当する」と、「(1)から(8)までの」とあるのは「(2)の」と、同号二中「次に」とあるのは「(2)又は(9)に」と、同号二(9)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、金融サービスの提供に関する法律、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」とあるのは「農業協同組合法」と、「(1)から(8)までの」とあるのは「(2)の」と、同項第二号ロ(4)中「前号ハ(1)から(9)まで」とあるのは「前号ハ(2)又は(9)」と、同号ロ(5)中「前号ニ(1)から(9)まで」とあるのは「前号ニ(2)又は(9)」と、同法第五十二条の六十一の八第一項中「第二条第十七項各号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の二第二項各号」と、同条第二項中「営む業務」とあるのは「行う事業」と、同法第五十二条の六十一の十七第一項中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項」と、同項第三号中「又は」とあるのは「若しくは農林中央金庫法又は」と、同条第二項及び同法第五十二条の六十一の十八中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の二十一の見出し及び同条第一項中「会員名簿」とあるのは「協会員名簿」と、同条第三項中「会員でない」とあるのは「協会員（農業協同組合法第九十二条の五の六第二号に規定する協会員をいう。以下同じ。）でない」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の二十六中「第五十二条の六十一の十九第二号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の六第二号」と、「この法律若しくはこの法律」とあるの

当する」と、「(1)から(8)までの」とあるのは「(2)の」と、同号二中「次に」とあるのは「(1)又は(8)に」と、同号二(8)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」とあるのは「農業協同組合法」と、「(1)から(7)までの」とあるのは「(1)の」と、同項第二号ロ(4)中「前号ハ(1)から(9)まで」とあるのは「前号ハ(2)又は(9)」と、同号ロ(5)中「前号ニ(1)から(8)まで」とあるのは「前号ニ(1)又は(8)」と、同法第五十二条の六十一の八第一項中「第二条第十七項各号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の二第二項各号」と、同条第二項中「営む業務」とあるのは「行う事業」と、同法第五十二条の六十一の十七第一項中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項」と、同項第三号中「又は」とあるのは「若しくは農林中央金庫法又は」と、同条第二項及び同法第五十二条の六十一の十八中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の二十一の見出し及び同条第一項中「会員名簿」とあるのは「協会員名簿」と、同条第三項中「会員でない」とあるのは「協会員（農業協同組合法第九十二条の五の六第二号に規定する協会員をいう。以下同じ。）でない」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の二十六中「第五十二条の六十一の十九第二号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の六第二号」と、「この法律若しくはこの法律」とあるのは「同法若しくは農林中央金庫法若

は「同法若しくは農林中央金庫法若しくはこれらの法律」と、「第五十二条の六十一の二十第三号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の七第三号」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十三条第五項中「第五十二条の六十一の十第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の三第一項」と、同法第五十六条第十三号及び第十五号中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項」と、同条第十六号及び第十七号中「第五十二条の六十一の十九」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

しくはこれらの法律」と、「第五十二条の六十一の二十第三号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の七第三号」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十三条第五項中「第五十二条の六十一の十第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の三第一項」と、同法第五十六条第十三号及び第十五号中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項」と、同条第十六号及び第十七号中「第五十二条の六十一の十九」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

改正案	現行
<p>（届出の効力発生前の有価証券の取引禁止及び目論見書の交付） 第十五条 発行者、有価証券の売出しをする者、引受人（適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（開示が行われている場合における有価証券に係るものを除く。）又は特定投資家等取得有価証券一般勧誘（開示が行われている場合における有価証券に係るものを除く。）に際し、第二条第六項各号のいずれかを行う者を含む。以下この章において同じ。）、金融商品取引業者、登録金融機関若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。以下同じ。）は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受ける有価証券については、これらの規定による届出がその効力を生じているのでなければ、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けてはならない。</p> <p>2 発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、金融商品取引業者、登録金融機関若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者は、前項の有価証券又は既に開示された有価証券を募集又は売</p>	<p>（届出の効力発生前の有価証券の取引禁止及び目論見書の交付） 第十五条 発行者、有価証券の売出しをする者、引受人（適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（開示が行われている場合における有価証券に係るものを除く。）又は特定投資家等取得有価証券一般勧誘（開示が行われている場合における有価証券に係るものを除く。）に際し、第二条第六項各号のいずれかを行う者を含む。以下この章において同じ。）、金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受ける有価証券については、これらの規定による届出がその効力を生じているのでなければ、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けてはならない。</p> <p>2 発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者は、前項の有価証券又は既に開示された有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付</p>

しにより取得させ、又は売り付ける場合には、第十三条第二項第一号に定める事項に関する内容を記載した目論見書をあらかじめ又は同時に交付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一〇三 (略)

3 発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、金融商品取引業者、登録金融機関若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者は、第一項の有価証券（政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）又は既に開示された有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合において、その取得させ、又は売り付ける時までに、相手方から第十三条第二項第二号に定める事項に関する内容を記載した目論見書の交付の請求があつたときには、直ちに、当該目論見書を交付しなければならない。

4 発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、金融商品取引業者、登録金融機関若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者は、第一項の有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合において、当該有価証券に係る第五条第一項本文の届出書について第七条第一項の規定による訂正届出書が提出されたときは、第十三条第二項第三号に定める事項に関する内容を記載した目論見書をあらかじめ又は同時に交付しなければならない。ただし、第二項各号に掲げる場合は、この限りでない。

5・6 (略)

ける場合には、第十三条第二項第一号に定める事項に関する内容を記載した目論見書をあらかじめ又は同時に交付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一〇三 (略)

3 発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者は、第一項の有価証券（政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）又は既に開示された有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合において、その取得させ、又は売り付ける時までに、相手方から第十三条第二項第二号に定める事項に関する内容を記載した目論見書の交付の請求があつたときには、直ちに、当該目論見書を交付しなければならない。

4 発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者は、第一項の有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合において、当該有価証券に係る第五条第一項本文の届出書について第七条第一項の規定による訂正届出書が提出されたときには、第十三条第二項第三号に定める事項に関する内容を記載した目論見書をあらかじめ又は同時に交付しなければならない。ただし、第二項各号に掲げる場合は、この限りでない。

5・6 (略)

(発行登録追補書類の提出)

第二十三条の八 発行登録者、有価証券の売出しをする者、引受人、金融商品取引業者、登録金融機関若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者は、発行登録によりあらかじめその募集又は売出しが登録されている有価証券については、当該発行登録がその効力を生じており、かつ、当該有価証券の募集又は売出しごとにその発行価額又は売出価額の総額、発行条件又は売出条件その他の事項で公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものを記載した書類（以下「発行登録追補書類」という。）が内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に提出されていなければ、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けてはならない。ただし、有価証券の募集又は売出しごとの発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものについては、この限りでない。

2～5 (略)

(発行登録書等に関する準用規定等)

第二十三条の十二 (略)

2～6 (略)

7 発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、金融商品取引業者、登録金融機関若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者が、発行登録を行った有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合において、当該有価証券に係る発行登録書又

(発行登録追補書類の提出)

第二十三条の八 発行登録者、有価証券の売出しをする者、引受人、金融商品取引業者又は登録金融機関は、発行登録によりあらかじめその募集又は売出しが登録されている有価証券については、当該発行登録がその効力を生じており、かつ、当該有価証券の募集又は売出しごとにその発行価額又は売出価額の総額、発行条件又は売出条件その他の事項で公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものを記載した書類（以下「発行登録追補書類」という。）が内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に提出されていなければ、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けてはならない。ただし、有価証券の募集又は売出しごとの発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものについては、この限りでない。

2～5 (略)

(発行登録書等に関する準用規定等)

第二十三条の十二 (略)

2～6 (略)

7 発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者が、発行登録を行った有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合において、当該有価証券に係る発行登録書又は発行登録書及び当該発行登録

は発行登録書及び当該発行登録書についての第二十三条の四の規定による訂正発行登録書が提出された後に、第二十三条の三第一項及び第二項、第二十三条の四並びに第二十三条の八第一項の規定により当該発行登録書、その訂正発行登録書及びその発行登録追補書類に記載しなければならない事項（発行条件のうち発行価格その他の内閣府令で定める事項（以下この項において「発行価格等」という。）を除く。）並びに発行価格等を公表する旨及び公表の方法（内閣府令で定めるものに限る。）を記載した書類をあらかじめ交付し、かつ、当該書類に記載された方法により当該発行価格等が公表されたときは、第三項において準用する第十五条第二項及び第六項の規定にかかわらず、当該書類を第二項において準用する第十三条第一項の目論見書とみなし、当該発行価格等の公表を第三項において準用する第十五条第二項の規定による交付とみなす。

（登録の拒否）

第二十九条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうち虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 次のいずれかに該当する者

イ 第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第五十七条の六第三項の規定により第二十九条の登録を取り消され、第六十

書についての第二十三条の四の規定による訂正発行登録書が提出された後に、第二十三条の三第一項及び第二項、第二十三条の四並びに第二十三条の八第一項の規定により当該発行登録書、その訂正発行登録書及びその発行登録追補書類に記載しなければならない事項（発行条件のうち発行価格その他の内閣府令で定める事項（以下この項において「発行価格等」という。）を除く。）並びに発行価格等を公表する旨及び公表の方法（内閣府令で定めるものに限る。）を記載した書類をあらかじめ交付し、かつ、当該書類に記載された方法により当該発行価格等が公表されたときは、第三項において準用する第十五条第二項及び第六項の規定にかかわらず、当該書類を第二項において準用する第十三条第一項の目論見書とみなし、当該発行価格等の公表を第三項において準用する第十五条第二項の規定による交付とみなす。

（登録の拒否）

第二十九条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうち虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 次のいずれかに該当する者

イ 第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第五十七条の六第三項の規定により第二十九条の登録を取り消され、第六十

条の八第一項の規定により第六十条第一項の許可を取り消され、第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項の規定により第六十条の十四第一項の許可を取り消され、第六十三条の五第三項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により適格機関投資家等特例業務（第六十三条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務をいう。以下この号及び次号において同じ。）の廃止を命ぜられ、第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消され、第六十六条の四十二第一項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消され、若しくは第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され、若しくは金融サービス^{（一）}の提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、その取消し若しくは命令の日から五年を経過しない者又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録若しくは許可（当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。）を取り消され、若しくは適格機関投資家等特例業務と同種類の業務の廃止を命ぜられ、その取消し若しくは命令の日から五年を経過しない者

ロ 次のいずれかに該当する者
(1) (8) (略)

条の八第一項の規定により第六十条第一項の許可を取り消され、第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項の規定により第六十条の十四第一項の許可を取り消され、第六十三条の五第三項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により適格機関投資家等特例業務（第六十三条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務をいう。以下この号及び次号において同じ。）の廃止を命ぜられ、第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消され、第六十六条の四十二第一項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消され、若しくは第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され、その取消し若しくは命令の日から五年を経過しない者又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録若しくは許可（当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。）を取り消され、若しくは適格機関投資家等特例業務と同種類の業務の廃止を命ぜられ、その取消し若しくは命令の日から五年を経過しない者

ロ 次のいずれかに該当する者
(1) (8) (略)

(9) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項(第二

号、第三号及び第五号を除く。)の規定による同法第十二条の登録(有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。)の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項第三号に該当する旨の同項の規定による届出をした者(当該通知があつた日前に金融サービス仲介業(同法第十条第一項に規定する金融サービス仲介業をいう。(9)及び次号へ(9)において同じ。)を廃止し、分割により金融サービス仲介業に係る事業の全部を承継させ、又は金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡することについての決定(当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしていた者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ハ この法律、担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)、商品先物取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)、割賦販売法(昭和三十六年法律第五十九号)、貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)、特定商品等の預託等取引契約に関する法律(昭和六十一年

(新設)

ハ この法律、担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)、商品先物取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)、割賦販売法(昭和三十六年法律第五十九号)、貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)、特定商品等の預託等取引契約に関する法律(昭和六十一年

法律第六十二号)、商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)、不動産特定共同事業法、資産の流動化に関する法律、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十一年法律第三十二号)、金融サービスの提供に関する法律、信託業法(平成十六年法律第五十四号)、資金決済に関する法律その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二〇〇へ (略)

二 法人である場合においては、役員(相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第五十二条第二項、第五十二条の二第二項、第五十七条の二十第一項第一号及び第三項、第六十三条第七項第一号ハ、第六十六条の五十三第五号イ並びに第六十六条の六十三第二項において同じ。)又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある者

イ〇〇ハ (略)

二 金融商品取引業者であつた法人が第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第五十七条の六第三項の規定により第二十九条の登録を取り消されたことがある場合、取引所取引許可業

法律第六十二号)、商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)、不動産特定共同事業法、資産の流動化に関する法律、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十一年法律第三十二号)、信託業法(平成十六年法律第五十四号)、資金決済に関する法律その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二〇〇へ (略)

二 法人である場合においては、役員(相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第五十二条第二項、第五十二条の二第二項、第五十七条の二十第一項第一号及び第三項、第六十三条第七項第一号ハ、第六十六条の五十三第五号イ並びに第六十六条の六十三第二項において同じ。)又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある者

イ〇〇ハ (略)

二 金融商品取引業者であつた法人が第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第五十七条の六第三項の規定により第二十九条の登録を取り消されたことがある場合、取引所取引許可業

者であつた法人が第六十条の八第一項の規定により第六十条第一項の許可を取り消されたことがある場合、電子店頭デリバティブ取引等許可業者であつた法人が第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項の規定により第六十条の十四第一項の許可を取り消されたことがある場合、特例業務届出者であつた法人が第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、第六十三条の三第一項の規定による届出をした者であつた法人が同条第二項において準用する第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、金融商品仲介業者であつた法人が第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消されたことがある場合、信用格付業者であつた法人が第六十六条の四十二第一項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消されたことがある場合若しくは高速取引行為者であつた法人が第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消されたことがある場合若しくは金融サービス仲介業者であつた法人が金融サービス提供に関する法律第三十八条第一項(第二号、第三号及び第五号を除く。)の規定により同法第十二条の登録(有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。)を取り消されたことがある場合又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録若しくは許可(当該登録又は許可に類する認可その

者であつた法人が第六十条の八第一項の規定により第六十条第一項の許可を取り消されたことがある場合、電子店頭デリバティブ取引等許可業者であつた法人が第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項の規定により第六十条の十四第一項の許可を取り消されたことがある場合、特例業務届出者であつた法人が第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、第六十三条の三第一項の規定による届出をした者であつた法人が同条第二項において準用する第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、金融商品仲介業者であつた法人が第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消されたことがある場合、信用格付業者であつた法人が第六十六条の四十二第一項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消されたことがある場合若しくは高速取引行為者であつた法人が第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消されたことがある場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録若しくは許可(当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。ニにおいて同じ。)を受けていた法人が当該同種類の登録若しくは許可を取り消されたことがある場合若しくは適格機関投資家等特例業務と同種類の業務を行つていた法人が当該業務の廃止を命ぜられたことがある場合において、その取消し又は命令の日前三十日以内にこれ

他の行政処分を含む。ニにおいて同じ。）を受けていた法人が当該同種類の登録若しくは許可を取り消されたことがある場合若しくは適格機関投資家等特例業務と同種類の業務を行っていた法人が当該業務の廃止を命ぜられたことがある場合において、その取消し又は命令の日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消し又は命令の日から五年を経過しない者

ホ 金融商品取引業者であつた個人が第五十二条第一項の規定により第二十九条の登録を取り消されたことがある場合、特例業務届出者であつた個人が第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、第六十三条の三第一項の規定による届出をした者であつた個人が同条第二項において準用する第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、金融商品仲介業者であつた個人が第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消されたことがある場合若しくは高速取引行為者であつた個人が第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消されたことがある場合若しくは金融サービス仲介業者であつた個人が金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消されたことがある場合又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国にお

らの法人の役員であつた者でその取消し又は命令の日から五年を経過しない者

ホ 金融商品取引業者であつた個人が第五十二条第一項の規定により第二十九条の登録を取り消されたことがある場合、特例業務届出者であつた個人が第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、第六十三条の三第一項の規定による届出をした者であつた個人が同条第二項において準用する第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、金融商品仲介業者であつた個人が第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消されたことがある場合若しくは高速取引行為者であつた個人が第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消されたことがある場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。ホにおいて同じ。）を受けていた個人が当該同種類の登録を取り消されたことがある場合、第六十条第一項若しくは第六十条の十四第一項の許可と同種類の許可（当該許可に類する許可その他の行政処分を含む。ホにおいて同じ。）

て同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。ホにおいて同じ。）を受けていた個人が当該同種類の登録を取り消されたことがある場合、第六十条第一項若しくは第六十条の十四第一項の許可と同種類の許可（当該許可に類する許可その他の行政処分を含む。ホにおいて同じ。）を受けていた個人が当該同種類の許可を取り消されたことがある場合若しくは適格機関投資家等特例業務と同種類の業務を行っていた個人が当該業務の廃止を命ぜられたことがある場合において、その取消し又は命令の日から五年を経過しない者

へ 次のいずれかに該当する者

(1) (8) (略)

(9) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定による同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項第三号又は第五号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同項第五号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る金融サービス仲介業者であつた法人とし、当該通知があつた日前に金融サービス仲介業を廃止し、分割により金融サービス仲介業に係る事業

）を受けていた個人が当該同種類の許可を取り消されたことがある場合若しくは適格機関投資家等特例業務と同種類の業務を行っていた個人が当該業務の廃止を命ぜられたことがある場合において、その取消し又は命令の日から五年を経過しない者

へ 次のいずれかに該当する者

(1) (8) (略)

(新設)

の全部を承継させ、金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡をし、合併（金融サービス仲介業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、又は解散することについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていった者を除く。）の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ト (略)

チ 第五十二条第二項、第六十条の八第二項（第六十条の第十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十二第二項、第六十六条の四十二第二項若しくは第六十六条の六十三第二項若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任若しくは解職を命ぜられた役員又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

リ (略)

三〇七 (略)

二〇六 (略)

（金融機関の登録の拒否等）

第三十三条の五 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しく

ト (略)

チ 第五十二条第二項、第六十条の八第二項（第六十条の第十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十二第二項、第六十六条の四十二第二項若しくは第六十六条の六十三第二項の規定により解任若しくは解職を命ぜられた役員又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

リ (略)

三〇七 (略)

二〇六 (略)

（金融機関の登録の拒否等）

第三十三条の五 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しく

は重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第五十二条の二第一項の規定により第三十三条の二の登録を取り消され、第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消され、第六十六条の四十二第一項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消され、若しくは第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

二 この法律、担保付社債信託法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、商品先物取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、割賦販売法、貸金業法、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、不動産特定共同事業法、資産の流動化に関する法律、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律、金融サービスの提供に関する法律、信託業法、資金決済に関する法律その他政令で

は重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第五十二条の二第一項の規定により第三十三条の二の登録を取り消され、第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消され、第六十六条の四十二第一項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消され、若しくは第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

二 この法律、担保付社債信託法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、商品先物取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、割賦販売法、貸金業法、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、不動産特定共同事業法、資産の流動化に関する法律、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律、信託業法、資金決済に関する法律その他政令で定める法律又はこれらに相当する外

定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

三〇五（略）

2（略）

（廃業等の届出等）

第五十条の二 金融商品取引業者等が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

一〇七（略）

八 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。第十一項及び第十二項において同じ。）が金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。第十一項及び第十二項において同じ。）又は同法第十六条第一項の変更登録（有価証券等仲介業務の種別の追加に係るものに限る。第十一項及び第十二項において同じ。）を受けたとき

当該登録又は変更登録を受けた者

2 金融商品取引業者等が前項第一号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき（同項第六号にあつては分割により事業の全部を承継させたとき、同項第七号にあつては事業の全部を譲渡したときに限る。）は、当該金融商品取引業者等の第二十九条又は第

国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

三〇五（略）

2（略）

（廃業等の届出等）

第五十条の二 金融商品取引業者等が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

一〇七（略）

（新設）

2 金融商品取引業者等が前項各号のいずれかに該当することとなつたとき（同項第六号にあつては分割により事業の全部を承継させたとき、同項第七号にあつては事業の全部を譲渡したときに限る。）は、当該金融商品取引業者等の第二十九条又は第三十三条の二の登

三十三条の二の登録は、その効力を失う。

3
3
10 (略)

11 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業のみを行う者に限る。）

（）が第六十六条の登録を受けたとき、又は金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録若しくは同法第十六条第一項の変更登録を受けたときは、当該金融商品取引業者の第二十九条の登録は、その効力を失う。

12 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業のみを行う者を除く。）

（）が第六十六条の登録を受けたとき、又は金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録若しくは同法第十六条第一項の変更登録を受けたときは、当該金融商品取引業者は、第一種金融商品取引業を行わない旨の第三十一条第四項の変更登録を受けたものとみなす。

（金融商品取引業者に対する監督上の処分）

第五十二条 (略)

2 (略)

3 第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者が第五十条第一項第二号に該当することとなつたとき、又は当該金融商品取引業者の第二十九条の登録が第五十条の二第二項若しくは第十一項の規定によりその効力を失つたとき、若しくは第一項、次項、第五十三条第三項、第五十四条若しくは第五十七条の六第三項の規定により取り消されたときは、当該認可は、その効力を失う。

4
4
5 (略)

録は、その効力を失う。

3
3
10 (略)

(新設)

(新設)

（金融商品取引業者に対する監督上の処分）

第五十二条 (略)

2 (略)

3 第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者が第五十条第一項第二号に該当することとなつたとき、又は当該金融商品取引業者の第二十九条の登録が第五十条の二第二項の規定によりその効力を失つたとき若しくは第一項、次項、第五十三条第三項、第五十四条若しくは第五十七条の六第三項の規定により取り消されたときは、当該認可は、その効力を失う。

4
4
5 (略)

(登録等の抹消)

第五十五条 内閣総理大臣は、第五十条の二第二項若しくは第十一項の規定により第二十九条若しくは第三十三条の二の登録がその効力を失つたとき、又は第五十二条第一項若しくは第四項、第五十二条の二第一項若しくは第三項、第五十三条第三項若しくは第五十四条の規定により第二十九条若しくは第三十三条の二の登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

2 (略)

(引受業務の一部の許可の拒否要件)

第五十九条の四 内閣総理大臣は、許可申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重大な事実の記載が欠けているときは、許可を拒否しなければならない。

一 第五十三条第三項の規定により第二十九条の登録を取り消され、次条第一項の規定により第五十九条第一項の許可を取り消され、第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消され、第六十六条の四十二第一項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消され、若しくは第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され、若しくは金融サービスを提供に関する法律第三十八条第一項(第二号、第三号及び第五号を除く。)の規定により同法第十二条の登録(有価証

(登録等の抹消)

第五十五条 内閣総理大臣は、第五十条の二第二項の規定により第二十九条若しくは第三十三条の二の登録がその効力を失つたとき、又は第五十二条第一項若しくは第四項、第五十二条の二第一項若しくは第三項、第五十三条第三項若しくは第五十四条の規定により第二十九条若しくは第三十三条の二の登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

2 (略)

(引受業務の一部の許可の拒否要件)

第五十九条の四 内閣総理大臣は、許可申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重大な事実の記載が欠けているときは、許可を拒否しなければならない。

一 第五十三条第三項の規定により第二十九条の登録を取り消され、次条第一項の規定により第五十九条第一項の許可を取り消され、第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消され、第六十六条の四十二第一項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消され、若しくは第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され、又はその本店の所在する国において受けている第二十九条、第六十六条、第六十六条の二十七若しくは第六十六条の五十の登録と同種類の登録

券等仲介業務の種別に係るものに限る。以下この号において同じ。
）を取り消され、又はその本店の所在する国において受けている第二十九条、第六十六条、第六十六条の二十七若しくは第六十六条の五十の登録若しくは同法第十二条の登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）がこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

二 この法律、投資信託及び投資法人に関する法律、商品先物取引法、商品投資に係る事業の規制に関する法律、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過するまでの者であるとき。

三（略）

2・3（略）

（取引所取引業務の許可の拒否要件）

第六十条の三 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を拒否しなければならない。

（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）がこの法律に相当する外国の法令の規定により取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

二 この法律、投資信託及び投資法人に関する法律、商品先物取引法、商品投資に係る事業の規制に関する法律、貸金業法若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過するまでの者であるとき。

三（略）

2・3（略）

（取引所取引業務の許可の拒否要件）

第六十条の三 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を拒否しなければならない。

一 許可申請者が次のいずれかに該当するとき。

イ〜へ (略)

ト 第五十二条第一項若しくは第五十二条の二第一項の規定により第二十九条若しくは第三十三条の二の登録を取り消され、第六十条の八第一項の規定により第六十条第一項の許可を取り消され、第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項の規定により第六十条の十四第一項の許可を取り消され、第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消され、第六十六条の四十二第一項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消され、若しくは第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項(第二号、第三号及び第五号を除く。)の規定により同法第十二条の登録(有価証券等仲介業務の種類に係るものに限る。トにおいて同じ。)を取り消され、又は本店若しくは取引所取引店が所在する国において受けている第二十九条、第六十六条、第六十六条の二十七若しくは第六十六条の五十の登録若しくは同法第十二条の登録と同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。)がこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

チ〜ル (略)

二〜四 (略)

一 許可申請者が次のいずれかに該当するとき。

イ〜へ (略)

ト 第五十二条第一項若しくは第五十二条の二第一項の規定により第二十九条若しくは第三十三条の二の登録を取り消され、第六十条の八第一項の規定により第六十条第一項の許可を取り消され、第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項の規定により第六十条の十四第一項の許可を取り消され、第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消され、第六十六条の四十二第一項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消され、若しくは第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され、又は本店若しくは取引所取引店が所在する国において受けている第二十九条、第六十六条、第六十六条の二十七若しくは第六十六条の五十の登録と同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。)がこの法律に相当する外国の法令の規定により取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

チ〜ル (略)

二〜四 (略)

2・3 (略)

(外務員の登録)

第六十四条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により登録を受けようとする金融商品取引業者等は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならぬ。

一・二 (略)

三 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 外務員の職務(第六十六条の二十五において準用する前項に規定する外務員の職務及び金融サービスの提供に関する法律第七十五条第二項に規定する外務員の職務を含む。ハにおいて同じ。)を行つたことの有無並びに外務員の職務を行つたことのある者については、その所属していた金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者の商号、名称又は氏名及びその行つた期間

ニ 金融商品仲介業又は有価証券等仲介業務を行つたことの有無及び金融商品仲介業又は有価証券等仲介業務を行つたことのある者については、その行つた期間

四 (略)

4・5・6 (略)

2・3 (略)

(外務員の登録)

第六十四条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により登録を受けようとする金融商品取引業者等は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならぬ。

一・二 (略)

三 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 外務員の職務を行つたことの有無並びに外務員の職務を行つたことのある者については、その所属していた金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者の商号、名称又は氏名及びその行つた期間

ニ 金融商品仲介業を行つたことの有無及び金融商品仲介業を行つたことのある者については、その行つた期間

四 (略)

4・5・6 (略)

(登録の拒否)

第六十四条の二 内閣総理大臣は、登録の申請に係る外務員が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 (略)

二 第六十四条の五第一項(第六十六条の二十五及び金融サービスの提供に関する法律第七十七条において準用する場合を含む。)の規定により外務員(第六十六条の二十五において準用する前条第一項に規定する外務員及び同法第七十五条第一項に規定する外務員を含む。次号において同じ。)の登録を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者

三 登録申請者以外の金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者に所属する外務員として登録されている者

四 第六十六条の登録を受けている者又は金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録(有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。)を受けている者

2・3 (略)

(登録事務の委任)

第六十四条の七 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、

(登録の拒否)

第六十四条の二 内閣総理大臣は、登録の申請に係る外務員が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 (略)

二 第六十四条の五第一項の規定により外務員の登録を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者

三 登録申請者以外の金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者に所属する外務員として登録されている者

四 第六十六条の規定により登録されている者

2・3 (略)

(登録事務の委任)

第六十四条の七 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、

協会（認可金融商品取引業協会又は第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。以下この節において同じ。）に、第六十四条、第六十四条の二及び前三条に規定する登録に関する事務（以下この条（第六項各号を除く。）及び第六十四条の九において「登録事務」という。）であつて当該協会に所属する金融商品取引業者等の外務員に係るものを行わせることができる。

2
5 （略）

6 第一項又は第二項の規定による登録事務を行う協会（次に掲げるものを含む。以下この項において同じ。）が二以上ある場合（当該協会が次に掲げるもののみである場合を除く。）には、各協会は、当該登録事務の適正な実施を確保するため、協会相互間の情報交換を促進するとともに、他の協会に対し、必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。

一 第六十六条の二十五において準用する第一項の規定による同項に規定する登録事務を行う協会

二 金融サービスの提供に関する法律第七十八条第一項又は第二項の規定による同条第一項に規定する登録事務を行う同項に規定する認定金融サービス仲介業協会等

7
8 （略）

9 内閣総理大臣は、第一項若しくは第二項の規定により協会に登録事務を行わせることとするとき、又はこれらの規定により協会に行わせていた登録事務を行わせないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

協会（認可金融商品取引業協会又は第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。以下この節において同じ。）に、第六十四条、第六十四条の二及び前三条に規定する登録に関する事務（以下この条及び第六十四条の九において「登録事務」という。）であつて当該協会に所属する金融商品取引業者等の外務員に係るものを行わせることができる。

2
5 （略）

6 第一項又は第二項の規定による登録事務を行う協会が二以上ある場合には、各協会は、当該登録事務の適正な実施を確保するため、協会相互間の情報交換を促進するとともに、他の協会に対し、必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。

（新設）

（新設）

7
8 （略）

（新設）

(登録の拒否)

第六十六条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうち虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一〜五 (略)

(削る)

(廃業等の届出等)

第六十六条の十九 金融商品仲介業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一〜五 (略)

六 金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録(有価証券等

仲介業務の種別に係るものに限る。)又は同法第十六条第一項の

変更登録(有価証券等仲介業務の種別の追加に係るものに限る。)

を受けたとき 当該登録又は変更登録を受けた者

2 (略)

(監督上の処分)

第六十六条の二十 内閣総理大臣は、金融商品仲介業者が次の各号の

(登録の拒否)

第六十六条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうち虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一〜五 (略)

六 金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る。)

(廃業等の届出等)

第六十六条の十九 金融商品仲介業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一〜五 (略)

(新設)

2 (略)

(監督上の処分)

第六十六条の二十 内閣総理大臣は、金融商品仲介業者が次の各号の

いずれかに該当する場合においては、当該金融商品仲介業者の第六十六条の登録を取り消し、六月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じ、業務の方法の変更を命じ、その他監督上必要な事項を命ずることができる。

一 第六十六条の四各号(第二号口を除く。)のいずれかに該当することとなつたとき。

二・三 (略)

2 (略)

(設立の認可)

第六十七条の二 (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務を行う範囲において、前二項、第六十八条第一項及び第二項、第七十八条第一項、第七十九条の七第一項並びに第七十九条の十一の規定の適用については、金融商品取引業者とみなす。

一 登録金融機関 登録金融機関業務

二 金融商品取引業又は登録金融機関業務に類するものとして内閣府令で定める業務を行う者 当該業務

(免許)

第八十条 (略)

2 前項の規定は、金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者又

いずれかに該当する場合においては、当該金融商品仲介業者の第六十六条の登録を取り消し、六月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じ、業務の方法の変更を命じ、その他監督上必要な事項を命ずることができる。

一 第六十六条の四第一号から第五号まで(第二号口を除く。)に該当することとなつたとき。

二・三 (略)

2 (略)

(設立の認可)

第六十七条の二 (略)

2 (略)

3 登録金融機関は、登録金融機関業務を行う範囲において、前二項、第六十八条第一項及び第二項、第七十八条第一項、第七十九条の七第一項並びに第七十九条の十一の規定の適用については、金融商品取引業者とみなす。

(新設)

(新設)

(免許)

第八十条 (略)

2 前項の規定は、金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者が、こ

は金融サービス仲介業者が、この法律又は金融サービスの提供に關する法律の定めるところに従つて有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引（取引所金融商品市場によらないで行われるものを除く。）又はこれらの取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う場合には、適用しない。

（免許審査基準）

第八十二条（略）

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一 免許申請者がこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

二 免許申請者が第四百四十八条、第五百五十二条第一項、第五百五十六条の十七第一項若しくは第二項、第五百五十六条の二十六において準用する第四百四十八条若しくは第五百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消され、第五十二条第一項、第五十三条第三項、第五十七条の六第三項、第六十六条の二十第一項、第六十六条の四十二第一項若しくは第六十六条の六十三第一項の規定により登録を取り消され、若しくは第六十六条の七第一項、第六十六条

の法律の定めるところに従つて有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引（取引所金融商品市場によらないで行われるものを除く。）又はこれらの取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う場合には、適用しない。

（免許審査基準）

第八十二条（略）

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一 免許申請者がこの法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

二 免許申請者が第四百四十八条、第五百五十二条第一項、第五百五十六条の十七第一項若しくは第二項、第五百五十六条の二十六において準用する第四百四十八条若しくは第五百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消され、第五十二条第一項、第五十三条第三項、第五十七条の六第三項、第六十六条の二十第一項、第六十六条の四十二第一項若しくは第六十六条の六十三第一項の規定により登録を取り消され、若しくは第六十六条の七第一項、第六十六条

二十一第一項、第六六条の二十八第一項若しくは第五五六条の五の九第一項の規定により認可を取り消され、若しくは金融サービスを提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

三・四（略）

（認可審査基準）

第六六条の十二（略）

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えなければならない。

一（略）

二 認可申請者がこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

二十一第一項、第六六条の二十八第一項若しくは第五五六条の五の九第一項の規定により認可を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

三・四（略）

（認可審査基準）

第六六条の十二（略）

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えなければならない。

一（略）

二 認可申請者がこの法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

三 認可申請者が第四百四十八条、第五百五十二条第一項、第五百六十六条の十七第一項若しくは第二項、第五百五十六条の二十六において準用する第四百四十八条若しくは第五百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消され、第五十二条第一項、第五十三条第三項、第五十七条の六第三項、第六十六条の二十第一項、第六十六条の四十二第一項若しくは第六十六条の六十三第一項の規定により登録を取り消され、若しくは第六十六条の七第一項、第六十六条の二十一第一項、第六十六条の二十八第一項若しくは第五百五十六条の五の九第一項の規定により認可を取り消され、若しくは金融サービス（ビスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消の日から五年を経過するまでの者であるとき。

四・五（略）

（認可審査基準）

第三百五十五条の三（略）

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該

三 認可申請者が第四百四十八条、第五百五十二条第一項、第五百六十六条の十七第一項若しくは第二項、第五百五十六条の二十六において準用する第四百四十八条若しくは第五百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消され、第五十二条第一項、第五十三条第三項、第五十七条の六第三項、第六十六条の二十第一項、第六十六条の四十二第一項若しくは第六十六条の六十三第一項の規定により登録を取り消され、若しくは第六十六条の七第一項、第六十六条の二十一第一項、第六十六条の二十八第一項若しくは第五百五十六条の五の九第一項の規定により認可を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消の日から五年を経過するまでの者であるとき。

四・五（略）

（認可審査基準）

第三百五十五条の三（略）

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該

当する場合を除いて、その認可を与えなければならない。

一 (略)

二 認可申請者がこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

三 認可申請者が第百五十五条の六若しくは第百五十五条の十第一項の規定により第百五十五条第一項の認可を取り消され、第百五十六条の二十の十四第一項若しくは第二項の規定により第百五十六条の二十の二の免許を取り消され、第五十二条第一項若しくは第四項、第五十二条の二第一項若しくは第三項、第五十三条第三項、第五十四条若しくは第五十七条の六第三項の規定により第二十九条若しくは第三十三条の二の登録を取り消され、第六十条の八第一項若しくは第六十条の九第一項の規定により第六十条第一項の許可を取り消され、第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項若しくは第六十条の九第一項の規定により第六十条の十四第一項の許可を取り消され、第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消され、第六十六条の四十二第一項若しくは第三項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消され、若しくは第六十六条の六十三第一項若しくは第三項若しくは第六十六条の六十四の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供に関する法律

当する場合を除いて、その認可を与えなければならない。

一 (略)

二 認可申請者がこの法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

三 認可申請者が第百五十五条の六若しくは第百五十五条の十第一項の規定により第百五十五条第一項の認可を取り消され、第百五十六条の二十の十四第一項若しくは第二項の規定により第百五十六条の二十の二の免許を取り消され、第五十二条第一項若しくは第四項、第五十二条の二第一項若しくは第三項、第五十三条第三項、第五十四条若しくは第五十七条の六第三項の規定により第二十九条若しくは第三十三条の二の登録を取り消され、第六十条の八第一項若しくは第六十条の九第一項の規定により第六十条第一項の許可を取り消され、第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項若しくは第六十条の九第一項の規定により第六十条の十四第一項の許可を取り消され、第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消され、第六十六条の四十二第一項若しくは第三項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消され、若しくは第六十六条の六十三第一項若しくは第三項若しくは第六十六条の六十四の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され、又はその本店若しくは主たる事務所の所在

第三十八条第一項(第二号、第三号及び第五号を除く。)若しくは第四項の規定により同法第十二条の登録(有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。以下この号において同じ。)を取り消され、又はその本店若しくは主たる事務所の所在する国において受けている第二十九条、第六十六条、第六十六条の二十七若しくは第六十六条の五十の登録若しくは第八十条第一項、第五百五十六条の二若しくは第五百五十六条の二十四第一項の免許若しくは同法第十二条の登録と同種類の登録若しくは免許(当該登録又は免許に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

四〇六 (略)

(免許審査基準)

第五百五十六条の四 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一 (略)

二 免許申請者がこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの会社であるとき。

する国において受けている第二十九条、第六十六条、第六十六条の二十七若しくは第六十六条の五十の登録若しくは第八十条第一項、第五百五十六条の二若しくは第五百五十六条の二十四第一項の免許と同種類の登録若しくは免許(当該登録又は免許に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

四〇六 (略)

(免許審査基準)

第五百五十六条の四 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一 (略)

二 免許申請者がこの法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの会社であるとき。

三 免許申請者が第四百四十八条、第五百五十二条第一項、第五百五十六条の十七第一項若しくは第二項、第五百五十六条の二十六において準用する第四百四十八条若しくは第五百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消され、第五十二条第一項、第五十三条第三項、第五十七条の六第三項、第六十六条の二十第一項、第六十六条の四十二第一項若しくは第六十六条の六十三第一項の規定により登録を取り消され、若しくは第六十六条の七第一項、第六十六条の二十一第一項、第六十六条の二十八第一項若しくは第五百五十六条の五の九第一項の規定により認可を取り消され、若しくは金融サービス（の提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの会社であるとき。

四・五（略）

（免許審査基準）

第五百五十六条の二十の四（略）

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該

三 免許申請者が第四百四十八条、第五百五十二条第一項、第五百五十六条の十七第一項若しくは第二項、第五百五十六条の二十六において準用する第四百四十八条若しくは第五百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消され、第五十二条第一項、第五十三条第三項、第五十七条の六第三項、第六十六条の二十第一項、第六十六条の四十二第一項若しくは第六十六条の六十三第一項の規定により登録を取り消され、若しくは第六十六条の七第一項、第六十六条の二十一第一項、第六十六条の二十八第一項若しくは第五百五十六条の五の九第一項の規定により認可を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの会社であるとき。

四・五（略）

（免許審査基準）

第五百五十六条の二十の四（略）

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該

当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一 (略)

二 免許申請者がこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

三 免許申請者が第五百五十六条の二十四第一項若しくは第二項の規定により免許を取り消され、第五十二条第一項、第五十三条第三項、第五十七条の六第三項、第六十六条の二十第一項、第六十六条の四十二第一項若しくは第六十六条の六十三第一項の規定により登録を取り消され、第六十条の八第一項（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消され、若しくは第六十六条の七第一項、第六十六条の二十一第一項、第六十六条の二十八第一項、第六十五条の六、第六十五条の十第一項若しくは第六十五条の五の九第一項の規定により認可を取り消され、若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種類に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消し

当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一 (略)

二 免許申請者がこの法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

三 免許申請者が第五百五十六条の二十四第一項若しくは第二項の規定により免許を取り消され、第五十二条第一項、第五十三条第三項、第五十七条の六第三項、第六十六条の二十第一項、第六十六条の四十二第一項若しくは第六十六条の六十三第一項の規定により登録を取り消され、第六十条の八第一項（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消され、若しくは第六十六条の七第一項、第六十六条の二十一第一項、第六十六条の二十八第一項、第六十五条の六、第六十五条の十第一項若しくは第六十五条の五の九第一項の規定により認可を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

の日から五年を経過するまでの者であるとき。

四〇六 (略)

(認可審査基準)

第百五十六条の二十の十八 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えなければならない。

一 (略)

二 連携清算機関等がこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

三 連携清算機関等が第百五十六条の二十の十四第一項若しくは第二項の規定により免許を取り消され、第五十二条第一項、第五十三条第三項、第五十七条の六第三項、第六十六条の二十第一項、第六十六条の四十二第一項若しくは第六十六条の六十三第一項の規定により登録を取り消され、第六十条の八第一項(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)の規定により許可を取り消され、若しくは第百六条の七第一項、第百六条の二十一第一項、第百六条の二十八第一項、第百五十五条の六、第百五十五条の十第一項若しくは第百五十六条の五の九第一項の規定により

四〇六 (略)

(認可審査基準)

第百五十六条の二十の十八 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えなければならない。

一 (略)

二 連携清算機関等がこの法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

三 連携清算機関等が第百五十六条の二十の十四第一項若しくは第二項の規定により免許を取り消され、第五十二条第一項、第五十三条第三項、第五十七条の六第三項、第六十六条の二十第一項、第六十六条の四十二第一項若しくは第六十六条の六十三第一項の規定により登録を取り消され、第六十条の八第一項(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)の規定により許可を取り消され、若しくは第百六条の七第一項、第百六条の二十一第一項、第百六条の二十八第一項、第百五十五条の六、第百五十五条の十第一項若しくは第百五十六条の五の九第一項の規定により

認可を取り消され、若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

四〇六（略）

（免許審査基準）

第二百五十六条の二十五（略）

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一〇三（略）

四 免許申請者が第四百四十八条、第五百五十二条第一項の規定により第八十条第一項の免許を取り消され、第五百五十六条の十七第一項若しくは第二項の規定により第五百五十六条の二の免許を取り消され、若しくは次条において準用する第四百四十八条若しくは第五十六条の三十二第一項の規定により前条第一項の免許を取り消され、又は第五十二条第一項、第五十三条第三項、第五十四条若しくは第五十七条の六第三項の規定により第二十九条の登録を取り

認可を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

四〇六（略）

（免許審査基準）

第二百五十六条の二十五（略）

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一〇三（略）

四 免許申請者が第四百四十八条、第五百五十二条第一項の規定により第八十条第一項の免許を取り消され、第五百五十六条の十七第一項若しくは第二項の規定により第五百五十六条の二の免許を取り消され、若しくは次条において準用する第四百四十八条若しくは第五十六条の三十二第一項の規定により前条第一項の免許を取り消され、又は第五十二条第一項、第五十三条第三項、第五十四条若しくは第五十七条の六第三項の規定により第二十九条の登録を取り

消され、第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消され、第六十六条の四十二第一項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消され、若しくは第六十六条の六十三第一項若しくは第六十六条の六十四の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの会社であるとき。

五・六（略）

（金融商品取引清算機関等による清算集中等取引情報の提供等）

第一百五十六条の六十三 金融商品取引清算機関等（金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関をいう。以下この章において同じ。）は、内閣府令で定めるところにより、取引情報蓄積機関（第一百五十六条の六十七第一項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。）又は指定外国取引情報蓄積機関（外国において取引情報蓄積業務（取引情報の収集及び保存に関する業務をいう。以下同じ。）と同種類の業務を行う者のうち、内閣総理大臣がその者の収集及び保存に係る取引情報を取得することが見込まれる者として内閣

消され、第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消され、第六十六条の四十二第一項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消され、若しくは第六十六条の六十三第一項若しくは第六十六条の六十四の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの会社であるとき。

五・六（略）

（金融商品取引清算機関等による取引情報の保存及び報告）

第一百五十六条の六十三 金融商品取引清算機関等（金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関をいう。以下この節において同じ。）は、内閣府令で定めるところにより、清算集中等取引情報（前条各号に掲げる取引その他取引の状況等を勘案して内閣府令で定める取引に関する情報のうち、当該金融商品取引清算機関等が当該取引に基づく債務を負担した取引に係るものをいう。以下この節において同じ。）について内閣府令で定める事項に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

総理大臣が指定する者をいう。次項及び次条において同じ。）に対し、清算集中等取引情報を提供しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、金融商品取引清算機関等は、取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、災害その他内閣府令で定めるやむを得ない理由により清算集中等取引情報を提供することができない場合には、内閣府令で定めるところにより、清算集中等取引情報について内閣府令で定める事項に関する記録を作成し、これを保存し、内閣府令で定めるところにより、その保存する清算集中等取引情報を内閣総理大臣に報告しなければならない。

3 第一項及びこの項の「取引情報」とは、投資者保護のため、金融商品取引業者等の取引の状況を明らかにする必要があるものとして内閣府令で定める取引に関する情報をいい、前二項の「清算集中等取引情報」とは、取引情報のうち、金融商品取引清算機関等が債務を負担した取引に係る情報であつて、前条各号に掲げる取引その他取引の状況等を勘案して内閣府令で定める取引に関するものをいう。

（金融商品取引業者等による非清算集中等取引情報の提供等）

第二百五十六条の六十四 金融商品取引業者等は、内閣府令で定めるところにより、取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、非清算集中等取引情報（取引情報（前条第三項に規定する取引情報をいう。以下この章において同じ。）のうち、清算集中等取引情報（同項に規定する清算集中等取引情報をいう。第九十八条の

2 金融商品取引清算機関等は、内閣府令で定めるところにより、その保存する清算集中等取引情報を内閣総理大臣に報告しなければならない。

（金融商品取引業者等による取引情報の保存及び報告）

第二百五十六条の六十四 金融商品取引業者等は、内閣府令で定めるところにより、取引情報（投資者保護のため、その取引の状況を明らかにする必要があるものとして内閣府令で定める取引に関する情報（清算集中等取引情報を除く。）をいう。以下この章において同じ。）について内閣府令で定める事項に関する記録を作成し、これを

六第十七号の二の二において同じ。)を除いたものをいう。次項及び同号において同じ。)を提供しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、金融商品取引業者等は、取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、災害その他内閣府令で定めるやむを得ない理由により非清算集中等取引情報を提供することができない場合には、内閣府令で定めるところにより、非清算集中等取引情報について内閣府令で定める事項に関する記録を作成し、これを保存し、内閣府令で定めるところにより、その保存する非清算集中等取引情報を内閣総理大臣に報告しなければならない。

(取引情報蓄積機関による取引情報の保存及び報告)

第百五十六条の六十五 取引情報蓄積機関は、内閣府令で定めるところにより、第百五十六条の六十三第一項及び前条第一項の規定に基づき提供を受けた取引情報について内閣府令で定める事項に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

2 取引情報蓄積機関は、内閣府令で定めるところにより、前項の規定に基づき保存する取引情報を内閣総理大臣に報告しなければならない。

3 取引情報蓄積機関が、前項の規定による報告に代えて、内閣総理大臣が電子情報処理組織を使用して同項の規定による報告の対象となっている取引情報を閲覧することができる状態に

保存しなければならない。

2 金融商品取引業者等は、内閣府令で定めるところにより、その保存する取引情報を内閣総理大臣に報告しなければならない。

3 前二項の規定は、金融商品取引業者等が、内閣府令で定めるところにより、取引情報蓄積機関(第百五十六条の六十七第一項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。)又は指定外国取引情報蓄積機関(外国において取引情報蓄積業務(取引情報の収集及び保存に関する業務をいう。以下同じ。))に類する業務を行う者のうち、内閣総理大臣がその者の収集及び保存に係る取引情報を取得することが見込まれる者として内閣総理大臣が指定する者をいう。)に
対し、取引情報を提供した場合には、適用しない。

(取引情報蓄積機関による取引情報の保存及び報告)

第百五十六条の六十五 取引情報蓄積機関は、内閣府令で定めるところにより、取引情報のうち、取引情報蓄積業務の対象とする取引に係るものについて内閣府令で定める事項に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

2 取引情報蓄積機関は、内閣府令で定めるところにより、その保存する取引情報を内閣総理大臣に報告しなければならない。

(新設)

置く措置であつて内閣府令で定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。

(取引情報の公表)

第百五十六條の六十六 取引情報蓄積機関は、前条第二項の規定による報告の対象となつてゐる取引情報に係る取引について、内閣府令で定めるところにより、その規模その他の内閣府令で定める事項を公表しなければならない。

2 内閣総理大臣は、第百五十六條の六十三第二項又は第百五十六條の六十四第二項の規定による報告を受けた取引情報に係る取引について、その規模その他当該取引の概要を明らかにするために必要な事項を公表するものとする。

(業務規程の認可)

第百五十六條の七十四 取引情報蓄積機関は、取引情報蓄積業務に係る次に掲げる事項に関する業務規程を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 取引情報の提供を受けることを内容とする契約（以下「取引情報収集契約」という。）の金融商品取引清算機関等又は金融商品取引業者等との締結に関する事項

二〇八 (略)

(取引情報の公表)

第百五十六條の六十六 内閣総理大臣は、第百五十六條の六十三第二項、第百五十六條の六十四第二項及び前条第二項の規定による報告の対象となつてゐる取引について、その規模その他の当該取引の概要を明らかにするために必要な事項を公表するものとする。

2 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、金融商品取引清算機関等又は取引情報蓄積機関に対し、その保存する清算集中等取引情報又は取引情報の対象となつてゐる取引について、その規模その他当該取引の概要を明らかにするために必要と認められる事項を公表することを命ずることができる。

(業務規程の認可)

第百五十六條の七十四 取引情報蓄積機関は、取引情報蓄積業務に係る次に掲げる事項に関する業務規程を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 取引情報の提供を受けることを内容とする契約（以下「取引情報収集契約」という。）の金融商品取引業者等との締結に関する事項

二〇八 (略)

2・3 (略)

(差別的取扱いの禁止)

第五百五十六条の七十五 取引情報蓄積機関は、特定の金融商品取引清算機関等又は金融商品取引業者等に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

第九十八条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 十七 (略)

二 十七の二 第五百五十六条の六十三第二項、第五百五十六条の六十四第二項又は第五百五十六条の六十五第一項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者

十七の二の二 第五百五十六条の六十三第一項又は第五百五十六条の六十四第一項の規定による清算集中取引情報若しくは非清算集中取引情報の提供をせず、又は虚偽の清算集中取引情報若しくは非清算集中取引情報の提供をした者

十七の三 十八 (略)

第二百八条 有価証券の発行者、金融商品取引業者等、金融商品取引業者の特定主要株主、指定親会社、特例業務届出者、金融商品仲介業者若しくは高速取引行為者の代表者若しくは役員、金融商品取引業者、金融商品取引業者の特定主要株主、特例業務届出者、金融商

2・3 (略)

(差別的取扱いの禁止)

第五百五十六条の七十五 取引情報蓄積機関は、特定の金融商品取引業者等に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

第九十八条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 十七 (略)

二 十七の二 第五百五十六条の六十三第一項、第五百五十六条の六十四第一項又は第五百五十六条の六十五第一項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者

(新設)

十七の三 十八 (略)

第二百八条 有価証券の発行者、金融商品取引業者等、金融商品取引業者の特定主要株主、指定親会社、特例業務届出者、金融商品仲介業者若しくは高速取引行為者の代表者若しくは役員、金融商品取引業者、金融商品取引業者の特定主要株主、特例業務届出者、金融商

品仲介業者若しくは高速取引行為者、外国法人である金融商品取引業者、第五十九条の規定により許可を受けた者、取引所取引許可業者、電子店頭デリバティブ取引等許可業者、外国法人である特例業務届出者若しくは外国法人である高速取引行為者の国内における代表者、信用格付業者の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）、外国法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）である信用格付業者の国内における代表者、認可金融商品取引業協会若しくは第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは清算人、金融商品取引所若しくは第八十五条第一項に規定する自主規制法人の役員（仮理事、仮取締役及び仮執行役を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人、外国金融商品取引所の国内における代表者若しくは代表者であつた者、金融商品取引清算機関の代表者若しくは役員、外国金融商品取引清算機関の国内における代表者、証券金融会社の代表者若しくは役員、第五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）、取引情報蓄積機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの代表者又は管理人を含む。）、特定金融指標算出者の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの代表者又は管理人を含む。）又は特定金融指標算出者は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処

品仲介業者若しくは高速取引行為者、外国法人である金融商品取引業者、第五十九条の規定により許可を受けた者、取引所取引許可業者、電子店頭デリバティブ取引等許可業者、外国法人である特例業務届出者若しくは外国法人である高速取引行為者の国内における代表者、信用格付業者の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）、外国法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）である信用格付業者の国内における代表者、認可金融商品取引業協会若しくは第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは清算人、金融商品取引所若しくは第八十五条第一項に規定する自主規制法人の役員（仮理事、仮取締役及び仮執行役を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人、外国金融商品取引所の国内における代表者若しくは代表者であつた者、金融商品取引清算機関の代表者若しくは役員、外国金融商品取引清算機関の国内における代表者、証券金融会社の代表者若しくは役員、第五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの代表者又は管理人を含む。）、取引情報蓄積機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの代表者又は管理人を含む。）、特定金融指標算出者の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの代表者又は管理人を含む。）又は特定金融指標算出者は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処

する。

一〇二十六 (略)

二十六の二 第百五十六条の六十六第一項の規定による公表を怠り

、又は虚偽の公表をしたとき。

二十六の三・二十七 (略)

附則

第三条の二 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年

金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）

附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（同法附則第五条

第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条

の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律百十五

号）第三百三十六条の三第四項に規定する年金給付等積立金の管理及

び運用の体制が整備され、かつ、同法第七十六条第二項の規定に

よる届出がされているものを除く。）については、当分の間、第三

十四条の三第一項（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二

条の二、農業協同組合法第十一条の五及び第十一条の二十七、水産

業協同組合法第十一条の十一（同法第九十二条第一項、第九十六条

第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）、協同組

合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）

第六条の五の十一、信用金庫法第八十九条の二、長期信用銀行法（

昭和二十七年法律第八十七号）第十七条の二、労働金庫法（昭和

する。

一〇二十六 (略)

二十六の二 第百五十六条の六十六第二項の規定による公表を怠り

、又は虚偽の公表をしたとき。

二十六の三・二十七 (略)

附則

第三条の二 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年

金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）

附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（同法附則第五条

第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条

の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律百十五

号）第三百三十六条の三第四項に規定する年金給付等積立金の管理及

び運用の体制が整備され、かつ、同法第七十六条第二項の規定に

よる届出がされているものを除く。）については、当分の間、第三

十四条の三第一項（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二

条の二、農業協同組合法第十一条の五及び第十一条の二十七、水産

業協同組合法第十一条の十一（同法第九十二条第一項、第九十六条

第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）、協同組

合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）

第六条の五の十一、信用金庫法第八十九条の二、長期信用銀行法（

昭和二十七年法律第八十七号）第十七条の二、労働金庫法（昭和

二十八年法律第二百二十七号)第九十四条の二、銀行法第十三条の四(株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)第十條第一項において準用する場合を含む。)及び第五十二条の二の五、保険業法第三百条の二、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項、農林中央金庫法第五十九条の三及び第五十九条の七、信託業法第二十四条の二(保険業法第九十九条第八項(同法第九十九条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)並びに株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第二十九条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

二十八年法律第二百二十七号)第九十四条の二、銀行法第十三条の四(株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)第十條第一項において準用する場合を含む。)及び第五十二条の二の五、保険業法第三百条の二、農林中央金庫法第五十九条の三及び第五十九条の七、信託業法第二十四条の二(保険業法第九十九条第八項(同法第九十九条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)並びに株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第二十九条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

四 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）

改正案	現行
<p>（子会社の範囲等）</p> <p>第八十七条の二 前条第一項第四号の事業を行う連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第四項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社（第九十二条第一項において準用する第十一条の八第二項に規定する子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）としてはならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>三の二 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第十一條第六項に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの</p> <p>イ 金融サービスの提供に関する法律第十一條第四項第一号に掲げる行為</p> <p>ロ 金融サービスの提供に関する法律第十一條第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。）</p> <p>ハ 金融サービスの提供に関する法律第十一條第四項第三号に掲</p>	<p>（子会社の範囲等）</p> <p>第八十七条の二 前条第一項第四号の事業を行う連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第四項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社（第九十二条第一項において準用する第十一条の八第二項に規定する子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）としてはならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（新設）</p>

げる行為

四〇七 (略)

二〇一〇 (略)

(適用除外)

第七〇条 前条第一項の規定にかかわらず、銀行等（銀行その他政令で定める金融業を行う者をいい、金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（同法第十一条第二項に規定する預金等媒介業務の種類に係るものに限る。）を受けている者を除く。以下この条において同じ。）は、特定信用事業代理業を行うことができる。

二〇三 (略)

(特定信用事業電子決済等代行業に関する銀行法の準用)

第七〇七条 (略)

二 前項の場合において、同項に規定する規定（銀行法第五十二条の六十一の二十一及び第五十二条の六十一の二十六を除く。）中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「水産業協同組合特定信用事業電子決済等代行業者登録簿」と、「この法律」とあるのは「水産業協同組合法」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の三第一項中「前条」とあるのは「水産業協同組合法第七〇一条」と、同法第五十二条の六十一の四第一項中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「水産業協

四〇七 (略)

二〇一〇 (略)

(適用除外)

第七〇条 前条第一項の規定にかかわらず、銀行等（銀行その他政令で定める金融業を行う者をいう。以下この条において同じ。）は、特定信用事業代理業を行うことができる。

二〇三 (略)

(特定信用事業電子決済等代行業に関する銀行法の準用)

第七〇七条 (略)

二 前項の場合において、同項に規定する規定（銀行法第五十二条の六十一の二十一及び第五十二条の六十一の二十六を除く。）中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「水産業協同組合特定信用事業電子決済等代行業者登録簿」と、「この法律」とあるのは「水産業協同組合法」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の三第一項中「前条」とあるのは「水産業協同組合法第七〇一条」と、同法第五十二条の六十一の四第一項中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「水産業協

同組合法第百十條第一項」と、同法第五十二條の六十一の五第一項第一号ハ中「次に」とあるのは「(3)又は(9)に」と、同号ハ(9)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する」とあるのは「に相当する」と、「(1)から(8)までの」とあるのは「(3)の」と、同号ニ中「次に」とあるのは「(3)又は(9)に」と、同号ニ(9)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」とあるのは「(3)の」と、同項第二号ロ(4)中「前号ハ(1)から(9)まで」とあるのは「前号ハ(3)又は(9)」と、同号ロ(5)中「前号ニ(1)から(9)まで」とあるのは「前号ニ(3)又は(9)」と、同法第五十二條の六十一の八第一項中「第二條第十七項各号」とあるのは「水産業協同組合法第百十條第二項各号」と、同條第二項中「営む業務」とあるのは「行う事業」と、同法第五十二條の六十一の十七第一項中「第五十二條の六十一の二」とあるのは「水産業協同組合法第百十條第一項」と、同項第三号中「又は」とあるのは「若しくは農林中央金庫法又は」と、同條第二項及び同法第五十二條の六十一の十八中「第五十二條の六十一の二」とあるのは「水産業協同組合法第百十條第一項」と、同法第五十二條の六十一の二十一の見出し及び同條第一項中「會員名簿」とあるのは「協會員名簿」と、同條第三項中「會員でない」とあるのは「協會員（水産業協同組合法

同組合法第百十條第一項」と、同法第五十二條の六十一の五第一項第一号ハ中「次に」とあるのは「(3)又は(9)に」と、同号ハ(9)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する」とあるのは「に相当する」と、「(1)から(8)までの」とあるのは「(3)の」と、同号ニ中「次に」とあるのは「(2)又は(8)に」と、同号ニ(8)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」とあるのは「(2)の」と、同項第二号ロ(4)中「前号ハ(1)から(9)まで」とあるのは「前号ハ(3)又は(9)」と、同号ロ(5)中「前号ニ(1)から(8)まで」とあるのは「前号ニ(2)又は(8)」と、同法第五十二條の六十一の八第一項中「第二條第十七項各号」とあるのは「水産業協同組合法第百十條第二項各号」と、同條第二項中「営む業務」とあるのは「行う事業」と、同法第五十二條の六十一の十七第一項中「第五十二條の六十一の二」とあるのは「水産業協同組合法第百十條第一項」と、同項第三号中「又は」とあるのは「若しくは農林中央金庫法又は」と、同條第二項及び同法第五十二條の六十一の十八中「第五十二條の六十一の二」とあるのは「水産業協同組合法第百十條第一項」と、同法第五十二條の六十一の二十一の見出し及び同條第一項中「會員名簿」とあるのは「協會員名簿」と、同條第三項中「會員でない」とあるのは「協會員（水産業協同組合法第百十四條第二号に規定する協會員

第百十四条第二号に規定する協会員をいう。以下同じ。)でない」と、「会員と」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の二十六中「第五十二条の六十一の十九第二号」とあるのは「水産業協同組合法第百十四条第二号」と、「この法律若しくはこの法律」とあるのは「同法若しくは農林中央金庫法若しくはこれらの法律」と、「第五十二条の六十一の二十第三号」とあるのは「水産業協同組合法第百十五条第三号」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十三条第五項中「第五十二条の六十一の十第一項」とあるのは「水産業協同組合法第百十一条第一項」と、同法第五十六条第十三号及び第十五号中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「水産業協同組合法第百十条第一項」と、同条第十六号及び第十七号中「第五十二条の六十一の十九」とあるのは「水産業協同組合法第百十四条」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

をいう。以下同じ。)でない」と、「会員と」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の二十六中「第五十二条の六十一の十九第二号」とあるのは「水産業協同組合法第百十四条第二号」と、「この法律若しくはこの法律」とあるのは「同法若しくは農林中央金庫法若しくはこれらの法律」と、「第五十二条の六十一の二十第三号」とあるのは「水産業協同組合法第百十五条第三号」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十三条第五項中「第五十二条の六十一の十第一項」とあるのは「水産業協同組合法第百十一条第一項」と、同法第五十六条第十三号及び第十五号中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「水産業協同組合法第百十条第一項」と、同条第十六号及び第十七号中「第五十二条の六十一の十九」とあるのは「水産業協同組合法第百十四条」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

改正案	現行
<p>（信用協同組合連合会の子会社の範囲等）</p> <p>第四条の四 信用協同組合連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第三項及び第六項並びに次条第一項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。</p> <p>一・一の二（略）</p> <p>二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者のうち、有価証券関連業（同法第二十八条第八項（通則）に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）に掲げる行為を行う業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券専門会社」という。）</p> <p>三 金融商品取引法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業（同条第十一項に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいずれかを業として行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）</p> <p>イ 金融商品取引法第二条第十一項第一号に掲げる行為</p>	<p>（信用協同組合連合会の子会社の範囲等）</p> <p>第四条の四 信用協同組合連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第三項及び第六項並びに次条第一項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。</p> <p>一・一の二（略）</p> <p>二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者のうち、有価証券関連業（同法第二十八条第八項（定義）に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）に掲げる行為を行う業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券専門会社」という。）</p> <p>三 金融商品取引法第二条第十二項（定義）に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業（同条第十一項（定義）に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいずれかを業として行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）</p> <p>イ 金融商品取引法第二条第十一項第一号（定義）に掲げる行為</p>

ロ 金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介（ハに掲げる行為に該当するものを除く。）

ハ 金融商品取引法第二十八条第八項第三号又は第五号に掲げる行為の委託の媒介

ニ 金融商品取引法第二条第十一項第三号に掲げる行為

三の二 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一十号）第十一条第六項（定義）に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの

イ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第一号に掲げる行為

ロ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。）

ハ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第三号に掲げる行為

四 (略)

四の二 保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者（次項第七号において「少額短期保険業者」という。）

ロ 金融商品取引法第二条第十七項（定義）に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロ（定義）に規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介（ハに掲げる行為に該当するものを除く。）

ハ 金融商品取引法第二十八条第八項第三号又は第五号（定義）に掲げる行為の委託の媒介

ニ 金融商品取引法第二条第十一項第三号（定義）に掲げる行為（新設）

四 (略)

四の二 保険業法第二条第十八項（定義）に規定する少額短期保険業者（次項第七号において「少額短期保険業者」という。）

五〇七の二 (略)

七の三 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該信用協同組合連合会の行う中小企業等協同組合法第九條の九第一項第一号若しくは第二号(協同組合連合会)に掲げる事業の高度化若しくは当該信用協同組合連合会の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社

八 (略)

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 金融関連業務 中小企業等協同組合法第九條の九第一項第一号若しくは第二号に掲げる事業、有価証券関連業務、保険業(保険業法第二條第一項に規定する保険業をいう。第四号において同じ。)
又は信託業(信託業法第二條第一項に規定する信託業をいう。第五号において同じ。)に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

三〇八 (略)

3 信用協同組合連合会は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第六号まで、第七号の三又は第八号に掲げる会社(従属業務(前項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第七項において同じ。))又は中小企業等協同組合法第九條の九第一項第一号若しくは第二号に掲げる事業に付随し、若しくは関連する業務として内閣

五〇七の二 (略)

七の三 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該信用協同組合連合会の行う中小企業等協同組合法第九條の九第一項第一号若しくは第二号に掲げる事業の高度化若しくは当該信用協同組合連合会の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社

八 (略)

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 金融関連業務 中小企業等協同組合法第九條の九第一項第一号若しくは第二号に掲げる事業、有価証券関連業務、保険業(保険業法第二條第一項(定義)に規定する保険業をいう。第四号において同じ。)
又は信託業(信託業法第二條第一項(定義)に規定する信託業をいう。第五号において同じ。)に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

三〇八 (略)

3 信用協同組合連合会は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第六号まで、第七号の三又は第八号に掲げる会社(従属業務(前項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第七項において同じ。))又は中小企業等協同組合法第九條の九第一項第一号若しくは第二号に掲げる事業に付随し、若しくは関連する業務として内閣

府令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、当該信用協同組合連合会の行う事業のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。次項において「認可対象会社」という。）を子会社としようとするとき（第一項第七号の三に掲げる会社にあつては、当該信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数（第四条の六第一項に規定する基準議決権数をいう。第六項において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき）は、同法第五十七条の三第五項（信用協同組合等の事業等の譲渡又は譲受け）又は第六十六条第一項（合併の認可）の規定により事業の譲受け又は合併の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4～8（略）

（適用除外）

第六条の四 前条第一項の規定にかかわらず、信用組合等（信用協同組合等その他政令で定める金融業を行う者をいい、金融サービスの提供に関する法律第十二条（登録）の登録（同法第十一条第二項（定義）に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者を除く。）は、信用協同組合代理業を行うことができる。

（信用協同組合電子決済等代行業者等についての銀行法の準用）

第六条の五の十（略）

府令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、当該信用協同組合連合会の行う事業のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。次項において「認可対象会社」という。）を子会社としようとするとき（第一項第七号の三に掲げる会社にあつては、当該信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数（第四条の六第一項に規定する基準議決権数をいう。第六項において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき）は、同法第五十七条の三第五項又は第六十六条第一項の規定により事業の譲受け又は合併の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4～8（略）

（適用除外）

第六条の四 前条第一項の規定にかかわらず、信用組合等（信用協同組合等その他政令で定める金融業を行う者をいう。）は、信用協同組合代理業を行うことができる。

（信用協同組合電子決済等代行業者等についての銀行法の準用）

第六条の五の十（略）

2 前項の場合において、同項に規定する規定（銀行法第五十二条の六十一の二十一（会員名簿の縦覧等）を除く。）中「電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「信用協同組合電子決済等代行業者登録簿」と、「この法律」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の三第一項（登録の申請）中「前条」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の四第一項（登録の実施）中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の五第一項（登録の拒否）中「次に」とあるのは「(4)又は(9)」と、同号ハ(9)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する」とあるのは「(1)から(8)までの」とあるのは「(4)の」と、同号ニ中「次に」とあるのは「(4)又は(9)」と、同号ニ(9)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、金融サービスの提供に関する法律、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律」と、「(1)から(8)までの」とあるのは「(4)の」と、同項第二号ロ(4)中「前号ハ(1)から(9)まで」とあるのは「前号ハ(4)又は(9)」と、同号ロ(5)中「前号ニ(1)から(9)まで」とあるのは「前号ニ(4)又は(9)」と、同法第五十二条の六十一の八第一項（利用者に対

2 前項の場合において、同項に規定する規定（銀行法第五十二条の六十一の二十一を除く。）中「電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「信用協同組合電子決済等代行業者登録簿」と、「この法律」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の三第一項中「前条」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の四第一項中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の五第一項（登録の拒否）中「次に」とあるのは「(4)又は(9)」と、同号ハ(9)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する」とあるのは「(1)から(8)までの」とあるのは「(4)の」と、同号ニ中「次に」とあるのは「(3)又は(8)」と、同号ニ(8)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律」と、「(1)から(7)までの」とあるのは「(3)の」と、同項第二号ロ(4)中「前号ハ(1)から(9)まで」とあるのは「前号ハ(4)又は(9)」と、同号ロ(5)中「前号ニ(1)から(8)まで」とあるのは「前号ニ(3)又は(8)」と、同法第五十二条の六十一の八第一項中「第二条第十七項各号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第二項各号」と、同条第

する説明等)中「第二条第十七項各号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第二項各号」と、同条第二項中「営む業務」とあるのは「行う事業」と、同法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項(登録の取消し等)並びに第五十二条の六十一の十八(登録の抹消)中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の二十一の見出し及び同条第一項中「会員名簿」とあるのは「協会員名簿」と、同条第三項中「会員でない」とあるのは「協会員(協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七第二号に規定する協会員をいう。以下同じ。)でない」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の二十六(定款の必要的記載事項)中「第五十二条の六十一の十九第二号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七第二号」と、「第五十二条の六十一の二十第三号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の八第三号」と、同法第五十六条第十三号及び第十五号中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項」と、同条第十六号及び第十七号中「第五十二条の六十一の十九」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

二項中「営む業務」とあるのは「行う事業」と、同法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項並びに第五十二条の六十一の十八中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の二十一の見出し及び同条第一項中「会員名簿」とあるのは「協会員名簿」と、同条第三項中「会員でない」とあるのは「協会員(協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七第二号に規定する協会員をいう。以下同じ。)でない」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の二十六中「第五十二条の六十一の十九第二号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七第二号」と、「第五十二条の六十一の二十第三号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の八第三号」と、同法第五十六条第十三号及び第十五号中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項」と、同条第十六号及び第十七号中「第五十二条の六十一の十九」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

改正案	現行
<p>（信用金庫連合会の子会社の範囲等）</p> <p>第五十四条の二十三 信用金庫連合会は、次に掲げる会社（以下この条及び次条第一項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。</p> <p>一・一の二（略）</p> <p>二 金融商品取引法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者のうち、有価証券関連業（同法第二十八条第八項（通則）に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）に掲げる行為を行う業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券専門会社」という。）</p> <p>三 金融商品取引法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業（同条第十一項に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいずれかを業として行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）</p> <p>イ 金融商品取引法第二条第十一項第一号に掲げる行為</p>	<p>（信用金庫連合会の子会社の範囲等）</p> <p>第五十四条の二十三 信用金庫連合会は、次に掲げる会社（以下この条及び次条第一項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。</p> <p>一・一の二（略）</p> <p>二 金融商品取引法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者のうち、有価証券関連業（同法第二十八条第八項（定義）に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）に掲げる行為を行う業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券専門会社」という。）</p> <p>三 金融商品取引法第二条第十二項（定義）に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業（同条第十一項（定義）に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいずれかを業として行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）</p> <p>イ 金融商品取引法第二条第十一項第一号（定義）に掲げる行為</p>

ロ 金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介（ハに掲げる行為に該当するものを除く。）

ハ 金融商品取引法第二十八条第八項第三号又は第五号に掲げる行為の委託の媒介

ニ 金融商品取引法第二条第十一項第三号に掲げる行為

三の二 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一十号）第十一条第六項（定義）に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの

イ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第一号に掲げる行為

ロ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。）

ハ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第三号に掲げる行為

四 （略）

四の二 保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者（次項第七号において「少額短期保険業者」という。）

ロ 金融商品取引法第二条第十七項（定義）に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロ（定義）に規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介（ハに掲げる行為に該当するものを除く。）

ハ 金融商品取引法第二十八条第八項第三号又は第五号（定義）に掲げる行為の委託の媒介

ニ 金融商品取引法第二条第十一項第三号（定義）に掲げる行為
（新設）

四 （略）

四の二 保険業法第二条第十八項（定義）に規定する少額短期保険業者（次項第七号において「少額短期保険業者」という。）

五〇七 (略)

八 保険業（保険業法第二条第一項に規定する保険業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（第六号に掲げる会社に該当するものを除く。）

九 信託業（信託業法第二条第一項に規定する信託業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（第六号に掲げる会社に該当するものを除く。）

十〇十三 (略)

二〇一一 (略)

(適用除外)

第八十五条の三 前条第一項の規定にかかわらず、金庫等（金庫その他政令で定める金融業を行う者をいい、金融サービスの提供に関する法律第十二条（登録）の登録（同法第十一条第二項（定義）に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者を除く。）は、信用金庫代理業を行うことができる。

(銀行法の準用)

第八十九条 銀行法第四条第四項（営業の免許）、第九条（名義貸しの禁止）、第十二条の二（第三項を除く。）から第十三条の三の二（第二項を除く。）まで（預金者等に対する情報の提供等、指定紛争解決機関との契約締結義務等、無限責任社員等となることの禁止、同一人に対する信用の供与等、特定関係者との間の取引等、銀行

五〇七 (略)

八 保険業（保険業法第二条第一項（定義）に規定する保険業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（第六号に掲げる会社に該当するものを除く。）

九 信託業（信託業法第二条第一項（定義）に規定する信託業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（第六号に掲げる会社に該当するものを除く。）

十〇十三 (略)

二〇一一 (略)

(適用除外)

第八十五条の三 前条第一項の規定にかかわらず、金庫等（金庫その他政令で定める金融業を行う者をいう。）は、信用金庫代理業を行うことができる。

(銀行法の準用)

第八十九条 銀行法第四条第四項（営業の免許）、第九条（名義貸しの禁止）、第十二条の二（第三項を除く。）から第十三条の三の二（第二項を除く。）まで（預金者等に対する情報の提供等、指定紛争解決機関との契約締結義務等、無限責任社員等となることの禁止、同一人に対する信用の供与等、特定関係者との間の取引等、銀行

の業務に係る禁止行為、顧客の利益の保護のための体制整備）、第十四条から第十六条まで（取締役等に対する信用の供与、経営の健全性の確保、休日及び営業時間、臨時休業等）、第十九条（同条第一項及び第二項に規定する事業年度に係る業務報告書に係る部分に限る。）（業務報告書等）、第二十一条（同条第一項から第六項までの規定にあつては、同条第一項前段及び第二項前段に規定する事業年度に係る説明書類に係る部分に限る。）（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）、第四章（第二十九条（資産の国内保有）を除く。）（監督）、第三十四条から第三十六条まで（事業の譲渡等の場合の債権者の異議の催告等、譲渡の公告等）、第三十七条第一項第一号及び第三号並びに第三項（廃業及び解散等の認可）、第三十八条（廃業等の公告等）、第四十四条から第四十六条まで（清算人の任免等、清算の監督、清算手続等における内閣総理大臣の意見等）、第五十六条（第一号から第三号までに係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）、第五十七条の五（財務大臣への協議）並びに第五十七条の七（財務大臣への資料提出等）の規定は、銀行に係るものにあつては金庫について、所属銀行に係るものにあつては所属信用金庫について、銀行代理業者に係るものにあつては信用金庫代理業者について、それぞれ準用する。

2 5 4 (略)

5 銀行法第七章の四（第五十二条の三十六第一項及び第二項（許可）、第五十二条の四十五の二（銀行代理業者についての金融商品取引法の準用）並びに第五十二条の六十一第一項（適用除外）を除く

の業務に係る禁止行為、顧客の利益の保護のための体制整備）、第十四条から第十六条まで（取締役等に対する信用の供与、経営の健全性の確保、休日及び営業時間、臨時休業等）、第十九条（同条第一項及び第二項に規定する事業年度に係る業務報告書に係る部分に限る。）（業務報告書等）、第二十一条（同条第一項から第六項までの規定にあつては、同条第一項前段及び第二項前段に規定する事業年度に係る説明書類に係る部分に限る。）（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）、第四章（第二十九条を除く。）（監督）、第三十四条から第三十六条まで（事業の譲渡等の場合の債権者の異議の催告等、譲渡の公告等）、第三十七条第一項第一号及び第三号並びに第三項（廃業及び解散等の認可）、第三十八条（廃業等の公告等）、第四十四条から第四十六条まで（清算人の任免等、清算の監督、清算手続等における内閣総理大臣の意見等）、第五十六条（第一号から第三号までに係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）、第五十七条の五（財務大臣への協議）並びに第五十七条の七（財務大臣への資料提出等）の規定は、銀行に係るものにあつては金庫について、所属銀行に係るものにあつては所属信用金庫について、銀行代理業者に係るものにあつては信用金庫代理業者について、それぞれ準用する。

2 5 4 (略)

5 銀行法第七章の四（第五十二条の三十六第一項及び第二項（許可）、第五十二条の四十五の二（銀行代理業者についての金融商品取引法の準用）並びに第五十二条の六十一第一項（適用除外）を除く

。)(銀行代理業)及び第五十六条(第十号から第十二号までに係る部分に限る。)の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては信用金庫代理業者について、所属銀行に係るものにあつては所属信用金庫について、銀行代理業に係るものにあつては信用金庫代理業について、それぞれ準用する。

6 前項の場合において、同項に規定する規定中「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「信用金庫代理行為」と、「特定預金等契約」とあるのは「信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等契約」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定信用金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定信用金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「信用金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「信用金庫代理業再委託者」と、銀行法第五十二条の三十七第一項(許可の申請)中「前条第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第一項」と、同法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四第一項第二号中「第二条第十四項各号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第二項各号」と、同条第二項中「第二条第十四項第一号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第二項第一号」と、同条第三項中「第十二条の四十五の二」とあるのは「信用金庫法第八十九条の二」と、同法第五十二条の六十一第二項中「銀行等が前項」とあるのは「金庫等(信用金庫法第八十五条の三に規定する金庫等をいう。以下同じ。)」が同条」と、「当該銀行等」とあるのは「当該金庫等」と

。)(銀行代理業)及び第五十六条(第十号から第十二号までに係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては信用金庫代理業者について、所属銀行に係るものにあつては所属信用金庫について、銀行代理業に係るものにあつては信用金庫代理業について、それぞれ準用する。

6 前項の場合において、同項に規定する規定中「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「信用金庫代理行為」と、「特定預金等契約」とあるのは「信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等契約」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定信用金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定信用金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「信用金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「信用金庫代理業再委託者」と、銀行法第五十二条の三十七第一項中「前条第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第一項」と、同法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四第一項第二号中「第二条第十四項各号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第二項各号」と、同条第二項中「第二条第十四項第一号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第二項第一号」と、同条第三項中「第五十二条の四十五の二」とあるのは「信用金庫法第八十九条の二」と、同法第五十二条の六十一第二項中「銀行等が前項」とあるのは「金庫等(信用金庫法第八十五条の三に規定する金庫等をいう。以下同じ。)」が同条」と、「当該銀行等」とあるのは「当該金庫等」と、「第四十八条

、「第四十八条、第五十二条の三十六第二項及び第三項」とあるのは「第五十二条の三十六第三項」と、「銀行が」とあるのは「金庫（同法第二条に規定する金庫をいう。）が」と、「営む場合においては、第一項」と、「第五十三条第四項、第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）並びに第五十七条の七第二項」とあるのは「第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）及び第五十七条の七第二項の規定並びに同法第八十五条の二第三項及び第八十七条第二項」と、「第九章及び第十章」とあるのは「同法第十一章及び第十二章」と、同条第三項中「銀行等」とあるのは「金庫等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 銀行法第七章の五（第五十二条の六十一の二（登録）、第五十二条の六十一の十（銀行との契約締結義務等）、第五十二条の六十一の十一（銀行による基準の作成等）、第五十二条の六十一の十九（認定電子決済等代行業者協会の認定）及び第五十二条の六十一の二十（認定電子決済等代行業者協会の業務）を除く。）（電子決済等代行業）及び第五十六条（第十三号から第十八号までに係る部分に限る。）の規定は、電子決済等代行業に係るものにあつては信用金庫電子決済等代行業について、電子決済等代行業者に係るものにあつては信用金庫電子決済等代行業者について、認定電子決済等代行業者協会に係るものにあつては認定信用金庫電子決済等代行業者協会について、銀行に係るものにあつては金庫について、それぞれ準用する。

、第五十二条の三十六第二項及び第三項」とあるのは「第五十二条の三十六第三項」と、「銀行が」とあるのは「金庫（同法第二条に規定する金庫をいう。）が」と、「営む場合においては、第一項」とあるのは「行う場合においては、第一項」と、「第五十三条第四項、第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）並びに第五十七条の七第二項」とあるのは「第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）及び第五十七条の七第二項の規定並びに同法第八十五条の二第三項及び第八十七条第二項」と、「第九章及び第十章」とあるのは「同法第十一章及び第十二章」と、同条第三項中「銀行等」とあるのは「金庫等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 銀行法第七章の五（第五十二条の六十一の二（登録）、第五十二条の六十一の十（銀行との契約締結義務等）、第五十二条の六十一の十一（銀行による基準の作成等）、第五十二条の六十一の十九（認定電子決済等代行業者協会の認定）及び第五十二条の六十一の二十（認定電子決済等代行業者協会の業務）を除く。）（電子決済等代行業）及び第五十六条（第十三号から第十八号までに係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）の規定は、電子決済等代行業に係るものにあつては信用金庫電子決済等代行業について、電子決済等代行業者に係るものにあつては信用金庫電子決済等代行業者について、認定電子決済等代行業者協会に係るものにあつては認定信用金庫電子決済等代行業者協会について、銀行に係るものにあつては金庫について、それぞれ準用する。

8 前項の場合において、同項に規定する規定（銀行法第五十二条の六十一の二十一（会員名簿の縦覧等）を除く。）中「電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「信用金庫電子決済等代行業者登録簿」と、「この法律」とあるのは「信用金庫法」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の三第一項（登録の申請）中「前条」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第一項」と、同法第五十二条の六十一の四第一項（登録の実施）中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第一項」と、同法第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ（登録の拒否）中「次に」とあるのは「(5)又は(9)に」と、同号ハ(9)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する」とあるのは「(1)から(8)までの」とあるのは「(5)の」と、同号ニ中「次に」とあるのは「(5)又は(9)に」と、同号ニ(9)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、金融サービスの提供に関する法律、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」とあるのは「信用金庫法」と、「(1)から(8)までの」とあるのは「(5)の」と、同項第二号ロ(4)中「前号ハ(1)から(9)まで」とあるのは「前号ハ(5)又は(9)と、同号ロ(5)中「前号ニ(1)から(9)まで」とあるのは「前号ニ(5)又は(9)と、同法第五十二条の六十一の八第一項（利用者に対する説明等）中「第二条第十七項各号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第二項各号」と、同条第二項中

8 前項の場合において、同項に規定する規定（銀行法第五十二条の六十一の二十一を除く。）中「電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「信用金庫電子決済等代行業者登録簿」と、「この法律」とあるのは「信用金庫法」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の三第一項中「前条」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第一項」と、同法第五十二条の六十一の四第一項中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第一項」と、同法第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ中「次に」とあるのは「(5)又は(9)に」と、同号ハ(9)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する」とあるのは「(1)から(8)までの」とあるのは「(5)の」と、同号ニ中「次に」とあるのは「(4)又は(8)に」と、同号ニ(8)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」とあるのは「信用金庫法」と、「(1)から(7)までの」とあるのは「(4)の」と、同項第二号ロ(4)中「前号ハ(1)から(9)まで」とあるのは「前号ハ(5)又は(9)と、同号ロ(5)中「前号ニ(1)から(8)まで」とあるのは「前号ニ(4)又は(8)と、同法第五十二条の六十一の八第一項中「第二条第十七項各号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第二項各号」と、同条第二項中「営む」とあるのは「行う」と、同法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項並びに第五十二条の六十一の十八中「第五十二条

「営む」とあるのは「行う」と、同法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項（登録の取消し等）並びに第五十二条の六十一の十八（登録の抹消）中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第一項」と、同法第五十二条の六十一の二一の見出し及び同条第一項中「会員名簿」とあるのは「協会員名簿」と、同条第二項中「信用金庫法第八十五条の九（認定信用金庫電子決済等代行業者協会の認定）」とあるのは「第五十二条の六十一の十九」と、同条第三項中「会員でない」とあるのは「協会員（信用金庫法第八十五条の九第二号に規定する協会員をいう。以下同じ。）でない」と、「信用金庫法第八十五条の十（認定信用金庫電子決済等代行業者協会の業務）」に規定する認定信用金庫電子決済等代行業者協会」とあるのは「第二条第十九項に規定する認定電子決済等代行業者協会」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の二十五第二項（秘密保持義務等）中「信用金庫法第八十五条の九（認定信用金庫電子決済等代行業者協会の認定）」とあるのは「第五十二条の六十一の十九」と、「同法第八十五条の十（認定信用金庫電子決済等代行業者協会の業務）」とあるのは「第五十二条の六十一の二十」と、同法第五十二条の六十一の二十六（定款の必要的記載事項）中「第五十二条の六十一の十九第二号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の九第二号」と、「第五十二条の六十一の二十第三号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十第三号」と、同法第五十六条第十三号及び第十五号中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「信用金庫法第八十五条

の六十一の二」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第一項」と、同法第五十二条の六十一の二十一の見出し及び同条第一項中「会員名簿」とあるのは「協会員名簿」と、同条第二項中「信用金庫法第八十五条の九（認定信用金庫電子決済等代行業者協会の認定）」とあるのは「第五十二条の六十一の十九」と、同条第三項中「会員でない」とあるのは「協会員（信用金庫法第八十五条の九第二号に規定する協会員をいう。以下同じ。）でない」と、「信用金庫法第八十五条の十（認定信用金庫電子決済等代行業者協会の業務）」に規定する認定信用金庫電子決済等代行業者協会」とあるのは「第二条第十九項に規定する認定電子決済等代行業者協会」と、「協会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の二十五第二項中「信用金庫法第八十五条の九（認定信用金庫電子決済等代行業者協会の認定）」とあるのは「第五十二条の六十一の十九」と、「同法第八十五条の十（認定信用金庫電子決済等代行業者協会の業務）」とあるのは「第五十二条の六十一の二十」と、同法第五十二条の六十一の二十六中「第五十二条の六十一の十九第二号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の九第二号」と、「第五十二条の六十一の二十第三号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十第三号」と、同法第五十六条第十三号及び第十五号中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第一項」と、同条第十六号及び第十七号中「第五十二条の六十一の十九」とあるのは「信用金庫法第八十五条の九」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

の四第一項」と、同条第十六号及び第十七号中「第五十二条の六十一の十九」とあるのは「信用金庫法第八十五条の九」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

9 銀行法第七章の六（第五十二条の六十二（紛争解決等業務を行う者の指定）及び第五十二条の六十七第一項（業務規程）を除く。）（指定紛争解決機関）及び第五十六条（第十九号に係る部分に限る。）の規定は、紛争解決等業務に係るものにあつては紛争解決等業務（第八十五条の十二第一項に規定する紛争解決等業務をいう。）について、指定紛争解決機関に係るものにあつては指定紛争解決機関（同項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。）について、銀行業務に係るものにあつては金庫業務について、それぞれ準用する。

10 前項の場合において、同項に規定する規定中「加入銀行」とあるのは「加入金庫」と、「手続実施基本契約」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十二第一項第八号に規定する手続実施基本契約」と、「苦情処理手続」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十二第一項に規定する苦情処理手続」と、「紛争解決手続」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十二第一項に規定する紛争解決手続」と、「銀行業務関連苦情」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十二第二項に規定する金庫業務関連苦情」と、「銀行業務関連紛争」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十二第二項に規定する金庫業務関連紛争」と、銀行法第五十二条の六十三第一項（指定の申請）中「前条第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十二第一項」と、

9 銀行法第七章の六（第五十二条の六十二（紛争解決等業務を行う者の指定）及び第五十二条の六十七第一項（業務規程）を除く。）（指定紛争解決機関）及び第五十六条（第十九号に係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）の規定は、紛争解決等業務に係るものにあつては紛争解決等業務（第八十五条の十二第一項に規定する紛争解決等業務をいう。）について、指定紛争解決機関に係るものにあつては指定紛争解決機関（同項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。）について、銀行業務に係るものにあつては金庫業務について、それぞれ準用する。

10 前項の場合において、同項に規定する規定中「加入銀行」とあるのは「加入金庫」と、「手続実施基本契約」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十二第一項第八号に規定する手続実施基本契約」と、「苦情処理手続」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十二第一項に規定する苦情処理手続」と、「紛争解決手続」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十二第一項に規定する紛争解決手続」と、「銀行業務関連苦情」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十二第二項に規定する金庫業務関連苦情」と、「銀行業務関連紛争」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十二第二項に規定する金庫業務関連紛争」と、銀行法第五十二条の六十三第一項中「前条第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十二第一項」と、同条第二項第一

同条第二項第一号中「前条第一項第三号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十二第一項第三号」と、同項第六号中「前条第二項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十二第三項」と、同法第五十二条の六十五第一項（指定紛争解決機関の業務）中「この法律」とあるのは「信用金庫法」と、同条第二項中「銀行を」とあるのは「信用金庫法第二条に規定する金庫を」と、同法第五十二条の六十六（苦情処理手続又は紛争解決手続の業務の委託）中「他の法律」とあるのは「信用金庫法以外の法律」と、同法第五十二条の六十七第二項中「前項第一号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十三第一号」と、同条第三項中「第一項第二号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十三第二号」と、「銀行」とあるのは「同法第二条に規定する金庫」と、同条第四項中「第一項第三号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十三第三号」と、同条第五項中「第一項第四号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十三第四号」と、同項第一号中「同項第五号」とあるのは「同条第五号」と、同法第五十二条の七十四第二項（時効の完成猶予）中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十二第一項」と、同法第五十二条の七十九第一号（手続実施基本契約の締結等の届出）中「銀行」とあるのは「信用金庫法第二条に規定する金庫」と、同法第五十二条の八十二第二項第一号（業務改善命令）中「第五十二条の六十二第一項第五号から第七号までに掲げる要件（）」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十二第一項第五号から第七号までに掲げる要件（）」と、「又は第五十二条の六十二第一項第五号」とあるのは

号中「前条第一項第三号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十二第一項第三号」と、同項第六号中「前条第二項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十二第三項」と、同法第五十二条の六十五第一項中「この法律」とあるのは「信用金庫法」と、同条第二項中「銀行を」とあるのは「信用金庫法第二条に規定する金庫を」と、同法第五十二条の六十六中「他の法律」とあるのは「信用金庫法以外の法律」と、同法第五十二条の六十七第二項中「前項第一号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十三第一号」と、同条第三項中「第一項第二号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十三第二号」と、「銀行」とあるのは「同法第二条に規定する金庫」と、同条第四項中「第一項第三号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十三第三号」と、同条第五項中「第一項第四号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十三第四号」と、同項第一号中「同項第五号」とあるのは「同条第五号」と、同法第五十二条の七十四第二項中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十二第一項」と、同法第五十二条の七十九第一号中「銀行」とあるのは「信用金庫法第二条に規定する金庫」と、同法第五十二条の八十二第二項第一号中「第五十二条の六十二第一項第五号から第七号までに掲げる要件（）」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十二第一項第五号から第七号までに掲げる要件（）」と、「又は第五十二条の六十二第一項第五号」とあるのは「又は同法第八十五条の十二第一項第五号」と、同法第五十二条の八十三第三項中「他の法律」とあるのは「信用金庫法以外の法律」と、同法第五十二条の八十四第一項

「又は同法第八十五条の十二第二項第五号」と、同法第五十二条の八十三第三項（紛争解決等業務の休廃止）中「他の法律」とあるのは「信用金庫法以外の法律」と、同法第五十二条の八十四第一項（指定の取消し等）中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十二第一項」と、同項第一号中「第五十二条の六十二第一項第二号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十二第二項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十二第一項」と、同条第二項第一号中「第五十二条の六十二第一項第五号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十二第二項第五号」と、「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「同法第八十五条の十二第一項」と、同条第三項及び同法第五十六条第十九号中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十二第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十二第二項」と、同項第一号中「第五十二条の六十二第一項第二号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十二第一項第二号」と、同項第二号中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十二第一項」と、同条第二項第一号中「第五十二条の六十二第一項第五号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十二第二項第五号」と、「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「同法第八十五条の十二第一項」と、同条第三項及び同法第五十六条第十九号中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十二第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

改正案	現行
<p>（長期信用銀行の子会社の範囲等）</p> <p>第十三条の二 長期信用銀行は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。</p> <p>一 二の二（略）</p> <p>三 金融商品取引法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者のうち、有価証券関連業（同法第二十八条第八項（通則）に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）に掲げる行為を行う業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券専門会社」という。）</p> <p>四 金融商品取引法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業（同条第十一項に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいずれかを営む業務に係るものに限る。以下この号において同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）</p> <p>イ 金融商品取引法第二条第十一項第一号に掲げる行為</p>	<p>（長期信用銀行の子会社の範囲等）</p> <p>第十三条の二 長期信用銀行は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。</p> <p>一 二の二（略）</p> <p>三 金融商品取引法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者のうち、有価証券関連業（同法第二十八条第八項（定義）に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）に掲げる行為を行う業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券専門会社」という。）</p> <p>四 金融商品取引法第二条第十二項（定義）に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業（同条第十一項（定義）に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいずれかを営む業務に係るものに限る。以下この号において同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）</p> <p>イ 金融商品取引法第二条第十一項第一号（定義）に掲げる行為</p>

ロ 金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介（ハに掲げる行為に該当するものを除く。）

ハ 金融商品取引法第二十八条第八項第三号又は第五号に掲げる行為の委託の媒介

ニ 金融商品取引法第二条第十一項第三号に掲げる行為

四の二 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一十号）第十一条第六項（定義）に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行う業務に係るものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの

イ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第一号に掲げる行為

ロ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。）

ハ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第三号に掲げる行為

五 (略)

五の二 保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者（以下「少額短期保険業者」という。）

ロ 金融商品取引法第二条第十七項（定義）に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロ（定義）に規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介（ハに掲げる行為に該当するものを除く。）

ハ 金融商品取引法第二十八条第八項第三号又は第五号（定義）に掲げる行為の委託の媒介

ニ 金融商品取引法第二条第十一項第三号（定義）に掲げる行為（新設）

五 (略)

五の二 保険業法第二条第十八項（定義）に規定する少額短期保険業者（以下「少額短期保険業者」という。）

<p>3 前項の場合において、会社が保有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は持分に係る議決</p>	<p>2 十二の三、十四 (略)</p>	<p>六 (略)</p> <p>七 銀行業（銀行法第二条第二項に規定する銀行業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社</p> <p>八 (略)</p> <p>九 保険業（保険業法第二条第一項に規定する保険業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（第七号に掲げる会社に該当するものを除く。）</p> <p>十 信託業（信託業法第二条第一項に規定する信託業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（第七号に掲げる会社に該当するものを除く。）</p> <p>十一・十二 (略)</p> <p>十二の二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社にあつては、当該会社の議決権を、当該長期信用銀行又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、第十七条において準用する銀行法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）</p>
<p>3 前項の場合において、会社が保有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は持分に係る議決</p>	<p>2 十二の三、十四 (略)</p>	<p>六 (略)</p> <p>七 銀行業（銀行法第二条第二項（定義等）に規定する銀行業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社</p> <p>八 (略)</p> <p>九 保険業（保険業法第二条第一項（定義）に規定する保険業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（第七号に掲げる会社に該当するものを除く。）</p> <p>十 信託業（信託業法第二条第一項（定義）に規定する信託業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（第七号に掲げる会社に該当するものを除く。）</p> <p>十一・十二 (略)</p> <p>十二の二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社にあつては、当該会社の議決権を、当該長期信用銀行又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、第十七条において準用する銀行法第十六条の四第一項（銀行等による議決権の取得等の制限）に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）</p>

権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該会社に指図を行うことができるものに限る。）その他内閣府令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、当該会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの（内閣府令で定める議決権を除く。）及び社債、株式等の振替に関する法律第四百七条第一項（振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）又は第四百四十八条第一項（口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

4 第一項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇七（略）

八 信託子会社等 長期信用銀行の子会社である次に掲げる会社

イ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けて信託業務を営む銀行（以下この号、第十四項及び第十六条の四第一項第十号ロにおいて「信託兼営銀行」という。）

ロ〇二（略）

五〇八（略）

9 長期信用銀行は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第十三号まで又は第十二号の三から第十四号までに掲げる会社（従属業務（第四項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第十三

権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該会社に指図を行うことができるものに限る。）その他内閣府令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、当該会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの（内閣府令で定める議決権を除く。）及び社債、株式等の振替に関する法律第四百七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

4 第一項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇七（略）

八 信託子会社等 長期信用銀行の子会社である次に掲げる会社

イ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項（兼営の認可）の認可を受けて信託業務を営む銀行（以下この号、第十四項及び第十六条の四第一項第十号ロにおいて「信託兼営銀行」という。）

ロ〇二（略）

五〇八（略）

9 長期信用銀行は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第十三号まで又は第十二号の三から第十四号までに掲げる会社（従属業務（第四項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第十三

項において同じ。)又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては、当該長期信用銀行の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。)を除く。以下この条において「子会社対象銀行等」という。)を子会社としようとするとき(第一項第十二号の三に掲げる会社にあつては、当該長期信用銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数(第十七条において準用する銀行法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。次項及び第十二項において同じ。))を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき(は、第十七条において準用する同法第三十条第一項から第三項まで(合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可等)又は金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第五条第一項(認可)の規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。)

10
14 (略)

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)

第十六条の四 長期信用銀行持株会社(長期信用銀行を子会社とする持株会社であつて、第十六条の二の四第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。)は、長期信用銀行及び次に掲げる会社(以下

項において同じ。)又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては、当該長期信用銀行の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。)を除く。以下この条において「子会社対象銀行等」という。)を子会社としようとするとき(第一項第十二号の三に掲げる会社にあつては、当該長期信用銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数(第十七条において準用する銀行法第十六条の四第一項(銀行等による議決権の取得等の制限)に規定する基準議決権数をいう。次項及び第十二項において同じ。))を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき(は、第十七条において準用する同法第三十条第一項から第三項まで(合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可等)又は金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第五条第一項(認可)の規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。)

10
14 (略)

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)

第十六条の四 長期信用銀行持株会社(長期信用銀行を子会社とする持株会社であつて、第十六条の二の四第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。)は、長期信用銀行及び次に掲げる会社(以下

この条及び次条第二項において「子会社対象会社」という。)以外
の会社を子会社としてはならない。

一〇三 (略)

三の二 第十三条の二第一項第四号の二に掲げる会社

四〇十一 (略)

十一の二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業
活動を行う会社として内閣府令で定める会社(その事業に係る計
画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該
当しない会社にあつては、当該会社の議決権を、長期信用銀行持
株会社又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、第十七条
において準用する銀行法第五十二条の二十四第一項に規定する基
準議決権数を超えて保有していないものに限る。)

十一の三〇十三 (略)

二〇五 (略)

6 長期信用銀行持株会社は、子会社対象会社のうち、長期信用銀行
又は第一項第一号から第十号まで若しくは第十一号の三から第十三
号までに掲げる会社(従属業務又は銀行業に付随し、若しくは関連
する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社(従属業務を
営む会社にあつては、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長
期信用銀行の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。
(を除く。)(以下この条において「長期信用銀行等」という。))
を子会社としようとするとき(同項第十一号の三に掲げる会社にあ

この条及び次条第二項において「子会社対象会社」という。)以外
の会社を子会社としてはならない。

一〇三 (略)

(新設)

四〇十一 (略)

十一の二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業
活動を行う会社として内閣府令で定める会社(その事業に係る計
画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該
当しない会社にあつては、当該会社の議決権を、長期信用銀行持
株会社又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、第十七条
において準用する銀行法第五十二条の二十四第一項(銀行持株会
社等による議決権の取得等の制限)に規定する基準議決権数を超
えて保有していないものに限る。)

十一の三〇十三 (略)

二〇五 (略)

6 長期信用銀行持株会社は、子会社対象会社のうち、長期信用銀行
又は第一項第一号から第十号まで若しくは第十一号の三から第十三
号までに掲げる会社(従属業務又は銀行業に付随し、若しくは関連
する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社(従属業務を
営む会社にあつては、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長
期信用銀行の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。
(を除く。)(以下この条において「長期信用銀行等」という。))
を子会社としようとするとき(同項第十一号の三に掲げる会社にあ

つては、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数（第十七条において準用する銀行法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数をいう。次項及び第九項において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有しようとするときは）、第十七条において準用する同法第五十二条の三十五第一項から第三項まで（銀行持株会社に係る合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可）の規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

7 10 （略）

（適用除外）

第十六条の七 第十六条の五第一項の規定にかかわらず、長期信用銀行等（長期信用銀行その他政令で定める金融業を行う者をいい、金融サービスの提供に関する法律第十二条（登録）の登録（同法第十条第二項（定義）に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者を除く。）は、長期信用銀行代理業を営むことができる。

つては、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数（第十七条において準用する銀行法第五十二条の二十四第一項（銀行持株会社等による議決権の取得等の制限）に規定する基準議決権数をいう。次項及び第九項において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有しようとするときは）、第十七条において準用する同法第五十二条の三十五第一項から第三項まで（銀行持株会社に係る合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可）の規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

7 10 （略）

（適用除外）

第十六条の七 第十六条の五第一項の規定にかかわらず、長期信用銀行等（長期信用銀行その他政令で定める金融業を行う者をいう。）は、長期信用銀行代理業を営むことができる。

改正案	現行
<p>（労働金庫連合会の子会社の範囲等）</p> <p>第五十八条の五 労働金庫連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第三項及び第六項並びに次条第一項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。</p> <p>一・一の二（略）</p> <p>二 金融商品取引法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者のうち、有価証券関連業（同法第二十八条第八項（通則）に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）に掲げる行為を行う業務その他の内閣府令・厚生労働省令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券専門会社」という。）</p> <p>三 金融商品取引法第十二項に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業（同条第十一項に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいずれかを業として行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の内閣府令・厚生労働省令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）</p> <p>イ 金融商品取引法第二条第十一項第一号に掲げる行為</p>	<p>（労働金庫連合会の子会社の範囲等）</p> <p>第五十八条の五 労働金庫連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第三項及び第六項並びに次条第一項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。</p> <p>一・一の二（略）</p> <p>二 金融商品取引法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者のうち、有価証券関連業（同法第二十八条第八項（定義）に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）に掲げる行為を行う業務その他の内閣府令・厚生労働省令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券専門会社」という。）</p> <p>三 金融商品取引法第二条第十二項（定義）に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業（同条第十一項（定義）に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいずれかを業として行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の内閣府令・厚生労働省令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）</p> <p>イ 金融商品取引法第二条第十一項第一号（定義）に掲げる行為</p>

ロ 金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介（ハに掲げる行為に該当するものを除く。）

ハ 金融商品取引法第二十八条第八項第三号又は第五号に掲げる行為の委託の媒介

ニ 金融商品取引法第二条第十一項第三号に掲げる行為

三の二 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一十号）第十一条第六項（定義）に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の内閣府令・厚生労働省令で定める業務を専ら営むもの

イ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第一号に掲げる行為

ロ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。）

ハ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第三号に掲げる行為

四 (略)

四の二 保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者（次

ロ 金融商品取引法第二条第十七項（定義）に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロ（定義）に規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介（ハに掲げる行為に該当するものを除く。）

ハ 金融商品取引法第二十八条第八項第三号又は第五号（定義）に掲げる行為の委託の媒介

ニ 金融商品取引法第二条第十一項第三号（定義）に掲げる行為
（新設）

四 (略)

四の二 保険業法第二条第十八項（定義）に規定する少額短期保険

項第七号において「少額短期保険業者」という。）

五〇八 (略)

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 金融関連業務 第五十八条第一項各号に掲げる業務を行う事業、有価証券関連業務、保険業（保険業法第二条第一項に規定する保険業をいう。第四号において同じ。）又は信託業（信託業法第二条第一項に規定する信託業をいう。第五号において同じ。）に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

三〇八 (略)

3〇8 (略)

(適用除外)

第八十九条の四 前条第一項の規定にかかわらず、金庫等（金庫その他政令で定める金融業を行う者をいい、金融サービスの提供に関する法律第十二条（登録）の登録（同法第十一条第二項（定義）に規定する預金等媒介業務の種類に係るものに限る。）を受けている者を除く。）は、労働金庫代理業を行うことができる。

(銀行法の準用)

第九十四条 (略)

業者（次項第七号において「少額短期保険業者」という。）

五〇八 (略)

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 金融関連業務 第五十八条第一項各号に掲げる業務を行う事業、有価証券関連業務、保険業（保険業法第二条第一項（定義）に規定する保険業をいう。第四号において同じ。）又は信託業（信託業法第二条第一項（定義）に規定する信託業をいう。第五号において同じ。）に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

三〇八 (略)

3〇8 (略)

(適用除外)

第八十九条の四 前条第一項の規定にかかわらず、金庫等（金庫その他政令で定める金融業を行う者をいう。）は、労働金庫代理業を行うことができる。

(銀行法の準用)

第九十四条 (略)

2 (略)

3 銀行法第七章の四(第五十二条の三十六第一項及び第二項(許可)、第五十二条の四十五の二(銀行代理業者についての金融商品取引法の準用)並びに第五十二条の六十一第一項(適用除外)を除く。)(銀行代理業)及び第五十六条(第十号から第十二号までに係る部分に限る。)の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては労働金庫代理業者について、所属銀行に係るものにあつては所属労働金庫について、銀行代理業に係るものにあつては労働金庫代理業について、それぞれ準用する。

4 前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「内閣府令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」と、「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「労働金庫代理行為」と、「特定預金等契約」とあるのは「労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等契約」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定労働金庫代理行為」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定労働金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「労働金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「労働金庫代理業再受託者」と、銀行法第五十二条の三十七第一項(許可の申請)中「前条第一項」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第一項」と、同法第五十二条の四十三(分別管理)及び第五十二条の四十四第一項第二号(顧客に対する説明等)中「第二条第十四項各号」とあるのは「

2 (略)

3 銀行法第七章の四(第五十二条の三十六第一項及び第二項(許可)、第五十二条の四十五の二(銀行代理業者についての金融商品取引法の準用)並びに第五十二条の六十一第一項(適用除外)を除く。)(銀行代理業)及び第五十六条(第十号から第十二号までに係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては労働金庫代理業者について、所属銀行に係るものにあつては所属労働金庫について、銀行代理業に係るものにあつては労働金庫代理業について、それぞれ準用する。

4 前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「内閣府令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」と、「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「労働金庫代理行為」と、「特定預金等契約」とあるのは「労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等契約」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定労働金庫代理行為」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定労働金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「労働金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「労働金庫代理業再受託者」と、銀行法第五十二条の三十七第一項中「前条第一項」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第一項」と、同法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四第一項第二号中「第二条第十四項各号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第二項各号」と、同条第二

労働金庫法第八十九条の三第二項各号」と、同条第二項中「第二条第十四項第一号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第二項第一号」と、同条第三項中「第五十二条の四十五の二」とあるのは「労働金庫法第九十四条の二」と、同法第五十二条の六十一第二項中「銀行等が前項」とあるのは「金庫等（労働金庫法第八十九条の四に規定する金庫等をいう。以下同じ。）が同条」と、「当該銀行等」とあるのは「当該金庫等」と、「第四十八条、第五十二条の三十六第二項及び第三項」とあるのは「第五十二条の三十六第三項」と、「銀行が」とあるのは「労働金庫（政令で定めるものを除く。）又は労働金庫連合会が」と、「を営む場合においては、第一項」とあるのは「（政令で定める労働金庫を所屬労働金庫とするものを除く。）を行う場合においては、第一項」と、「第五十三条第四項、第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）並びに第五十七条の七第二項」とあるのは「及び第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）の規定並びに同法第八十九条の三第三項、第九十一条第二章並びに第九十七条第一項、第三項及び第四項」と、「第九章及び第十章」とあるのは「同法第十一章及び第十二章」と、同条第三項中「銀行等」とあるのは「金庫等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 銀行法第七章の五（第五十二条の六十一の二（登録））、第五十二条の六十一の十（銀行との契約締結義務等）、第五十二条の六十一の十一（銀行による基準の作成等）、第五十二条の六十一の十九（認定電子決済等代行業者協会の認定）及び第五十二条の六十一の

項中「第二条第十四項第一号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第二項第一号」と、同条第三項中「第五十二条の四十五の二」とあるのは「労働金庫法第九十四条の二」と、同法第五十二条の六十一第二項中「銀行等が前項」とあるのは「金庫等（労働金庫法第八十九条の四に規定する金庫等をいう。以下同じ。）が同条」と、「当該銀行等」とあるのは「当該金庫等」と、「第四十八条、第五十二条の三十六第二項及び第三項」とあるのは「第五十二条の三十六第三項」と、「銀行が」とあるのは「労働金庫（政令で定めるものを除く。）又は労働金庫連合会が」と、「を営む場合においては、第一項」とあるのは「（政令で定める労働金庫を所屬労働金庫とするものを除く。）を行う場合においては、第一項」と、「第五十三条第四項、第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）並びに第五十七条の七第二項」とあるのは「及び第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）の規定並びに同法第八十九条の三第三項、第九十一条第二章並びに第九十七条第一項、第三項及び第四項」と、「第九章及び第十章」とあるのは「同法第十一章及び第十二章」と、同条第三項中「銀行等」とあるのは「金庫等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 銀行法第七章の五（第五十二条の六十一の二（登録））、第五十二条の六十一の十（銀行との契約締結義務等）、第五十二条の六十一の十一（銀行による基準の作成等）、第五十二条の六十一の十九（認定電子決済等代行業者協会の認定）及び第五十二条の六十一の

二十（認定電子決済等代行業者協会の業務）を除く。）（電子決済等代行業）及び第五十六条（第十三号から第十八号までに係る部分に限る。）の規定は、電子決済等代行業に係るものにあつては労働金庫電子決済等代行業について、電子決済等代行業者に係るものにあつては労働金庫電子決済等代行業者について、認定電子決済等代行業者協会に係るものにあつては認定労働金庫電子決済等代行業者協会について、銀行に係るものにあつては金庫について、それぞれ準用する。

6 前項の場合において、同項に規定する規定（銀行法第五十二条の六十一の二十一（会員名簿の縦覧等）を除く。）中「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「内閣府令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」と、「電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「労働金庫電子決済等代行業者登録簿」と、「この法律」とあるのは「労働金庫法」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の三第一項（登録の申請）中「前条」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第一項」と、同法第五十二条の六十一の四第一項（登録の実施）中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第一項」と、同法第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ（登録の拒否）中「次に」とあるのは「(6)又は(9)に」と、同号ハ(9)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する」とあるのは「に相当する」と、「(1)から(8)までの」と

二十（認定電子決済等代行業者協会の業務）を除く。）（電子決済等代行業）及び第五十六条（第十三号から第十八号までに係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）の規定は、電子決済等代行業に係るものにあつては労働金庫電子決済等代行業について、電子決済等代行業者に係るものにあつては労働金庫電子決済等代行業者について、認定電子決済等代行業者協会に係るものにあつては認定労働金庫電子決済等代行業者協会について、銀行に係るものにあつては金庫について、それぞれ準用する。

6 前項の場合において、同項に規定する規定（銀行法第五十二条の六十一の二十一を除く。）中「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「内閣府令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」と、「電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「労働金庫電子決済等代行業者登録簿」と、「この法律」とあるのは「労働金庫法」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の三第一項中「前条」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第一項」と、同法第五十二条の六十一の四第一項中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第一項」と、同法第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ中「次に」とあるのは「(6)又は(9)に」と、同号ハ(9)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する」とあるのは「に相当する」と、「(1)から(8)までの」とあるのは「(6)の」と、同号ニ中「次に」とあるのは「(5)又は(8)に」と

あるのは「(6)の」と、同号ニ中「次に」とあるのは「(6)又は(9)に」と、同号ニ(9)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、金融サービス提供に関する法律、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」とあるのは「労働金庫法」と、「(1)から(8)までの」とあるのは「(6)の」と、同項第二号ロ(4)中「前号ハ(1)から(9)まで」とあるのは「前号ハ(6)又は(9)の」と、同号ロ(5)中「前号ニ(1)から(9)まで」とあるのは「前号ニ(6)又は(9)の」と、同法第五十二条の六十一の八第一項(利用者に対する説明等)中「第二条第十七項各号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第二項各号」と、同条第二項中「営む」とあるのは「行う」と、同法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項(登録の取消し等)並びに第五十二条の六十一の十八(登録の抹消)中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第一項」と、同法第五十二条の六十一の二十一の見出し及び同条第一項中「会員名簿」とあるのは「協会員名簿」と、同条第三項中「会員でない」とあるのは「協会員(労働金庫法第八十九条の十第二号に規定する協会員をいう。以下同じ。)でない」と、「会員と」とあるのは「協会員と」と、同法第五十二条の六十一の二十六(定款の必要的記載事項)中「第五十二条の六十一の十九第二号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十第二号」と、「第五十二条の六十一の二十第三号」とあるのは「同法第八十九条の十一第三号」と、同法第五十六条第十三号及び第十五号中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第一項

、同号ニ(8)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」とあるのは「労働金庫法」と、「(1)から(7)までの」とあるのは「(5)の」と、同項第二号ロ(4)中「前号ハ(1)から(9)まで」とあるのは「前号ハ(6)又は(9)の」と、同号ロ(5)中「前号ニ(1)から(8)まで」とあるのは「前号ニ(5)又は(8)の」と、同法第五十二条の六十一の八第一項中「第二条第十七項各号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第二項各号」と、同条第二項中「営む」とあるのは「行う」と、同法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項並びに第五十二条の六十一の十八中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第一項」と、同法第五十二条の六十一の二十一の見出し及び同条第一項中「会員名簿」とあるのは「協会員名簿」と、同条第三項中「会員でない」とあるのは「協会員(労働金庫法第八十九条の十第二号に規定する協会員をいう。以下同じ。)でない」と、「会員と」とあるのは「協会員と」と、同法第五十二条の六十一の二十六中「第五十二条の六十一の十九第二号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十第二号」と、「第五十二条の六十一の二十第三号」とあるのは「同法第八十九条の十一第三号」と、同法第五十六条第十三号及び第十五号中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第一項」と、同条第十六号及び第十七号中「第五十二条の六十一の十九」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

」と、同条第十六号及び第十七号中「第五十二条の六十一の十九」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 銀行法第七章の六（第五十二条の六十二（紛争解決等業務を行う者の指定）及び第五十二条の六十七第一項（業務規程）を除く。）（指定紛争解決機関）及び第五十六条（第十九号に係る部分に限る。）の規定は、紛争解決等業務に係るものにあつては紛争解決等業務（第八十九条の十三第一項に規定する紛争解決等業務をいう。）について、指定紛争解決機関に係るものにあつては指定紛争解決機関（同項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。）について、銀行業務に係るものにあつては金庫業務について、それぞれ準用する。

8 前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「内閣府令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」と、「加入銀行」とあるのは「加入金庫」と、「手続実施基本契約」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十三第一項第八号に規定する手続実施基本契約」と、「苦情処理手続」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十三第一項に規定する苦情処理手続」と、「紛争解決手続」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十三第一項に規定する紛争解決手続」と、「銀行業務関連苦情」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十三第二項に規定する金庫業務関連苦情」と、「銀行業務関連紛争」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十三第二項に規定する金庫業務関連紛争」

7 銀行法第七章の六（第五十二条の六十二（紛争解決等業務を行う者の指定）及び第五十二条の六十七第一項（業務規程）を除く。）（指定紛争解決機関）及び第五十六条（第十九号に係る部分に限る。）の規定は、紛争解決等業務に係るものにあつては紛争解決等業務（第八十九条の十三第一項に規定する紛争解決等業務をいう。）について、指定紛争解決機関に係るものにあつては指定紛争解決機関（同項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。）について、銀行業務に係るものにあつては金庫業務について、それぞれ準用する。

8 前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「内閣府令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」と、「加入銀行」とあるのは「加入金庫」と、「手続実施基本契約」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十三第一項第八号に規定する手続実施基本契約」と、「苦情処理手続」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十三第一項に規定する苦情処理手続」と、「紛争解決手続」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十三第一項に規定する紛争解決手続」と、「銀行業務関連苦情」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十三第二項に規定する金庫業務関連苦情」と、「銀行業務関連紛争」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十三第二項に規定する金庫業務関連紛争」

と、銀行法第五十二条の六十三第一項（指定の申請）中「前条第一項」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十三第一項」と、同条第二項第一号中「前条第一項第三号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十三第一項第三号」と、同項第六号中「前条第二項」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十三第三項」と、同法第五十二条の六十五第一項（指定紛争解決機関の業務）中「この法律」とあるのは「労働金庫法」と、同条第二項中「銀行を」とあるのは「労働金庫法第三条に規定する金庫を」と、同法第五十二条の六十六（苦情処理手続又は紛争解決手続の業務の委託）中「他の法律」とあるのは「労働金庫法以外の法律」と、同法第五十二条の六十七第二項中「前項第一号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十四第一号」と、同条第三項中「第一項第二号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十四第二号」と、「銀行」とあるのは「同法第三条に規定する金庫」と、同条第四項中「第一項第三号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十四第三号」と、同条第五項中「第一項第四号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十四第四号」と、同項第一号中「同項第五号」とあるのは「同条第五号」と、同法第五十二条の七十四第二項（時効の完成猶予）中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十三第一項」と、同法第五十二条の七十九第一号（手続実施基本契約の締結等の届出）中「銀行」とあるのは「労働金庫法第三条に規定する金庫」と、同法第五十二条の八十二第二項第一号（業務改善命令）中「第五十二条の六十二第一項第五号から第七号までに掲げる要件（）」とあるのは「労働金

と、銀行法第五十二条の六十三第一項中「前条第一項」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十三第一項」と、同条第二項第一号中「前条第一項第三号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十三第一項第三号」と、同項第六号中「前条第二項」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十三第三項」と、同法第五十二条の六十五第一項中「この法律」とあるのは「労働金庫法」と、同条第二項中「銀行を」とあるのは「労働金庫法第三条に規定する金庫を」と、同法第五十二条の六十六中「他の法律」とあるのは「労働金庫法以外の法律」と、同法第五十二条の六十七第二項中「前項第一号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十四第一号」と、同条第三項中「第一項第二号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十四第二号」と、「銀行」とあるのは「同法第三条に規定する金庫」と、同条第四項中「第一項第三号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十四第三号」と、同条第五項中「第一項第四号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十四第四号」と、同項第一号中「同項第五号」とあるのは「同条第五号」と、同法第五十二条の七十四第二項中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十三第一項」と、同法第五十二条の七十九第一号中「銀行」とあるのは「労働金庫法第三条に規定する金庫」と、同法第五十二条の八十二第二項第一号中「第五十二条の六十二第一項第五号から第七号までに掲げる要件（）」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十三第一項第五号から第七号までに掲げる要件（）」と、「又は第五十二条の六十二第一項第五号」とあるのは「又は同法第八十九条の十三第一項第五号

庫法第八十九条の十三第一項第五号から第七号までに掲げる要件（
「と、「又は第五十二条の六十二第一項第五号」とあるのは「又は
同法第八十九条の十三第一項第五号」と、同法第五十二条の八十三
第三項（紛争解決等業務の休廃止）中「他の法律」とあるのは「労
働金庫法以外の法律」と、同法第五十二条の八十四第一項（指定の
取消し等）中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「労働
金庫法第八十九条の十三第一項」と、同項第一号中「第五十二条の
六十二第一項第二号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十三第
一項第二号」と、同項第二号中「第五十二条の六十二第一項」とあ
るのは「労働金庫法第八十九条の十三第一項」と、同条第二項第一
号中「第五十二条の六十二第一項第五号」とあるのは「労働金庫法
第八十九条の十三第一項第五号」と、「第五十二条の六十二第一項
の」とあるのは「同法第八十九条の十三第一項の」と、同条第三項
及び同法第五十六条第十九号中「第五十二条の六十二第一項」とあ
るのは「労働金庫法第八十九条の十三第一項」と読み替えるものと
するほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

「と、同法第五十二条の八十三第三項中「他の法律」とあるのは「
労働金庫法以外の法律」と、同法第五十二条の八十四第一項中「
第五十二条の六十二第一項」とあるのは「労働金庫法第八十九条
の十三第一項」と、同項第一号中「第五十二条の六十二第一項第二
号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十三第一項第二号」と、
同項第二号中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「労働金庫
法第八十九条の十三第一項」と、同条第二項第一号中「第五十二条
の六十二第一項第五号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十三
第一項第五号」と、「第五十二条の六十二第一項の」とあるのは「
同法第八十九条の十三第一項の」と、同条第三項及び同法第五十六
条第十九号中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「労働金庫
法第八十九条の十三第一項」と読み替えるものとするほか、必要な
技術的読替えは、政令で定める。

改正案	現行
<p>（銀行の子会社の範囲等）</p> <p>第十六条の二 銀行は、次に掲げる会社（以下この条及び次条第一項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 金融商品取引法第十二項（定義）に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業（同条第十一項に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいずれかを営む業務に係るものに限る。以下この号において同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）</p> <p>イ 金融商品取引法第二十一条第一号に掲げる行為</p> <p>ロ 金融商品取引法第十七条に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介（ハに掲げる行為に該当するものを除く。）</p> <p>ハ 金融商品取引法第二十八条第八項第三号又は第五号に掲げる行為の委託の媒介</p> <p>ニ 金融商品取引法第二十一条第三号に掲げる行為</p>	<p>（銀行の子会社の範囲等）</p> <p>第十六条の二 銀行は、次に掲げる会社（以下この条及び次条第一項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 金融商品取引法第十二項（定義）に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業（同条第十一項（定義）に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいずれかを営む業務に係るものに限る。以下この号において同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）</p> <p>イ 金融商品取引法第二十一条第一号（定義）に掲げる行為</p> <p>ロ 金融商品取引法第十七条（定義）に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロ（定義）に規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介（ハに掲げる行為に該当するものを除く。）</p> <p>ハ 金融商品取引法第二十八条第八項第三号又は第五号（通則）に掲げる行為の委託の媒介</p> <p>ニ 金融商品取引法第二十一条第三号（定義）に掲げる行為</p>

四の二 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一

（新設）

号）第十一条第六項（定義）に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行う業務に係るものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの
イ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第一号に掲げる行為

ロ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。）

ハ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第三号に掲げる行為

五〇八（略）

九 保険業（保険業法第二条第一項に規定する保険業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（第七号に掲げる会社に該当するものを除く。）

十 信託業（信託業法第二条第一項に規定する信託業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（第七号に掲げる会社に該当するものを除く。）

十一〇十四（略）

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

五〇八（略）

九 保険業（保険業法第二条第一項（定義）に規定する保険業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（第七号に掲げる会社に該当するものを除く。）

十 信託業（信託業法第二条第一項（定義）に規定する信託業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（第七号に掲げる会社に該当するものを除く。）

十一〇十四（略）

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇七 (略)

八 信託子会社等 銀行の子会社である次に掲げる会社

イ 兼営法第一条第一項の認可を受けて信託業務を営む銀行（以下「信託兼営銀行」という。）

ロニ (略)

三〇12 (略)

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第五十二条の二十三 銀行持株会社は、銀行及び次に掲げる会社（以下この条及び次条第二項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一〇三 (略)

三の二 第十六条の二第一項第四号の二に掲げる会社

四〇十三 (略)

二〇10 (略)

(廃業等の届出)

第五十二条の五十二 銀行代理業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 銀行代理業を廃止したとき、又は会社分割により銀行代理業の全部の承継をさせたとき、若しくは銀行代理業の全部の譲渡をしたとき。その銀行代理業を廃止し、又は承継をさせ若しくは譲渡

一〇七 (略)

八 信託子会社等 銀行の子会社である次に掲げる会社

イ 兼営法第一条第一項（兼営の認可）の認可を受けて信託業務を営む銀行（以下「信託兼営銀行」という。）

ロニ (略)

三〇12 (略)

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第五十二条の二十三 銀行持株会社は、銀行及び次に掲げる会社（以下この条及び次条第二項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一〇三 (略)

(新設)

四〇十三 (略)

二〇10 (略)

(廃業等の届出)

第五十二条の五十二 銀行代理業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 銀行代理業を廃止したとき、又は会社分割により銀行代理業の全部の承継をさせたとき若しくは銀行代理業の全部の譲渡をしたとき。その銀行代理業を廃止し、又は承継をさせ若しくは譲渡

をした個人又は法人

二 銀行代理業者である個人が死亡したとき、その相続人

三 銀行代理業者である法人が合併により消滅したとき、その法人を代表する役員であつた者

四 銀行代理業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき、その破産管財人

五 銀行代理業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき、その清算人

六 金融サービスの提供に関する法律第十二条（登録）の登録（預金等媒介業務（同法第十一条第二項（定義）に規定する預金等媒介業務をいう。以下この号及び第五十二条の六十一第一項において同じ。）の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項（変更登録等）の変更登録（預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき、当該登録又は変更登録を受けた者

（適用除外）

第五十二条の六十一 第五十二条の三十六第一項の規定にかかわらず、銀行等（銀行その他政令で定める金融業を行う者をいい、金融サービスの提供に関する法律第十二条（登録）の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者を除く。以下この条において同じ。）は、銀行代理業を営むことができる。

2・3 (略)

をした個人又は法人

二 銀行代理業者である個人が死亡したとき、その相続人

三 銀行代理業者である法人が合併により消滅したとき、その法人を代表する役員であつた者

四 銀行代理業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき、その破産管財人

五 銀行代理業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき、その清算人

（新設）

（適用除外）

第五十二条の六十一 第五十二条の三十六第一項の規定にかかわらず、銀行等（銀行その他政令で定める金融業を行う者をいう。以下この条において同じ。）は、銀行代理業を営むことができる。

2・3 (略)

(登録の拒否)

第五十二条の六十一の五 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第五十二条の六十一の三第一項の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 次のいずれかに該当する者

イ〜ハ (略)

ニ 次に掲げる命令を受け、その命令の日から五年を経過しない者

(1) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第二項(監督

上の処分)の規定による電子決済等代行業の廃止の命令

(2)〜(8) (略)

(9) 農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、金融サービスの提供に関する法律、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定による(1)から(8)までの業務と同種類の業務の廃止の命令

ホ この法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、金融サービスの提供に関する法律、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法

(登録の拒否)

第五十二条の六十一の五 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第五十二条の六十一の三第一項の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 次のいずれかに該当する者

イ〜ハ (略)

ニ 次に掲げる命令を受け、その命令の日から五年を経過しない者

(新設)

(1)〜(7) (略)

(8) 農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定による(1)から(7)までの業務と同種類の業務の廃止の命令

ホ この法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、

<p>令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>二 法人である場合においては、次のいずれかに該当する者</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 役員のうち次のいずれかに該当する者のある者</p> <p>(1) (4) (略)</p> <p>(5) 法人が前号二(1)から(9)までに掲げる命令を受けた場合において、その命令の日前三十日以内にその法人の役員であった者で、その命令の日から五年を経過しない者</p> <p>(6) (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>二 法人である場合においては、次のいずれかに該当する者</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 役員のうち次のいずれかに該当する者のある者</p> <p>(1) (4) (略)</p> <p>(5) 法人が前号二(1)から(8)までに掲げる命令を受けた場合において、その命令の日前三十日以内にその法人の役員であった者で、その命令の日から五年を経過しない者</p> <p>(6) (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

改正案	現行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第六条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 第二十四条の六の四第一項、第二十四条の六の五第一項若しくは第二十四条の六の六第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により登録を取り消され、又は金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第三十八条第一項（第二号から第四号までを除く。）の規定により同法第十二条の登録（貸金業貸付媒介業務（同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。第十条第一項第六号及び第二十四条の二十七第一項第三号において同じ。）の種別に係るものに限る。）を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の日から三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消の日から五年を経過しないものを含む。）</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第六条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 第二十四条の六の四第一項、第二十四条の六の五第一項又は第二十四条の六の六第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により登録を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の日から三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消の日から五年を経過しないものを含む。）</p>

四 (略)

五 この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律（昭和四十七年法律第二百二号）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）

（若しくは金融サービスの提供に関する法律の規定に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令（昭和二十一年勅令第一百八号）第十二条の規定に違反し、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

六 六十六 (略)

2 4 (略)

(廃業等の届出)

第十条 貸金業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、その日（第一号の場合にあつては、その事実を知つた日）から三十日以内に、その旨をその登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

一 五 (略)

六 金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（貸金業貸付

四 (略)

五 この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律（昭和四十七年法律第二百二号）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令（昭和二十一年勅令第一百八号）第十二条の規定に違反し、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

六 六十六 (略)

2 4 (略)

(廃業等の届出)

第十条 貸金業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、その日（第一号の場合にあつては、その事実を知つた日）から三十日以内に、その旨をその登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

一 五 (略)

(新設)

媒介業務の種別に係るものに限る。)又は同法第十六条第一項の
変更登録(貸金業貸付媒介業務の種別の追加に係るものに限る。
)を受けた場合 当該登録又は変更登録を受けた者

2・3 (略)

(登録の拒否)

第二十四条の二十七 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のい
れかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうち
に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき
は、主任者登録を拒否しなければならない。

一・二 (略)

三 第二十四条の六の四第一項、第二十四条の六の五第一項若しく
は第二十四条の六の六第一項(第一号に係る部分に限る。)の規
定により第三条第一項の登録を取り消され、又は金融サービスの
提供に関する法律第三十八条第一項(第二号から第四号までを除
く。)の規定により同法第十二条の登録(貸金業貸付媒介業務の
種別に係るものに限る。)を取り消され、その取消しの日から五
年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合
においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前
六十日以内にその法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執
行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、いかなる名
称を有する者であるかを問わず、法人に対し、これらの者と同等
以上の支配力を有するものと認められる者として内閣府令で定め

2・3 (略)

(登録の拒否)

第二十四条の二十七 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のい
れかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうち
に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき
は、主任者登録を拒否しなければならない。

一・二 (略)

三 第二十四条の六の四第一項、第二十四条の六の五第一項又は第
二十四条の六の六第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定に
より第三条第一項の登録を取り消され、その取消しの日から五年
を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合に
おいては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六
十日以内にその法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行
役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、いかなる名称
を有する者であるかを問わず、法人に対し、これらの者と同等以
上の支配力を有するものと認められる者として内閣府令で定める
ものを含む。)であつた者で当該取消しの日から五年を経過しな
いもの)

るものを含む。)であつた者で当該取消の日から五年を経過しないもの)

四 (略)

五 この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。)若しくは金融サービスの提供に関する法律の規定に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令第十二条の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

2 (略)

(協会の資格及び協会への加入の制限)

第三十七条 協会の協会員は、貸金業者又は貸金業に類するものとして内閣府令で定める業務を行う者に限る。

2 協会は、全ての貸金業者のうち政令で定める割合以上の貸金業者をその協会員としなければならない。

3～8 (略)

四 (略)

五 この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。)に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令第十二条の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

2 (略)

(協会の資格及び協会への加入の制限)

第三十七条 協会の協会員は、貸金業者に限る。

2 協会は、すべての貸金業者のうち政令で定める割合以上の貸金業者をその協会員としなければならない。

3～8 (略)

改正案	現行
<p>（保険会社の子会社の範囲等）</p> <p>第六六条 保険会社は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。</p> <p>一〜五 （略）</p> <p>六 金融商品取引法第十二項（定義）に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業（同条第十一項に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいずれかを業として行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら行うもの（以下「証券仲介専門会社」という。）</p> <p>イ 金融商品取引法第二条第十一項第一号に掲げる行為</p> <p>ロ 金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介（ハに掲げる行為に該当するものを除く。）</p> <p>ハ 金融商品取引法第二十八条第八項第三号又は第五号に掲げる行為の委託の媒介</p> <p>ニ 金融商品取引法第二条第十一項第三号に掲げる行為</p> <p>六の二 金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律</p>	<p>（保険会社の子会社の範囲等）</p> <p>第六六条 保険会社は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。</p> <p>一〜五 （略）</p> <p>六 金融商品取引法第二条第十二項（定義）に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業（同条第十一項（定義）に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいずれかを業として行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら行うもの（以下「証券仲介専門会社」という。）</p> <p>イ 金融商品取引法第二条第十一項（定義）に掲げる行為</p> <p>ロ 金融商品取引法第二条第十七項（定義）に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロ（定義）に規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介（ハに掲げる行為に該当するものを除く。）</p> <p>ハ 金融商品取引法第二十八条第八項第三号又は第五号（通則）に掲げる行為の委託の媒介</p> <p>ニ 金融商品取引法第二条第十一項第三号（定義）に掲げる行為（新設）</p>

(平成十二年法律第百一号) 第十一条第六項(定義)に規定する金融サービス仲介業者をいう。次編及び第三百九条第一項第六号において同じ。)のうち、有価証券等仲介業務(同法第十一条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいづれかを行うものに限る。以下この号において同じ。)のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの

イ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第一号に掲げる行為

ロ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第二号に掲げる行為(前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。)

ハ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第三号に掲げる行為

七〇十五 (略)

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇七 (略)

八 信託子会社等 保険会社の子会社である次に掲げる会社

イ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けて信託業務を営む銀行(以下この号において「信託兼営銀行」という。)

ロ〇二 (略)

(平成十二年法律第百一号) 第十一条第六項(定義)に規定する金融サービス仲介業者をいう。次編及び第三百九条第一項第六号において同じ。)のうち、有価証券等仲介業務(同法第十一条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいづれかを行うものに限る。以下この号において同じ。)のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの

イ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第一号に掲げる行為

ロ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第二号に掲げる行為(前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。)

ハ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第三号に掲げる行為

七〇十五 (略)

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇七 (略)

八 信託子会社等 保険会社の子会社である次に掲げる会社

イ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項(兼営の認可)の認可を受けて信託業務を営む銀行(以下この号において「信託兼営銀行」という。)

ロ〇二 (略)

3～11 (略)

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百七十一条の二十二 保険持株会社は、次に掲げる会社以外の会社を子会社としようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

一～六 (略)

六の二 第六十六条第一項第六号の二に掲げる会社

七～十五 (略)

2～6 (略)

(登録の拒否)

第二百七十二条の四 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第二百七十二条の二第一項の登録申請書若しくは同条第二項の添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一～六 (略)

七 第三百三十三条若しくは第三百三十四条の規定により第三条第一項の免許を取り消され、第二百七十二条の二十六第一項若しくは第二百七十二条の二十七の規定により第二百七十二条第一項の登録を取り消され、若しくは第三百七条第一項の規定により第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消された場合若しくは

3～11 (略)

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百七十一条の二十二 保険持株会社は、次に掲げる会社以外の会社を子会社としようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

一～六 (略)

(新設)

七～十五 (略)

2～6 (略)

(登録の拒否)

第二百七十二条の四 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第二百七十二条の二第一項の登録申請書若しくは同条第二項の添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一～六 (略)

七 第三百三十三条若しくは第三百三十四条の規定により第三条第一項の免許を取り消され、第二百七十二条の二十六第一項若しくは第二百七十二条の二十七の規定により第二百七十二条第一項の登録を取り消され、若しくは第三百七条第一項の規定により第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消された場合又はこ

は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項(第二号、第四号及び第五号を除く。)(監督上の処分)の規定により同法第十二条(登録)の登録(保険媒介業務(同法第十一条第三項(定義)に規定する保険媒介業務をいう。以下同じ。))の種別に係るものに限る。)を取り消された場合又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録(当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない株式会社等

八 この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない株式会社等

九 (略)

十 取締役、執行役、会計参与又は監査役のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社等

イ・ロ (略)

ハ 第三百三十三条若しくは第三百三十四条の規定により第三条第一項の免許を取り消され、第二百五条若しくは第二百六条の規定により第八十五条第一項の免許を取り消され、第二百三十一

の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録(当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない株式会社等

八 この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない株式会社等

九 (略)

十 取締役、執行役、会計参与又は監査役のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社等

イ・ロ (略)

ハ 第三百三十三条若しくは第三百三十四条の規定により第三条第一項の免許を取り消され、第二百五条若しくは第二百六条の規定により第八十五条第一項の免許を取り消され、第二百三十一

条若しくは第二百三十二条の規定により第二百十九条第一項の免許を取り消され、第二百七十二條の二十六第一項若しくは第二百七十二條の二十七の規定により第二百七十二條第一項の登録を取り消され、若しくは第三百七条第一項の規定により第二百七十六條若しくは第二百八十六條の登録を取り消された場合（若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八條第一項（第二号、第四号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二條の登録（保険媒介業務の種別に係るものに限る。）を取り消された場合又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその会社の取締役、執行役、会計参与若しくは監査役又は日本における代表者であつた者（これらに類する役職にあつた者を含む。）でその取消しの日から五年を経過しない者

二 第三百七条第一項の規定により第二百七十六條若しくは第二百八十六條の登録を取り消された場合若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八條第一項（第二号、第四号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二條の登録（保険媒介業務の種別に係るものに限る。）を取り消された場合又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当

条若しくは第二百三十二条の規定により第二百十九条第一項の免許を取り消され、第二百七十二條の二十六第一項若しくは第二百七十二條の二十七の規定により第二百七十二條第一項の登録を取り消され、若しくは第三百七条第一項の規定により第二百七十六條若しくは第二百八十六條の登録を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその会社の取締役、執行役、会計参与若しくは監査役又は日本における代表者であつた者（これらに類する役職にあつた者を含む。）でその取消しの日から五年を経過しない者

二 第三百七条第一項の規定により第二百七十六條若しくは第二百八十六條の登録を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

該登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ホ 第百三十三条の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役、第二百五条若しくは第二百三十一条の規定により解任を命ぜられた日本における代表者若しくは第二百七十二条の二十六第二項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項の規定により解任を命ぜられた役員又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役若しくは日本における代表者(これらに類する役職にあつた者を含む。)で、その処分を受けた日から五年を経過しない者

へ (略)

十一・十二 (略)

2 (略)

第二百七十二条の三十三 内閣総理大臣は、第二百七十二条の三十一第一項又は第二項ただし書の承認の申請があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを承認しなければならない。

一 当該承認の申請をした者(以下この条において「申請者」という。)が会社その他の法人である場合又は当該承認を受けて会社その他の法人が設立される場合にあつては、次のいずれかに該当

ホ 第百三十三条の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役

、会計参与若しくは監査役、第二百五条若しくは第二百三十一条の規定により解任を命ぜられた日本における代表者、第二百七十二条の二十六第二項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役又はこの法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役若しくは日本における代表者(これらに類する役職にあつた者を含む。)で、その処分を受けた日から五年を経過しない者

へ (略)

十一・十二 (略)

2 (略)

第二百七十二条の三十三 内閣総理大臣は、第二百七十二条の三十一第一項又は第二項ただし書の承認の申請があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを承認しなければならない。

一 当該承認の申請をした者(以下この条において「申請者」という。)が会社その他の法人である場合又は当該承認を受けて会社その他の法人が設立される場合にあつては、次のいずれかに該当

するとき。

イ・ロ (略)

ハ 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 第三百三十三条若しくは第三百三十四条の規定により第三条第一項の免許を取り消され、第二百五条若しくは第二百六条の規定により第八十五条第一項の免許を取り消され、第二十三条若しくは第三十二条の規定により第二十九条第一項の免許を取り消され、第二百七十二条の二十六第一項若しくは第二百七十二条の二十七の規定により第二百七十二条第一項の登録を取り消され、若しくは第三百七条第一項の規定により第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消された場合若しくは金融サービスの提供に関する法律(第三十八条第一項(第二号、第四号及び第五号を除く。)(監督上の処分)の規定により同法第十二条(登録)の登録(保険媒介業務の種類に係るものに限る。))を取り消された場合又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録(当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。))を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

(2)・(3) (略)

二 (略)

2 (略)

するとき。

イ・ロ (略)

ハ 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 第三百三十三条若しくは第三百三十四条の規定により第三条第一項の免許を取り消され、第二百五条若しくは第二百六条の規定により第八十五条第一項の免許を取り消され、第二十三条若しくは第三十二条の規定により第二十九条第一項の免許を取り消され、第二百七十二条の二十六第一項若しくは第二百七十二条の二十七の規定により第二百七十二条第一項の登録を取り消され、若しくは第三百七条第一項の規定により第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録(当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。))を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

(2)・(3) (略)

二 (略)

2 (略)

(登録の拒否)

第二百七十九条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一・二 (略)

三 この法律若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

四 第三百七条第一項の規定により第二百七十六条の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項(第二号、第四号及び第五号を除く。)(監督上の処分)の規定により同法第十二条(登録)の登録(保険媒介業務の種別に係るものに限る。)を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。)(又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。以下この号において

(登録の拒否)

第二百七十九条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一・二 (略)

三 この法律又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

四 第三百七条第一項の規定により第二百七十六条の登録を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。)(又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。以下この号において「登録等」という。)(を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者(当該登録等を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。)(

「登録等」という。)を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者(当該登録等を取り消された者が法人である場合において、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。)

五 (略)

六 申請の日前三年以内に保険募集又は保険媒介業務に關し著しく不適當な行為をした者

七 保険仲立人若しくはその役員若しくは保険募集を行う使用人又は金融サービス仲介業者(保険媒介業務を行う者に限る。第十一号口において同じ。)の役員若しくは保険契約の締結の媒介を行う使用人

八 營業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号、次号又は第十一号口のいずれかに該当するもの

九 (略)

十 個人でその保険募集を行う使用人のうちに第七号又は次号口に該当する者のあるもの

十一 法人でその役員又は保険募集を行う使用人のうちに次のいずれかに該当する者のあるもの

イ 第七号に該当する者

ロ 金融サービス仲介業者

254 (略)

五 (略)

六 申請の日前三年以内に保険募集に關し著しく不適當な行為をした者

七 保険仲立人又はその役員若しくは保険募集を行う使用人

八 營業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

九 (略)

十 個人でその保険募集を行う使用人のうちに第七号に該当する者のあるもの

十一 法人でその役員又は保険募集を行う使用人のうちに第七号に該当する者のあるもの

(新設)

(新設)

254 (略)

(変更等の届出等)

第二百八十条 特定保険募集人が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 第二百七十七条第一項各号に掲げる事項について変更があったとき 当該変更に係る特定保険募集人
- 二 保険募集の業務を廃止したとき 特定保険募集人であった個人又は特定保険募集人であった法人を代表する役員
- 三 特定保険募集人である個人が死亡したとき その相続人
- 四 特定保険募集人である法人について破産手続開始の決定があったとき その破産管財人
- 五 特定保険募集人である法人が合併（法人でない社団又は財団にあつては、合併に相当する行為。次号において同じ。）により消滅したとき その法人を代表する役員であった者
- 六 特定保険募集人である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散（法人でない社団又は財団にあつては、解散に相当する行為）をしたとき その清算人（法人でない社団又は財団にあつては、その代表者又は管理人であつた者）
- 七 金融サービスの提供に関する法律第十二条（登録）の登録（保険媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項（変更登録等）の変更登録（保険媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき 当該登録又は変更登録を受けた者

2

(略)

(変更等の届出等)

第二百八十条 特定保険募集人が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 第二百七十七条第一項各号に掲げる事項について変更があったとき 当該変更に係る特定保険募集人
- 二 保険募集の業務を廃止したとき 特定保険募集人であった個人又は特定保険募集人であった法人を代表する役員
- 三 特定保険募集人である個人が死亡したとき その相続人
- 四 特定保険募集人である法人について破産手続開始の決定があったとき その破産管財人
- 五 特定保険募集人である法人が合併（法人でない社団又は財団にあつては、合併に相当する行為。次号において同じ。）により消滅したとき その法人を代表する役員であった者
- 六 特定保険募集人である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散（法人でない社団又は財団にあつては、解散に相当する行為）をしたとき その清算人（法人でない社団又は財団にあつては、その代表者又は管理人であつた者）

(新設)

2

(略)

3 特定保険募集人が第一項第二号から第七号までのいずれかに該当することとなったときは、当該特定保険募集人の登録は、その効力を失う。

(登録の拒否)

第二百八十九条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一・二 (略)

三 この法律若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

四 第三百七条第一項の規定により第二百八十六条の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項(第二号、第四号及び第五号を除く。)(監督上の処分)の規定により同法第十二条(登録)の登録(保険媒介業務の種別に係るものに限る。)を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。)又はこの法

3 特定保険募集人が第一項第二号から第六号までのいずれかに該当することとなったときは、当該特定保険募集人の登録は、その効力を失う。

(登録の拒否)

第二百八十九条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一・二 (略)

三 この法律又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

四 第三百七条第一項の規定により第二百八十六条の登録を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。)又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。以下この号において「登録等」という。)を取り消され、その取消しの日から三年を経過

律若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。以下この号において「登録等」という。）を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者（当該登録等を取り消された者が法人である場合において、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。）

五 (略)

六 申請の日前三年以内に保険募集又は保険媒介業務に関し著しく不適当な行為をした者

七 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）若しくは保険募集人（損害保険代理店の使用人については、保険募集を行う者に限る。）又は金融サービス仲介業者（保険媒介業務を行う者に限る。第九号ハにおいて同じ。）の役員若しくは保険契約の締結の媒介を行う使用人

八 個人でその保険募集を行う使用人のうちに前各号又は次号ハのいずれかに該当する者のあるもの

九 法人でその役員又は保険募集を行う使用人のうちに次のいずれかに該当するもの

イ・ロ (略)

ハ 金融サービス仲介業者

十 (略)

2
5
4 (略)

しない者（当該登録等を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。）

五 (略)

六 申請の日前三年以内に保険募集に関し著しく不適当な行為をした者

七 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）又は保険募集人（損害保険代理店の使用人については、保険募集を行う者に限る。）

八 個人でその保険募集を行う使用人のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるもの

九 法人でその役員又は保険募集を行う使用人のうちに次のいずれかに該当するもの

イ・ロ (略)

(新設)

十 (略)

2
5
4 (略)

(変更等の届出等)

第二百九十条 保険仲立人が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 第二百八十七条第一項各号に掲げる事項について変更があつたとき 当該変更に係る保険仲立人
- 二 保険募集の業務を廃止したとき 保険仲立人であつた個人又は保険仲立人であつた法人を代表する役員
- 三 保険仲立人である個人が死亡したとき その相続人
- 四 保険仲立人である法人について破産手続開始の決定があつたとき 其の破産管財人
- 五 保険仲立人である法人が合併（法人でない社団又は財団にあつては、合併に相当する行為。次号において同じ。）により消滅したとき 其の法人を代表する役員であつた者
- 六 保険仲立人である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散（法人でない社団又は財団にあつては、解散に相当する行為）をしたとき 其の清算人（法人でない社団又は財団にあつては、その代表者又は管理人であつた者）

七 金融サービスの提供に関する法律第十二条（登録）の登録（保

険媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項（変更登録等）の変更登録（保険媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき 当該登録又は変更登録を受けた者

(変更等の届出等)

第二百九十条 保険仲立人が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 第二百八十七条第一項各号に掲げる事項について変更があつたとき 当該変更に係る保険仲立人
- 二 保険募集の業務を廃止したとき 保険仲立人であつた個人又は保険仲立人であつた法人を代表する役員
- 三 保険仲立人である個人が死亡したとき その相続人
- 四 保険仲立人である法人について破産手続開始の決定があつたとき 其の破産管財人
- 五 保険仲立人である法人が合併（法人でない社団又は財団にあつては、合併に相当する行為。次号において同じ。）により消滅したとき 其の法人を代表する役員であつた者
- 六 保険仲立人である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散（法人でない社団又は財団にあつては、解散に相当する行為）をしたとき 其の清算人（法人でない社団又は財団にあつては、その代表者又は管理人であつた者）

(新設)

<p>2 (略)</p> <p>3 保険仲立人が第一項第二号から第七号までのいずれかに該当することとなったときは、当該保険仲立人の登録は、その効力を失う。</p> <p>(保険契約の申込みの撤回等)</p> <p>第三百九条 保険会社等若しくは外国保険会社等に対し保険契約の申込みをした者又は保険契約者（以下この条において「申込者等」という。）は、次に掲げる場合を除き、書面によりその保険契約の申込みの撤回又は解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 申込者等が保険会社等、外国保険会社等、特定保険募集人若しくは保険仲立人又は金融サービス仲介業者（保険媒介業務を行う者に限る。）の営業所、事務所その他の場所において保険契約の申込みをした場合その他の場合で、申込者等の保護に欠けるおそれがないと認められるものとして政令で定める場合</p> <p>2～10 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 保険仲立人が第一項第二号から第六号までのいずれかに該当することとなったときは、当該保険仲立人の登録は、その効力を失う。</p> <p>(保険契約の申込みの撤回等)</p> <p>第三百九条 保険会社等若しくは外国保険会社等に対し保険契約の申込みをした者又は保険契約者（以下この条において「申込者等」という。）は、次に掲げる場合を除き、書面によりその保険契約の申込みの撤回又は解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 申込者等が保険会社等、外国保険会社等、特定保険募集人又は保険仲立人の営業所、事務所その他の場所において保険契約の申込みをした場合その他の場合で、申込者等の保護に欠けるおそれがないと認められるものとして政令で定める場合</p> <p>2～10 (略)</p>
--	--

改正案	現行
<p>(業務の範囲) 第五十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 農林中央金庫は、前項第二号に掲げる業務を営もうとするときは、次に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業を営む者（金融商品仲介業者（同法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。）又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいう。第七十二条第一項第三号の二において同じ。）を行う者に限る。）のうち主務省令で定めるものに該当する者を除く。）</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 前二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる</p> <p>一 短期社債等 次に掲げるものをいう。</p>	<p>(業務の範囲) 第五十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 農林中央金庫は、前項第二号に掲げる業務を営もうとするときは、次に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業を営む者（同法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者のうち主務省令で定めるものに該当する者を除く。）</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 前二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる</p> <p>一 短期社債等 次に掲げるものをいう。</p>

イ〜へ (略)

ト その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

(1)〜(3) (略)

一の二〜六 (略)

7・8 (略)

(農林中央金庫の子会社の範囲等)

第七十二条 農林中央金庫は、次に掲げる会社（以下「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一〜三 (略)

三の二 金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの

イ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第一号に掲げる行為

ロ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。）

イ〜へ (略)

ト その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

(1)〜(3) (略)

一の二〜六 (略)

7・8 (略)

(農林中央金庫の子会社の範囲等)

第七十二条 農林中央金庫は、次に掲げる会社（以下「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一〜三 (略)

(新設)

ハ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第三号に掲げる行為

四〇十一 (略)

二〇一五 (略)

(適用除外)

第九十五条の三 前条第一項の規定にかかわらず、銀行等（銀行その他政令で定める金融業を行う者をいい、金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（同法第十一条第二項に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者を除く。以下この条において同じ。）は、農林中央金庫代理業を営むことができる。

二〇三 (略)

(農林中央金庫電子決済等代行業に関する銀行法の準用)

第九十五条の五の十 (略)

2 前項の場合において、同項に規定する規定（銀行法第五十二条の六十一の二十一を除く。）中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「農林中央金庫電子決済等代行業者登録簿」と、「この法律」とあるのは「農林中央金庫法」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の三第一項中「前条」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項」と

四〇十一 (略)

二〇一五 (略)

(適用除外)

第九十五条の三 前条第一項の規定にかかわらず、銀行等（銀行その他政令で定める金融業を行う者をいう。以下この条において同じ。）は、農林中央金庫代理業を営むことができる。

二〇三 (略)

(農林中央金庫電子決済等代行業に関する銀行法の準用)

第九十五条の五の十 (略)

2 前項の場合において、同項に規定する規定（銀行法第五十二条の六十一の二十一を除く。）中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「農林中央金庫電子決済等代行業者登録簿」と、「この法律」とあるのは「農林中央金庫法」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の三第一項中「前条」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項」と

、同法第五十二条の六十一の四第一項中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ中「次に」とあるのは「(7)又は(9)」と、同号ハ(9)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する」とあるのは「(1)から(8)までの」とあるのは「(7)の」と、同号ニ中「次に」とあるのは「(7)又は(9)」と、同号ニ(9)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、金融サービスの提供に関する法律、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」とあるのは「農林中央金庫法」と、「(1)から(8)までの」とあるのは「(7)の」と、同項第二号ロ(4)中「前号ハ(1)から(9)まで」とあるのは「前号ハ(7)又は(9)」と、同号ロ(5)中「前号ニ(1)から(9)まで」とあるのは「前号ニ(7)又は(9)」と、同法第五十二条の六十一の八第一項中「第二条第十七項各号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の二第二項各号」と、同法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項並びに第五十二条の六十一の十八中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の二十一の見出し及び同条第一項中「会員名簿」とあるのは「協会員名簿」と、同条第三項中「会員でない」とあるのは「協会員（農林中央金庫法第九十五条の五の七第二号に規定する協会員をいう。以下同じ。）でない」と、「会員」とあるのは

、同法第五十二条の六十一の四第一項中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ中「次に」とあるのは「(7)又は(9)」と、同号ハ(9)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する」とあるのは「(1)から(8)までの」とあるのは「(7)の」と、同号ニ中「次に」とあるのは「(6)又は(8)」と、同号ニ(8)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」とあるのは「農林中央金庫法」と、「(1)から(7)までの」とあるのは「(6)の」と、同項第二号ロ(4)中「前号ハ(1)から(9)まで」とあるのは「前号ハ(7)又は(9)」と、同号ロ(5)中「前号ニ(1)から(8)まで」とあるのは「前号ニ(6)又は(8)」と、同法第五十二条の六十一の八第一項中「第二条第十七項各号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の二第二項各号」と、同法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項並びに第五十二条の六十一の十八中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の二十一の見出し及び同条第一項中「会員名簿」とあるのは「協会員名簿」と、同条第三項中「会員でない」とあるのは「協会員（農林中央金庫法第九十五条の五の七第二号に規定する協会員をいう。以下同じ。）でない」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条

は「協会員と」と、同法第五十二条の六十一の二十六中「第五十二条の六十一の十九第二号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の七第二号」と、「第五十二条の六十一の二十第三号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の八第三号」と、同法第五十二条第五項中「第五十二条の六十一の十第一項」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の三第一項又は第九十五条の五の五第一項」と、同法第五十六条第十三号及び第十五号中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項」と、同条第十六号及び第十七号中「第五十二条の六十一の十九」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の七」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

の六十一の二十六中「第五十二条の六十一の十九第二号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の七第二号」と、「第五十二条の六十一の二十第三号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の八第三号」と、同法第五十三条第五項中「第五十二条の六十一の十第一項」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の三第一項又は第九十五条の五の五第一項」と、同法第五十六条第十三号及び第十五号中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項」と、同条第十六号及び第十七号中「第五十二条の六十一の十九」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の七」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

改正案	現行
<p>(業務の範囲) 第二十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 商工組合中央金庫は、政令で定めるところにより、第一項第二号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、融資対象団体等以外のものであつて次に掲げるものに対して資金の貸付け又は手形の割引を営むことができる。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p>七 金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業を営む者（金融商品仲介業者（同法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。）又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいう。第三十九条第一項第二号の二において同じ。）を行う者に限る。）のうち主務省令で定めるものに該当する者を除く。）</p> <p>八・九 (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 前三項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定</p>	<p>(業務の範囲) 第二十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 商工組合中央金庫は、政令で定めるところにより、第一項第二号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、融資対象団体等以外のものであつて次に掲げるものに対して資金の貸付け又は手形の割引を営むことができる。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p>七 金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業を営む者（同法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者のうち主務省令で定めるものに該当する者を除く。）</p> <p>八・九 (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 前三項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定</p>

めるところによる。

一 短期社債等 次に掲げるものをいう。

イ〜ヘ (略)

ト その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

(1) (3) (略)

二〜八 (略)

7・8 (略)

(商工組合中央金庫の子会社の範囲等)

第三十九条 商工組合中央金庫は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一〜二 (略)

二の二 金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。以下この号において同じ。

）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの

イ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第一号に掲

めるところによる。

一 短期社債等 次に掲げるものをいう。

イ〜ヘ (略)

ト その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

(1) (3) (略)

二〜八 (略)

7・8 (略)

(商工組合中央金庫の子会社の範囲等)

第三十九条 商工組合中央金庫は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一〜二 (略)

(新設)

ける行為

ロ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第二号に掲

げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。

）

ハ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第三号に掲
げる行為

三〇八（略）

二〇九（略）

（登録の拒否）

第六十条の六 主務大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当
するとき、又は第六十条の四第一項の登録申請書若しくはその添付
書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要
な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければなら
ない。

一 次のいずれかに該当する者

イ〜ニ（略）

ホ この法律、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号
）、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）、
協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百
八十三号）、信用金庫法、労働金庫法（昭和二十八年法律第二
百二十七号）、銀行法、金融サービスの提供に関する法律、農
林中央金庫法その他政令で定める法律又はこれらに相当する外

ける行為

ロ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第二号に掲

げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。

）

ハ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第三号に掲
げる行為

三〇八（略）

二〇九（略）

（登録の拒否）

第六十条の六 主務大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当
するとき、又は第六十条の四第一項の登録申請書若しくはその添付
書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要
な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければなら
ない。

一 次のいずれかに該当する者

イ〜ニ（略）

ホ この法律、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号
）、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）、
協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百
八十三号）、信用金庫法、労働金庫法（昭和二十八年法律第二
百二十七号）、銀行法、農林中央金庫法その他政令で定める法
律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑

<p>2 (略)</p>	<p>国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>二・三 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>二・三 (略)</p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第二条の二）</p> <p>第二章 前払式支払手段</p> <p>第一節—第三節（略）</p> <p>第四節 業務（第十三条—第二十一条の三）</p> <p>第五節・第六節（略）</p> <p>第三章 資金移動</p> <p>第一節 総則（第三十六条の二—第四十二条）</p> <p>第二節 業務（第四十三条—第五十一条の四）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第四節 雑則（第五十八条の二—第六十三条）</p> <p>第三章の二—第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「前払式支払手段発行者」とは、第三条第六項に規定する自家型発行者及び同条第七項に規定する第三者型発行者をいう。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 前払式支払手段</p> <p>第一節—第三節（略）</p> <p>第四節 情報の提供、発行保証金の供託その他の義務（第十三条—第二十一条の二）</p> <p>第五節・第六節（略）</p> <p>第三章 資金移動</p> <p>第一節 総則（第三十七条—第四十二条）</p> <p>第二節 業務（第四十三条—第五十一条の二）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第四節 雑則（第五十九条—第六十三条）</p> <p>第三章の二—第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「前払式支払手段発行者」とは、次条第六項に規定する自家型発行者及び同条第七項に規定する第三者型発行者をいう。</p>

2 この法律において「資金移動業」とは、銀行等以外の者が為替取引を業として営むことをいう。

3～14 (略)

15 この法律において「紛争解決等業務の種別」とは、紛争解決等業務に係る資金移動業務（資金移動業者が営む為替取引に係る業務をいう。第五十一条の四第一項第一号において同じ。）及び暗号資産交換業務（暗号資産交換業者が行う第七項各号に掲げる行為に係る業務をいう。第六十三条の十二第一項第一号において同じ。）の種別をいう。

16～19 (略)

第二条の二 金銭債権を有する者（以下この条において「受取人」という。）からの委託、受取人からの金銭債権の譲受けその他これらに類する方法により、当該金銭債権に係る債務者又は当該債務者からの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）その他これに類する方法により支払を行う者から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該受取人に当該資金を移動させる行為（当該資金を当該受取人に交付することにより移動させる行為を除く。）であつて、受取人が個人（事業として又は事業のために受取人となる場合におけるものを除く。）であることその他の内閣府令で定める要件を満たすものは、為替取引に該当するものとする。

2 この法律において「資金移動業」とは、銀行等以外の者が為替取引（少額の取引として政令で定めるものに限る。）を業として営むことをいう。

3～14 (略)

15 この法律において「紛争解決等業務の種別」とは、紛争解決等業務に係る資金移動業務（資金移動業者が営む為替取引に係る業務をいう。第五十一条の二第一項第一号において同じ。）及び暗号資産交換業務（暗号資産交換業者が行う第七項各号に掲げる行為に係る業務をいう。第六十三条の十二第一項第一号において同じ。）の種別をいう。

16～19 (略)

(新設)

(自家型発行者の届出)

第五条 前払式支払手段を発行する法人（人格のない社団又は財団であつて代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）又は個人のうち、自家型前払式支払手段のみを発行する者は、基準日においてその自家型前払式支払手段の基準日未使用残高がその発行を開始してから最初に基準額（第十四条第一項に規定する基準額をいう。）を超えることとなつたときは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならぬ。自家型前払式支払手段の発行の業務の全部を廃止した後再びその発行を開始したときも、同様とする。

一〇八 (略)

九 前払式支払手段の発行の業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の氏名又は商号若しくは名称及び住所

十・十一 (略)

2・3 (略)

(登録の申請)

第八条 前条の登録を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一〇七 (略)

八 前払式支払手段の発行の業務の一部を第三者に委託する場合に

(自家型発行者の届出)

第五条 前払式支払手段を発行する法人（人格のない社団又は財団であつて代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）又は個人のうち、自家型前払式支払手段のみを発行する者は、基準日においてその自家型前払式支払手段の基準日未使用残高がその発行を開始してから最初に基準額（第十四条第一項に規定する基準額をいう。）を超えることとなつたときは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならぬ。自家型前払式支払手段の発行の業務の全部を廃止した後再びその発行を開始したときも、同様とする。

一〇八 (略)

(新設)

九・十 (略)

2・3 (略)

(登録の申請)

第八条 前条の登録を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一〇七 (略)

(新設)

あつては、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の氏名又は商号若しくは名称及び住所

九・十 (略)

2 (略)

第四節 業務

(利用者の保護等に関する措置)

第十三条 (略)

2 前払式支払手段発行者が加入する認定資金決済事業者協会が当該前払式支払手段発行者に係る前項第四号に掲げる事項を前払式支払手段の利用者に周知する場合その他の内閣府令で定める場合には、当該前払式支払手段発行者は、同項の規定にかかわらず、当該事項について同項の規定による情報の提供をすることを要しない。

3 前払式支払手段発行者は、第一項に規定するもののほか、内閣府令で定めるところにより、前払式支払手段の利用者の保護を図り、及び前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(発行保証金信託契約)

第十六条 前払式支払手段発行者は、信託会社等との間で、発行保証金信託契約(当該信託会社等が内閣総理大臣の命令に応じて信託財

八・九 (略)

2 (略)

第四節 情報の提供、発行保証金の供託その他の義務

(情報の提供)

第十三条 (略)

2 前払式支払手段発行者が加入する認定資金決済事業者協会が当該前払式支払手段発行者に係る前項第四号及び第五号に掲げる事項を前払式支払手段の利用者に周知する場合その他の内閣府令で定める場合には、当該前払式支払手段発行者は、同項の規定にかかわらず、当該事項について同項の規定による情報の提供をすることを要しない。

(新設)

(発行保証金信託契約)

第十六条 前払式支払手段発行者は、信託会社等との間で、発行保証金信託契約(当該信託会社等が内閣総理大臣の命令に応じて信託財

産を発行保証金の供託に充てることを信託の目的として当該信託財産の管理その他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の信託契約をいう。以下この章において同じ。）を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該発行保証金信託契約に基づき信託財産が信託されている間、当該信託財産の額につき、発行保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。

2・3 (略)

(委託先に対する指導)

第二十一条の二 前払式支払手段発行者は、前払式支払手段の発行の業務の一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をした場合には、内閣府令で定めるところにより、当該委託に係る業務の委託先に対する指導その他の当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(苦情処理に関する措置)

第二十一条の三 (略)

(業務改善命令)

第二十五条 内閣総理大臣は、前払式支払手段発行者の前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該前払式支払手段発行者に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置その他

産を発行保証金の供託に充てることを信託の目的として当該信託財産の管理その他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の信託契約をいう。以下この章において同じ。）を締結し、内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該発行保証金信託契約に基づき信託財産が信託されている間、当該信託財産の額につき、発行保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。

2・3 (略)

(新設)

(苦情処理に関する措置)

第二十一条の二 (略)

(業務改善命令)

第二十五条 内閣総理大臣は、前払式支払手段発行者の前払式支払手段の発行の業務の運営に関し、前払式支払手段の利用者の利益を害する事実があると認めるときは、その利用者の利益の保護のために必要な限度において、当該前払式支払手段発行者に対し、当該業務

監督上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(自家型前払式支払手段の発行の業務の承継に係る特例)

第三十条 (略)

2 前項の規定により自家型発行者とみなされた者は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 承継した自家型前払式支払手段に係る第五条第一項第六号から第十号までに掲げる事項

3・4 (略)

(定義)

第三十六条の二 この章において「第一種資金移動業」とは、資金移動業のうち、第二種資金移動業及び第三種資金移動業以外のものをいう。

2 この章において「第二種資金移動業」とは、資金移動業のうち、少額として政令で定める額以下の資金の移動に係る為替取引のみを業として営むこと(第三種資金移動業を除く。)をいう。

3 この章において「第三種資金移動業」とは、資金移動業のうち、特に少額として政令で定める額以下の資金の移動に係る為替取引のみを業として営むことをいう。

の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(自家型前払式支払手段の発行の業務の承継に係る特例)

第三十条 (略)

2 前項の規定により自家型発行者とみなされた者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 承継した自家型前払式支払手段に係る第五条第一項第六号から第十号までに掲げる事項

3・4 (略)

(新設)

(登録の申請)

第三十八条 前条の登録を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 六 (略)

七 資金移動業の種別(第一種資金移動業、第二種資金移動業及び

第三種資金移動業の種別をいう。以下この章において同じ。)

八 十一 (略)

2 (略)

(業務実施計画の認可)

第四十条の二 資金移動業者は、第一種資金移動業を営もうとするときは、次に掲げる事項を記載した業務実施計画を定め、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。その変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。

一 為替取引により移動させる資金の額の上限額を定める場合にあっては、当該上限額

二 為替取引を行うために使用する電子情報処理組織の管理の方法

三 その他内閣府令で定める事項

2 資金移動業者は、前項に規定する内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(登録の申請)

第三十八条 前条の登録を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 六 (略)

(新設)

七 十一 (略)

2 (略)

(新設)

3 | 内閣総理大臣は、その必要の限度において、第一項の認可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

(変更登録等)

第四十一条 資金移動業者は、第三十八条第一項第七号に掲げる事項の変更(新たな種別の資金移動業を営もうとするものによるものに限る。)をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の変更登録を受けなければならない。

2 | 第三十八条から第四十条までの規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第三十八条第一項中「次に掲げる」とあるのは「変更に係る」と、同条第二項中「第四十条第一項各号」とあるのは「第四十条第一項各号(第一号、第二号及び第六号から第十号までを除く。)」と、第三十九条第一項中「次に掲げる」とあるのは「変更に係る」と、第四十条第一項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第一号、第二号及び第六号から第十号までを除く。)」と読み替えるものとする。

3 | 資金移動業者は、第三十八条第一項第八号に掲げる事項の変更のうち資金移動業の利用者の保護に欠け、又は資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれが大きいものとして内閣府令で定める変更(次項において「特定業務内容等の変更」という。)をしようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

4 | 資金移動業者は、第三十八条第一項各号に掲げる事項のいずれか

(変更の届出)

第四十一条 (新設)

(新設)

(新設)

資金移動業者は、第三十八条第一項各号に掲げる事項のいずれか

に変更（特定業務内容等の変更を除き、同項第七号に掲げる事項の変更にあつては、一の種別の資金移動業の全部を廃止したことによるものに限る。）があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 内閣総理大臣は、前二項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を資金移動業者登録簿に登録しなければならない。

（履行保証金の供託）

第四十三条 資金移動業者は、次の各号に掲げる資金移動業の種別に
応じ、当該各号に定めるところにより、資金移動業の種別ごとに履
行保証金をその本店（外国資金移動業者である資金移動業者にあつ
ては、国内における主たる営業所。第四十八条において同じ。）の
最寄りの供託所に供託しなければならない。

一 第一種資金移動業 各営業日における第一種資金移動業に係る

要履行保証額以上の額に相当する額の履行保証金を、当該各営業
日から一週間以内で内閣府令で定める期間内において資金移動業
者が定める期間内に供託すること。

二 第二種資金移動業又は第三種資金移動業 一週間以内で資金移

動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間ごとに、当該期間に
おける第二種資金移動業又は第三種資金移動業に係る要履行保証
額の最高額以上の額に相当する額の履行保証金を、当該期間の末

に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出
なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出
があつた事項を資金移動業者登録簿に登録しなければならない。

（履行保証金の供託）

第四十三条 資金移動業者は、一月を超えない範囲内で内閣府令で定
める期間ごとに、当該期間における要履行保証額の最高額（第四十
七条第一号において「要供託額」という。）以上の額に相当する額
の履行保証金を、当該期間の末日（同号において「基準日」という
。）から一週間以内に、その本店（外国資金移動業者である資金移
動業者にあつては、国内における主たる営業所。第四十八条におい
て同じ。）の最寄りの供託所に供託しなければならない。

（新設）

（新設）

日(第四十五条の二第四項及び第五項並びに第四十七条第一号において「基準日」という。)から一週間以内で内閣府令で定める期間内において資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間内に供託すること。

- 2 前項各号の「要履行保証額」とは、資金移動業の種別ごとの各営業日における未達債務の額(資金移動業者がその行う為替取引に關し負担する債務の額であつて内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。以下この章において同じ。)と第五十九条第一項の権利の実行の手續に關する費用の額として内閣府令で定めるところにより算出した額の合計額(第四十五条の二第一項の規定の適用を受けている資金移動業者が當む第三種資金移動業にあつては、第三種資金移動業に係る各営業日における未達債務の額から当該各営業日における未達債務の額に同項に規定する預貯金等管理割合を乗じて得た額を控除した額と第五十九条第一項の権利の実行の手續に關する費用の額として内閣府令で定めるところにより算出した額の合計額)をいう。ただし、当該合計額が小規模な資金移動業者がその行う為替取引に關し負担する債務の履行を確保するために必要な額として政令で定める額以下である場合には、当該政令で定める額とする。
- 3 (略)

(履行保証金保全契約)

第四十四条 資金移動業者は、政令で定めるところにより、その當む

- 2 前項の「要履行保証額」とは、各営業日における未達債務の額(資金移動業者がその行う為替取引に關し負担する債務の額であつて内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。以下この章において同じ。)と第五十九条第一項の権利の実行の手續に關する費用の額として内閣府令で定めるところにより算出した額の合計額(その合計額が小規模な資金移動業者がその行う為替取引に關し負担する債務の履行を確保するために必要な額として政令で定める額以下である場合には、当該政令で定める額)をいう。
- 3 (略)

(履行保証金保全契約)

第四十四条 資金移動業者は、政令で定めるところにより、履行保証

資金移動業の種別ごとに履行保証金保全契約（政令で定める要件を満たす銀行等その他政令で定める者が資金移動業者のために内閣総理大臣の命令に応じて履行保証金を供託する旨の契約をいう。以下この章において同じ。）を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該履行保証金保全契約の効力の存する間、保全金額（当該履行保証金保全契約において供託されることとなっている金額をいう。以下この章において同じ。）につき、当該種別の資金移動業に係る履行保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。

（履行保証金信託契約）

第四十五条 資金移動業者は、信託会社等との間で、その営む資金移動業の種別ごとに履行保証金信託契約（当該信託会社等が内閣総理大臣の命令に応じて信託財産を履行保証金の供託に充てることを信託の目的として当該信託財産の管理その他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の信託契約をいう。以下この章において同じ。）を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該履行保証金信託契約に基づき信託財産が信託されている間、当該信託財産の額につき、当該種別の資金移動業に係る履行保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。

2 履行保証金信託契約は、次に掲げる事項をその内容とするものでなければならぬ。

一 履行保証金信託契約を締結する資金移動業者が行う為替取引（

金保全契約（政令で定める要件を満たす銀行等その他政令で定める者が資金移動業者のために内閣総理大臣の命令に応じて履行保証金を供託する旨の契約をいう。以下この章において同じ。）を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該履行保証金保全契約の効力の存する間、保全金額（当該履行保証金保全契約において供託されることとなっている金額をいう。以下この章において同じ。）につき、履行保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。

（履行保証金信託契約）

第四十五条 資金移動業者が、信託会社等との間で、履行保証金信託契約（当該信託会社等が内閣総理大臣の命令に応じて信託財産を履行保証金の供託に充てることを信託の目的として当該信託財産の管理その他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の信託契約をいう。以下この章において同じ。）を締結し、内閣総理大臣の承認を受けた場合において、当該資金移動業者の各営業日において当該履行保証金信託契約に基づき信託されている信託財産の額が、その直前の営業日における要履行保証額（第四十三条第二項に規定する要履行保証額をいう。以下この章において同じ。）以上の額であるときは、同条第一項の規定は、適用しない。

2 履行保証金信託契約は、次に掲げる事項をその内容とするものでなければならぬ。

一 履行保証金信託契約を締結する資金移動業者（以下この条にお

当該履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業に係るものに限る。）の利用者を受益者とする事。

二 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

三・四 (略)

3 (略)

(削る)

いて「信託契約資金移動業者」という。）が行う為替取引の利用者を受益者とする事。

二 (略)

三 信託契約資金移動業者は、各営業日における要履行保証額を、その翌営業日までに信託会社等に通知すること。

四 信託契約資金移動業者は、各営業日において信託されている信託財産の額が、その直前の営業日における要履行保証額以上の額となるよう、必要に応じてその財産を信託財産として拠出する義務を負うこと。

五 信託会社等は、各営業日において信託されている信託財産の額が、その直前の営業日における要履行保証額以下となった場合には、当該信託財産に属する財産を信託契約資金移動業者に移転することができないこと。

六・七 (略)

3 (略)

4 第一項の規定の適用を受けていた資金移動業者について、各営業日のいずれかの日（以下この項において「特定日」という。）において履行保証金信託契約に基づき信託されている信託財産の額がその直前の営業日における要履行保証額未満の額となった場合における当該特定日が属する期間（第四十三条第一項に規定する内閣府令で定める期間をいう。以下この項において同じ。）の直前の期間についての同条第一項の規定の適用については、同項中「当該期間の末日（同号において「基準日」という。）から一週間以内に」とあ

(預貯金等による管理)

第四十五条の二 資金移動業者(第三種資金移動業を営む者に限る。

一)は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出したときは、第一号に掲げる日以後、第三種資金移動業に係る履行保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。この場合において、当該資金移動業者は、第三種資金移動業に係る各営業日における未達債務の額に第二号に掲げる割合(当該割合を変更したときは、その変更後のもの。以下この条及び第五十九条第一項において「預貯金等管理割合」という。)を乗じて得た額以上の額に相当する額の金銭を第一号に規定する預貯金等管理方法により管理しなければならない。

一 第三種資金移動業に係る各営業日における未達債務の額の全部又は一部に相当する額の金銭を、銀行等に対する預貯金(この項の規定により管理しなければならないものとされている金銭であることがその預貯金口座の名義により明らかなものに限る。)により管理する方法その他の内閣府令で定める方法(以下この条及び第五十三条第二項第二号において「預貯金等管理方法」という。)により管理することを開始する日

るのは、「第四十五条第一項に規定する履行保証金信託契約に基づき信託されている信託財産の額がその直前の営業日における要履行保証額未満の額となった日(同号において「基準日」という。)」とする。

(新設)

- 2 | 第三種資金移動業に係る未達債務の額のうち預貯金等管理方法により管理する額の当該未達債務の額に対する割合
- 三 | その他内閣府令で定める事項
- 2 | 前項の規定の適用を受けている資金移動業者は、預貯金等管理方法による管理の状況について、内閣府令で定めるところにより、定期に、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第五十三条第三項第二号において同じ。）又は監査法人の監査を受けなければならない。
- 3 | 第一項の規定の適用を受けている資金移動業者は、預貯金等管理割合その他内閣府令で定める事項の変更をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該変更を行う日その他内閣府令で定める事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 4 | 預貯金等管理割合を引き下げる変更は、前項の届出書に記載された当該変更を行う日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び前条第一項に規定する信託財産の額の合計額が、当該日の直前の基準日における第三種資金移動業に係る要供託額（第一項の規定の適用を受けている資金移動業者が当該変更をする場合にその営む第三種資金移動業について第四十三条第一項の規定により供託しなければならないこととなる履行保証金の額をいう。）以上である場合に限り、行うことができる。
- 5 | 第一項の規定の適用を受けている資金移動業者は、内閣府令で定

めるところにより、同項の規定の適用を受けることをやめる日（以下この項において「預貯金等管理終了日」という。）その他内閣府令で定める事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出して、第一項の規定の適用を受けることをやめることができる。ただし、預貯金等管理終了日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び前条第一項に規定する信託財産の額の合計額が、当該預貯金等管理終了日の直前の基準日における第三種資金移動業に係る要供託額（当該資金移動業者が第一項の規定の適用を受けることをやめる場合にその営む第三種資金移動業について第四十三条第一項の規定により供託しなければならないこととなる履行保証金の額をいう。）を下回るときは、この限りでない。

（履行保証金の取戻し）

第四十七条 一の種別の資金移動業に係る履行保証金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。

一 直前の基準日（第一種資金移動業にあつては、各営業日）における要供託額（資金移動業者が第四十三条第一項の規定により供託しなければならない履行保証金の額をいう。）が、当該基準日における履行保証金の額、保全金額及び第四十五条第一項に規定する信託財産の額の合計額を下回るとき。

二・三 （略）

（履行保証金の取戻し等）

第四十七条 履行保証金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。

一 基準日における要供託額が、その直前の基準日における履行保証金の額と保全金額の合計額を下回るとき。

二・三 （略）

(利用者の保護等に関する措置)

第五十一条 資金移動業者は、内閣府令で定めるところにより、銀行等が行う為替取引との誤認を防止するための説明、手数料その他の資金移動業に係る契約の内容についての情報の提供、利用者から受け入れた資金のうち為替取引に用いられることがないと認められるものを保有しないための措置その他の資金移動業の利用者の保護を図り、及び資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(第一種資金移動業に關し負担する債務の制限)

第五十一条の二 資金移動業者(第一種資金移動業を営む者に限る。

次項において同じ。)は、第一種資金移動業の各利用者に対し、移動する資金の額、資金を移動する日その他の内閣府令で定める事項が明らかでない為替取引(第一種資金移動業に係るものに限る。同項において同じ。)に関する債務を負担してはならない。

2 資金移動業者は、資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間その他の内閣府令で定める期間を超えて為替取引に関する債務を負担してはならない。

(第三種資金移動業に關し負担する債務の額の制限)

第五十一条の三 資金移動業者(第三種資金移動業を営む者に限る。

)は、第三種資金移動業の各利用者に対し、政令で定める額を超える額の債務(第三種資金移動業に係る為替取引に關し負担する債務

(利用者の保護等に関する措置)

第五十一条 資金移動業者は、内閣府令で定めるところにより、銀行等が行う為替取引との誤認を防止するための説明、手数料その他の資金移動業に係る契約の内容についての情報の提供その他の資金移動業の利用者の保護を図り、及び資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(新設)

(新設)

に限る。)を負担してはならない。

(指定資金移動業務紛争解決機関との契約締結義務等)

第五十一条の四 (略)

(報告書)

第五十三条 (略)

2 資金移動業者は、前項の報告書のほか、六月を超えない範囲内で内閣府令で定める期間(第二号において単に「期間」という。)ごとに、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる資金移動業者の区分に応じ、当該各号に定める報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 次号に掲げる者以外の資金移動業者 未達債務の額及び履行保証金の供託、履行保証金保全契約又は履行保証金信託契約に関する報告書

二 直前の期間において第四十五条の二第一項の規定の適用を受けていた資金移動業者 前号に定める報告書及び第三種資金移動業に係る預貯金等管理方法による管理の状況に関する報告書

3 前二項の報告書には、次の各号に掲げる資金移動業者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 前項第一号に掲げる者 財務に関する書類その他の内閣府令で定める書類

二 前項第二号に掲げる者 財務に関する書類、当該書類について

(指定資金移動業務紛争解決機関との契約締結義務等)

第五十一条の二 (略)

(報告書)

第五十三条 (略)

2 資金移動業者は、前項の報告書のほか、六月を超えない範囲内で内閣府令で定める期間ごとに、内閣府令で定めるところにより、未達債務の額及び履行保証金の供託、履行保証金保全契約又は履行保証金信託契約に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

3 前二項の報告書には、財務に関する書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(新設)

(新設)

の公認会計士又は監査法人の監査報告書その他の内閣府令で定める書類

(登録の取消し等)

第五十六条 内閣総理大臣は、資金移動業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十七条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて資金移動業の全部若しくは一部の停止を命ずることができらる。

一 (略)

二 不正の手段により第三十七条の登録又は第四十一条第一項の変更登録を受けたとき。

三 第四十条の二第一項の認可を受けた業務実施計画によらないで第一種資金移動業を営んだとき。

四 この法律若しくはこの法律に基づく命令、これらに基づく処分又は認可に付した条件に違反したとき。

2・3 (略)

(履行保証金の供託等に係る特例)

第五十八条の二 二以上の種別の資金移動業を営む資金移動業者であつて、その営む資金移動業の種別の全部又は一部について第四十三条第一項の規定による履行保証金の供託に係る当該資金移動業の種別ごとの算定期間、基準日等及び供託期限が同一である者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を内

(登録の取消し等)

第五十六条 内閣総理大臣は、資金移動業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十七条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて資金移動業の全部若しくは一部の停止を命ずることができらる。

一 (略)

二 不正の手段により第三十七条の登録を受けたとき。

(新設)

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2・3 (略)

(新設)

閣総理大臣に提出したときは、第一号に掲げる日（次項において「特例適用開始日」という。）以後、第二号に掲げる資金移動業の種別（以下この項及び次項において「特例対象資金移動業」という。）について一括供託をすることができる。この場合における特例対象資金移動業についての同条第一項及び第二項、第四十四条、第四十五条第一項及び第二項第一号、第四十七条並びに次条第一項の規定の適用については、第四十三条第一項中「資金移動業の種別ごとに履行保証金」とあるのは「履行保証金」と、「ならない」とあるのは「ならない」。ただし、当該資金移動業者が営む資金移動業に係る要履行保証額の総額が、小規模な資金移動業者がその行う為替取引に關し負担する債務の履行を確保するために必要な額として政令で定める額以下である場合には、当該政令で定める額以上の額に相当する額の履行保証金を、その本店の最寄りの供託所に供託しななければならない」と、同条第二項中「をいう。ただし、当該合計額が小規模な資金移動業者がその行う為替取引に關し負担する債務の履行を確保するために必要な額として政令で定める額以下である場合には、当該政令で定める額」とあるのは「をいう」と、第四十四条中「その営む資金移動業の種別ごとに履行保証金保全契約」とあるのは「履行保証金保全契約」と、「当該種別の資金移動業に係る履行保証金」とあるのは「履行保証金」と、第四十五条第一項中「その営む資金移動業の種別ごとに履行保証金信託契約」とあるのは「履行保証金信託契約」と、「当該種別の資金移動業に係る履行保証金」とあるのは「履行保証金」と、同号中「為替取引（当該

- 履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業に係るものに限る。）」とあるのは「為替取引」と、第四十七条中「一の種別の資金移動業に係る履行保証金」とあるのは「履行保証金」と、同条第一号中「第四十三条第一項」とあるのは「第四十三条第一項本文」と、次条第一項中「営む一の種別の資金移動業に係る」とあるのは「行う」と、「当該種別の資金移動業に係る履行保証金」とあるのは「履行保証金」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 一 一括供託を開始する日
 - 二 一括供託をする二以上の資金移動業の種別（算定期間、基準日等及び供託期限が同一であるものに限る。）
 - 三 その他内閣府令で定める事項
- 2 前項の届出書を提出した資金移動業者が特例適用開始日において第四十三条第一項の規定によりその営む特例対象資金移動業ごとに供託していた履行保証金については、当該資金移動業者が前項の規定により読み替えて適用する第四十三条第一項の規定により供託した履行保証金とみなす。
- 3 第一項の届出書を提出した資金移動業者が、内閣府令で定めるところにより、一括供託をやめる資金移動業の種別（以下この項及び次項において「特例適用終了資金移動業」という。）、特例適用終了資金移動業について一括供託をやめる日（以下この項及び次項において「特例適用終了日」という。）その他内閣府令で定める事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出したときは、特例適用終了日以後、当該特例適用終了資金移動業については、第一項の規定は

、適用しない。

4 前項の届出書を提出した資金移動業者が特例適用終了日において第一項の規定により読み替えて適用する第四十三条第一項の規定により供託していた履行保証金（第二項の規定により、第一項の規定により読み替えて適用する第四十三条第一項の規定により供託したとみなされた履行保証金を含む。）については、特例適用終了日の直前の基準日等における特例適用終了資金移動業ごとの要供託額（当該資金移動業者が特例適用終了資金移動業について一括供託をやる場合）に当該特例適用終了資金移動業ごとに第四十三条第一項の規定により供託しなければならないこととなる履行保証金の額をいう。）に応じて、内閣府令で定めるところにより、その営む特例適用終了資金移動業ごとに供託した履行保証金とみなす。

5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 算定期間 第一種資金移動業にあつては一営業日を、第二種資金移動業又は第三種資金移動業にあつては第四十三条第一項第二号に規定する一週間以内で資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間をいう。

二 基準日等 第一種資金移動業にあつては各営業日を、第二種資金移動業又は第三種資金移動業にあつては第四十三条第一項第二号に規定する基準日をいう。

三 供託期限 第一種資金移動業にあつては第四十三条第一項第一号に規定する各営業日から一週間以内で内閣府令で定める期間内

において資金移動業者が定める期間の末日を、第二種資金移動業又は第三種資金移動業にあつては同項第二号に規定する基準日から一週間以内で内閣府令で定める期間内において資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間の末日をいう。

四 一括供託 同一の手續により一括して行う履行保証金の供託をいう。

(履行保証金の還付)

第五十九条 資金移動業者がその営む一の種別の資金移動業に係る為替取引に關し負担する債務に係る債権者は、当該種別の資金移動業に係る履行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。ただし、第四十五条の二第一項の規定の適用を受けている資金移動業者がその行う為替取引(第三種資金移動業に係るものに限る。)に關し負担する債務に係る債権者は、当該債務に係る債権については、当該債権の額から当該債権の額に預貯金等管理割合を乗じて得た額を控除した額を限度として、当該権利を有するものとする。

2 6 (略)

(登録の取消し等に伴う債務の履行の完了等)

第六十二条 (略)

2 二以上の種別の資金移動業を営む資金移動業者について、第四十条第五項の規定により一の種別の資金移動業の全部の廃止による

(履行保証金の還付)

第五十九条 資金移動業者がその行う為替取引に關し負担する債務に係る債権者は、履行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

2 6 (略)

(登録の取消し等に伴う債務の履行の完了等)

第六十二条 (略)
(新設)

資金移動業の種別の変更が資金移動業者登録簿に登録されたときは、当該資金移動業者は、廃止した種別の資金移動業に係る為替取引に関し負担する債務の履行を完了する目的の範囲内においては、なお当該種別の資金移動業を営む資金移動業者として第三十七条の登録を受けているものとみなす。

(利用者財産の管理)

第六十三条の十一 (略)

2 (略)

3 暗号資産交換業者は、前二項の規定による管理の状況について、内閣府令で定めるところにより、定期に、公認会計士（公認会計士法第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第六十三条の十四第三項において同じ。）又は監査法人の監査を受けなければならない。

(履行保証暗号資産)

第六十三条の十一の二 暗号資産交換業者は、前条第二項に規定する内閣府令で定める要件に該当する暗号資産と同じ種類及び数量の暗号資産（以下この項及び第六十三条の十九の二第一項において「履行保証暗号資産」という。）を自己の暗号資産として保有し、内閣府令で定めるところにより、履行保証暗号資産以外の自己の暗号資産と分別して管理しなければならない。この場合において、当該暗号資産交換業者は、履行保証暗号資産を利用者の保護に欠けるおそ

(利用者財産の管理)

第六十三条の十一 (略)

2 (略)

3 暗号資産交換業者は、前二項の規定による管理の状況について、内閣府令で定めるところにより、定期に、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第六十三条の十四第三項において同じ。）又は監査法人の監査を受けなければならない。

(履行保証暗号資産)

第六十三条の十一の二 暗号資産交換業者は、前条第二項に規定する内閣府令で定める要件に該当する暗号資産と同じ種類及び数量の暗号資産（以下この項、第六十三条の十九の二第一項及び第百八条第三号において「履行保証暗号資産」という。）を自己の暗号資産として保有し、内閣府令で定めるところにより、履行保証暗号資産以外の自己の暗号資産と分別して管理しなければならない。この場合において、当該暗号資産交換業者は、履行保証暗号資産を利用者の

れが少ないものとして内閣府令で定める方法で管理しなければならない。

2 (略)

(会員に関する情報の利用者への周知等)

第九十条 前払式支払手段発行者をその会員とする認定資金決済事業者協会は、前払式支払手段発行者である会員から第十三条第一項第四号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項について当該前払式支払手段の利用者への周知を求められた場合には、当該事項を当該前払式支払手段の利用者に周知しなければならない。

2 (略)

第一百七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 不正の手段により第七条、第三十七条若しくは第六十三条の二の登録又は第四十一条第一項の変更登録を受けた者

三 (略)

四 第四十一条第一項の変更登録を受けずに新たな種別の資金移動業を営んだ者

五 九 (略)

第一百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若し

保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定める方法で管理しなければならない。

2 (略)

(会員に関する情報の利用者への周知等)

第九十条 前払式支払手段発行者をその会員とする認定資金決済事業者協会は、前払式支払手段発行者である会員から第十三条第一項第四号及び第五号に掲げる事項について当該前払式支払手段の利用者への周知を求められた場合には、当該事項を当該前払式支払手段の利用者に周知しなければならない。

2 (略)

第一百七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 不正の手段により第七条、第三十七条又は第六十三条の二の登録を受けた者

三 (略)

(新設)

四 八 (略)

第一百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若し

くは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一| 第四十条の二第一項の認可を受けなくて第三十六条の二第一項に規定する第一種資金移動業を営んだ者

二・三| (略)

四| 第六十三条の十一の二第一項前段の規定に違反して、履行保証暗号資産(同項に規定する履行保証暗号資産をいう。以下この号において同じ。)を保有せず、又は履行保証暗号資産を履行保証暗号資産以外の自己の暗号資産と分別して管理しなかつた者

五| 七| (略)

第九九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二| (略)

三| 第四十五条の二第一項後段の規定に違反して、同項第一号に規定する預貯金等管理方法による管理を行わなかつた者

四| 十| (略)

第一百十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一| (略)

二| 第八条第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定による添付書類、第三十八条第一項(第四十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による登録申請書若しくは第三

くは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(新設)

一・二| (略)

三| 第六十三条の十一の二第一項前段の規定に違反して、履行保証暗号資産を保有せず、又は履行保証暗号資産を履行保証暗号資産以外の自己の暗号資産と分別して管理しなかつた者

四| 六| (略)

第九九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二| (略)

(新設)

三| 九| (略)

第一百十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一| (略)

二| 第八条第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定による添付書類、第三十八条第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定による添付書類又は第六十三条の三第一

十八条第二項(第四十一条第二項において準用する場合を含む。)
の規定による添付書類又は第六十三条の三第一項の規定による
登録申請書若しくは同条第二項の規定による添付書類に虚偽の記
載をして提出した者

三〇十二 (略)

第百十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰
金に処する。

一 第五条第三項、第十一条第一項、第四十条の二第二項、第四十
一条第三項若しくは第四項若しくは第六十三条の六第一項若しく
は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二〇十 (略)

第百十五条 法人(人格のない社団又は財団であつて代表者又は管理
人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者
若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業
者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反
行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当
該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する
。

一 第百八条(第一号及び第七号を除く。) 三億円以下の罰金刑

二・三 (略)

四 第百七条、第百八条第一号若しくは第七号、第百九条第一号、

項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定による添付
書類に虚偽の記載をして提出した者

三〇十二 (略)

第百十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰
金に処する。

一 第五条第三項、第十一条第一項、第四十一条第一項若しくは第
六十三条の六第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又
は虚偽の届出をした者

二〇十 (略)

第百十五条 法人(人格のない社団又は財団であつて代表者又は管理
人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者
若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業
者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反
行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当
該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する
。

一 第百八条(第六号を除く。) 三億円以下の罰金刑

二・三 (略)

四 第百七条、第百八条第六号、第百九条第一号、第百十二条第一

2

第百十二条第一号、第二号若しくは第九号から第十二号まで、第百十三条又は前条 各本条の罰金刑
(略)

2

号、第二号若しくは第九号から第十二号まで、第百十三条又は前条 各本条の罰金刑
(略)

○ 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（附則第十七条関係）

改正案	現行
<p>（金融サービスの提供に関する法律の準用）</p> <p>第二百二十条の三 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第七條から第十條までの規定は、商品先物取引業者が行う商品取引契約の締結について準用する。この場合において、同法第七條第一項中「前條」とあるのは「商品先物取引法第二百八條第四項」と、同項及び同法第八條中「重要事項について説明をしなければ」と又は断定的判断の提供等を行ったこと」とあるのは「商品先物取引法第二百十四條（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反した」と又は同法第二百十七條第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなければ」と、同法第十條第二項第一号中「当該金融商品の販売に係る契約」とあるのは「商品取引契約」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。</p> <p>（金融サービスの提供に関する法律の準用）</p> <p>第二百四十條の十九 金融サービスの提供に関する法律第七條から第十條までの規定は、商品先物取引仲介業者が行う商品先物取引仲介行為について準用する。この場合において、同法第七條第一項中「前條」とあるのは「商品先物取引法第二百四十條の十八第三項」と</p>	<p>（金融商品の販売等に関する法律の準用）</p> <p>第二百二十条の三 金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第六條から第九條までの規定は、商品先物取引業者が行う商品取引契約の締結について準用する。この場合において、同法第六條第一項中「前條」とあるのは「商品先物取引法第二百八條第四項」と、同項及び同法第七條中「重要事項について説明をしなければ」と又は断定的判断の提供等を行ったこと」とあるのは「商品先物取引法第二百十四條（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反した」と又は同法第二百十七條第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなければ」と、同法第九條第二項第一号中「当該金融商品の販売に係る契約」とあるのは「商品取引契約」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。</p> <p>（金融商品の販売等に関する法律の準用）</p> <p>第二百四十條の十九 金融商品の販売等に関する法律第六條から第九條までの規定は、商品先物取引仲介業者が行う商品先物取引仲介行為について準用する。この場合において、同法第六條第一項中「前條」とあるのは「商品先物取引法第二百四十條の十八第三項」と、</p>

、同項及び同法第八條中「重要事項について説明をしなかったこと又は断定的判断の提供等を行ったこと」とあるのは「商品先物取引法第二百四十条の十六（第一号イに係る部分に限る。）の規定に違反したこと又は同法第二百七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなかったこと」と、同法第十條第二項第一号中「当該金融商品の販売に係る契約」とあるのは「商品取引契約」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三百七十三條 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第二百二十條の三又は第二百四十條の十九において準用する金融サービスの提供に関する法律第十條第一項の規定に違反して勧誘方針を定めず、又は同條第三項の規定に違反してこれを公表しなかつた者

二 (略)

同項及び同法第七條中「重要事項について説明をしなかったこと又は断定的判断の提供等を行ったこと」とあるのは「商品先物取引法第二百四十条の十六（第一号イに係る部分に限る。）の規定に違反したこと又は同法第二百七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなかったこと」と、同法第九條第二項第一号中「当該金融商品の販売に係る契約」とあるのは「商品取引契約」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三百七十三條 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第二百二十條の三又は第二百四十條の十九において準用する金融商品の販売等に関する法律第九條第一項の規定に違反して勧誘方針を定めず、又は同條第三項の規定に違反してこれを公表しなかつた者

二 (略)

○ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（附則第十八条関係）

改正案	現行
<p>（執行役員の資格）</p> <p>第九十八条 次に掲げる者は、執行役員となることができない。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 この法律、信託法、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、金融商品取引法、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百号）、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六</p>	<p>（執行役員の資格）</p> <p>第九十八条 次に掲げる者は、執行役員となることができない。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 この法律、信託法、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、金融商品取引法、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認</p>

十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二号まで若しくは第二百七十四条の罪、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

（監督役員の資格）

第百条 次に掲げる者は、監督役員となることができない。

一～四 （略）

五 投資法人の発行する投資口を引き受ける者の募集の委託を受けた金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。）、金融商品仲介業者（同法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。以下この号において同じ。）若しくは金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に

援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二号まで若しくは第二百七十四条の罪、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

（監督役員の資格）

第百条 次に掲げる者は、監督役員となることができない。

一～四 （略）

五 投資法人の発行する投資口を引き受ける者の募集の委託を受けた金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。）、若しくは金融商品仲介業者（同法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらの子会社の役員若しくは使用人若

関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をい
い、同条第四項に規定する有価証券等仲介業務を行う者に限る。
以下この号において同じ。）若しくはこれらの子会社の役員若し
くは使用者若しくは個人である金融商品仲介業者若しくは金融サ
ービス仲介業者又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であつ
たもの

六
(略)

しくは個人である金融商品仲介業者又はこれらの者のうちの一若
しくは二以上であつたもの

六
(略)

○ 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）（附則第十九条関係）

改正案	現行
<p>（不動産信託受益権等の売買等に係る特例）</p> <p>第五十条の二の四 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）、金融商品仲介業者（同条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。）又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、同条第四項に規定する有価証券等仲介業務の種類に係る同法第十二条の登録を受けているものに限る。）である宅地建物取引業者が、宅地若しくは建物に係る信託の受益権又は当該受益権に対する投資事業に係る組合契約（民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約をいう。）、匿名組合契約（商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。）若しくは投資事業有限責任組合契約（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約をいう。）に基づく権利（以下この条において「不動産信託受益権等」という。）の売主となる場合（暗号資産（金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号資産をいう。以下この条において同じ。）を対価とする譲渡を含む。）又は不動産信託受益権等の売買（暗号資産を対価とする譲渡又は譲受け</p>	<p>（不動産信託受益権等の売買等に係る特例）</p> <p>第五十条の二の四 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）又は金融商品仲介業者（同条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。）である宅地建物取引業者が、宅地若しくは建物に係る信託の受益権又は当該受益権に対する投資事業に係る組合契約（民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約をいう。）、匿名組合契約（商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。）若しくは投資事業有限責任組合契約（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約をいう。）に基づく権利（以下この条において「不動産信託受益権等」という。）の売主となる場合（暗号資産（金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号資産をいう。以下この条において同じ。）を対価とする譲渡を含む。）又は不動産信託受益権等の売買（暗号資産を対価とする譲渡又は譲受けを含む。）の代理若しくは媒介をする場合においては、これを当該宅地建物取引業者が宅地又は建物に係る信託（当該宅地建物取引業者を委託者とするものに限る。）の受益権の売主となる場合とみなして第三十五条第三項から第五項までの規定を適用</p>

を含む。)の代理若しくは媒介をする場合においては、これを当該宅地建物取引業者が宅地又は建物に係る信託(当該宅地建物取引業者を委託者とするものに限る。)の受益権の売主となる場合とみなして第三十五条第三項から第五項までの規定を適用する。この場合において、同条第三項本文中「売買の相手方に対して」とあるのは「売買の相手方又は代理を依頼した者若しくは媒介に係る売買の各当事者(以下「不動産信託受益権売買等の相手方」という。)に対して」と、「信託の受益権に係る」とあるのは「第五十条の二の四に規定する不動産信託受益権等に係る」と、同項ただし書中「売買の相手方」とあり、及び同項第七号中「信託の受益権の売買の相手方」とあるのは「不動産信託受益権売買等の相手方」とする。

する。この場合において、同条第三項本文中「売買の相手方に対して」とあるのは「売買の相手方又は代理を依頼した者若しくは媒介に係る売買の各当事者(以下「不動産信託受益権売買等の相手方」という。)に対して」と、「信託の受益権に係る」とあるのは「第五十条の二の四に規定する不動産信託受益権等に係る」と、同項ただし書中「売買の相手方」とあり、及び同項第七号中「信託の受益権の売買の相手方」とあるのは「不動産信託受益権売買等の相手方」とする。

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第二十条関係）

改正案		現行	
別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九 条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十 九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係 ）	登記、登録、特許、免許、許可、 認可、認定、指定又は技能証明の 事項	課税標準	税率
	一〇四十七（略）		
四十八 金融サービス仲介業者の登録又は認定金融サービス仲 介業協会の認定	(一) 金融サービスの提供に關す る法律（平成十二年法律第百 一号）第十二条（登録）の金 融サービス仲介業者の登録	登録件数	一件につき 九万円
	(二) 金融サービスの提供に關す 金融サービスの登録	登録件数	一件につき
別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九 条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十 九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係 ）	登記、登録、特許、免許、許可、 認可、認定、指定又は技能証明の 事項	課税標準	税率
	一〇四十七（略）		
四十八 削除			

五十〇百六十 (略)	(一)・(二) (略)	四十九 第三者型前払式支払手段の発行者の登録、資金移動業者の登録、暗号資産交換業者の登録、資金清算業の免許又は認定資金決済事業者協会の認定	<p>る法律第十六条第一項(変更登録等)の変更登録(同法第十三条第一項第四号(登録の申請)の業務の種別の増加に係るものに限る。)</p> <p>(三) 金融サービスの提供に関する法律第四十条(認定金融サービス仲介業協会の認定)の認定金融サービス仲介業協会の認定</p>	九万円		
	(三) 資金決済に関する法律第四十一条第一項(変更登録等)の変更登録				登録件数	一件につき
	(四)・(六) (略)				(略)	十五万円
五十〇百六十 (略)	(一)・(二) (略)	四十九 第三者型前払式支払手段の発行者の登録、資金移動業者の登録、暗号資産交換業者の登録、資金清算業の免許又は認定資金決済事業者協会の認定	<p>る法律第十六条第一項(変更登録等)の変更登録(同法第十三条第一項第四号(登録の申請)の業務の種別の増加に係るものに限る。)</p> <p>(三) 金融サービスの提供に関する法律第四十条(認定金融サービス仲介業協会の認定)の認定金融サービス仲介業協会の認定</p>	九万円		
	(三) (新設)				(略)	(略)
	(三)・(五) (略)				(略)	(略)

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第二十一条関係）

		別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）		改 正 案	
				提供を受ける国の 機関又は法人	事 務
十二 金融庁又は 財務省	一〇十一（略）	資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）による同法第七条の登録、同法第十一条第一項の届出、同法第三十七条の登録、同法第四十一条第四項の届出、同法第六十三条の二の登録、同法第六十三条の六第二項の届出、同法第六十四条第一項の免許、同法第七十七条の届出又は同法第八十七条の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの	提供を受ける国の 機関又は法人	事 務	現 行
十二 金融庁又は 財務省					

<p>十三〽百二十三 (略)</p>	<p>十二の二 金融庁 又は財務省</p> <p>金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第百一号)による同法第十二条の登録、同法第十六条第三項の届出、同法第四十条の認定、同法第七十五条第一項の登録又は同法第七十七条において準用する金融商品取引法第六十四条の四の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>十三〽百二十三 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（附則第二十二條關係）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>別表（第二條關係） 一～四十七（略） 四十八 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百 号）第四章に規定する罪 四十九～五十九（略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>別表（第二條關係） 一～四十七（略） （新設） 四十八～五十八（略）</p>

○ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（附則第二十三条関係）

改正案	現行
<p>（取締役の資格）</p> <p>第七十条 次に掲げる者は、取締役となることができない。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 この法律、金融商品取引法、会社法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）、信託業法、信託法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理</p>	<p>（取締役の資格）</p> <p>第七十条 次に掲げる者は、取締役となることができない。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 この法律、金融商品取引法、会社法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、信託業法、信託法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）第</p>

手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二号まで若しくは第二百七十四条の罪、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

2

六〇十（略）

第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二号まで若しくは第二百七十四条の罪、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

2

六〇十（略）

○ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）（附則第二十四条関係）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>別表第二（第二条関係） 一～三十（略） 三十一 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一 号）第八十八条第四号（損失補填に係る利益の收受等）の罪 三十二～三十八（略）</p>	<p>別表第二（第二条関係） 一～三十（略） （新設） 三十一～三十七（略）</p>

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 金融庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次号イからキまでに掲げる者の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>三 次に掲げる者の検査その他の監督に関すること。</p> <p>イゝネ （略）</p> <p>ナ 取引情報蓄積機関（金融商品取引法第百五十六条の六十三第一項に規定する取引情報蓄積機関をいう。）</p> <p>ラゝア （略）</p> <p>サ 金融サービス仲介業を行う者</p> <p>キ 認定金融サービス仲介業協会</p> <p>四〇二十七 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（証券取引等監視委員会）</p> <p>第八条 証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 金融庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次号イからアまでに掲げる者の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>三 次に掲げる者の検査その他の監督に関すること。</p> <p>イゝネ （略）</p> <p>ナ 取引情報蓄積機関（金融商品取引法第百五十六条の六十四第三項に規定する取引情報蓄積機関をいう。）</p> <p>ラゝア （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>四〇二十七 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（証券取引等監視委員会）</p> <p>第八条 証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法</p>

律第九十八号)、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第三十四号)、預金保険法、資産の流動化に関する法律、金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第百一号)、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)、個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)及び犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(勧告)

第二十条 委員会は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、預金保険法、資産の流動化に関する法律、金融サービスの提供に関する法律、社債、株式等の振替に関する法律又は犯罪による収益の移転防止に関する法律(これらの法律に基づく命令を含む。)の規定に基づき、検査、報告若しくは資料の提出の命令、質問若しくは意見の徴取又は犯則事件の調査(次条において「証券取引検査等」という。)を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、金融商品取引の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣及び長官に勧告することができる。

2
(略)

律第九十八号)、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第三十四号)、預金保険法、資産の流動化に関する法律、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)、個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)及び犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(勧告)

第二十条 委員会は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、預金保険法、資産の流動化に関する法律、社債、株式等の振替に関する法律又は犯罪による収益の移転防止に関する法律(これらの法律に基づく命令を含む。)の規定に基づき、検査、報告若しくは資料の提出の命令、質問若しくは意見の徴取又は犯則事件の調査(次条において「証券取引検査等」という。)を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、金融商品取引の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣及び長官に勧告することができる。

2
(略)